

# 行橋市 緑の基本計画

Yukuhashi City Green Basic Plan



令和2年 3月  
行橋市

# 《 目 次 》

## 序章 緑の基本計画について

序-1 緑の基本計画とは	1
序-2 対象とする「緑」	1
序-3 緑の役割	1
序-4 前計画の概要	2
序-5 改定の背景、目的	3
序-6 計画の位置付け	4
序-7 目標年次	4
序-8 計画改定業務のフローチャート	5

## 第1章 緑の現況

1-1 緑地状況・緑化状況調査	6
1) 緑地状況調査	6
(1) 緑地現況	7
(2) 緑の現況量	9
(3) 都市公園の現況調査	12
2) 緑化状況調査等	17

## 第2章 解析・評価と課題の整理

2-1 解析・評価	22
1) 総合的な解析・評価	22
(1) 総合的にみた緑地	23
(2) 環境保全からみた緑地	23
(3) レクリエーションからみた緑地	23
(4) 防災からみた緑地	23
(5) 景観からみた緑地	23
2) 環境保全からみた緑地の解析・評価	24
(1) 都市の骨格の形成・市街地の無秩序な連坦の抑制に資する緑地	24
(2) 多様な生き物等の生息地と共生の緑地	24
(3) 都市気候の緩和に資する緑地	24
(4) 身近な自然環境の保全に資する緑地	24

3) レクリエーションからみた緑地の解析・評価	24
(1) 日常的な健康運動やスポーツの場となる緑地	24
(2) 広域レクリエーションに資する緑地	25
(3) レクリエーションネットワークに資する緑地	25
(4) 自然や人とのふれあいの場となる緑地	25
4) 防災からみた緑地の解析・評価	25
(1) 地震災害時等における安全性の確保に資する緑地	25
(2) 自然災害の防止・緩和に資する緑地	25
(3) 都市災害の防止・緩和に資する緑地	25
(4) 公害の防止等に資する緑地	26
5) 景観からみた緑地の解析・評価	26
(1) 郷土景観を構成する緑地	26
(2) 地域の特徴を活かした緑地	26
(3) 地域の潤いやまちの美観に資する緑地	26
2-2 課題の整理	27
1) 緑を取り巻く社会情勢の変化について	27
(1) 地球環境問題に対する緑地の保全や活用	27
(2) 大規模災害への対応	27
(3) 人口減少、少子高齢化の進展	27
(4) 耕作放棄地や空家の増加	27
(5) 財政状況の変化	27
2) 緑に関する現状と課題	28
(1) 緑地に関すること	28
(2) 公園に関すること	29
(3) 緑や樹木に関すること	29
(4) 協働に関すること	29
3) 緑に関する市民の意識	30
(1) 行橋市の緑のあり方について	30
(2) 行橋市の公園のあり方について	30
(3) 緑のまちづくりへの取組について	30
2-3 本計画で重視すべき視点	31

### 第3章 計画の基本方針

3-1 将来像と基本方針	33
1) 第5次行橋市総合計画の将来像と基本目標	33
2) 都市計画マスタープランの将来像と基本方針等	33
3) 緑の基本計画の将来像と基本方針への展開	34
3-2 施策の体系	35

### 第4章 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 計画のフレーム	36
1) 計画対象区域	36
2) 人口の見通し	36
3) 市街地（用途地域）の規模	36
4) 住区の構成	37
4-2 計画の目標水準	38
1) 緑地の確保目標水準	38
2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	38
3) 都市緑化の目標水準	39
4) 緑の満足度	39

### 第5章 緑地の配置方針

5-1 総合的な緑地の配置方針	40
1) 骨格的緑地の配置	40
2) 重要な緑地の配置	40
3) 緑地のネットワークの形成	41
4) 緑地等の均衡ある配置	41
5-2 環境保全系統の配置方針	43
1) 都市の骨格の形成・市街地の無秩序な連坦の抑制に資する緑地	43
2) 多様な生き物等の生息地と共生の緑地	43
3) 都市気候の緩和に資する緑地	43
4) 身近な自然環境の保全に資する緑地	43

5-3	レクリエーション保全系統の配置方針	45
1)	日常的な健康運動やスポーツの場となる緑地	45
2)	広域レクリエーションに資する緑地	45
3)	レクリエーションネットワークに資する緑地	45
4)	自然や人とのふれあいの場となる緑地	46
5-4	防災系統の配置方針	48
1)	地震災害時における安全性の確保に資する緑地	48
2)	自然災害の防止・緩和に資する緑地	48
3)	都市災害の防止・緩和に資する緑地	48
4)	公害の防止等に資する緑地	48
5-5	景観系統の配置方針	50
1)	郷土景観を構成する緑地	50
2)	地域の特徴を活かした緑地	50
3)	地域の潤いやまちの美観に資する緑地	50

## 第6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

6-1	施設緑地	52
1)	都市公園	52
(1)	整備・管理の目標及び方針	52
(2)	緑化の目標及び推進方針	54
2)	公共施設緑地	59
(1)	整備・管理の目標及び方針	59
(2)	緑化の目標及び推進方針	59
3)	民間施設緑地	60
(1)	緑化の目標及び推進方針	60
6-2	地域制緑地	61
1)	法によるもの	61
(1)	緑化の目標及び推進方針	61
2)	条例等によるもの	62
(1)	緑化の目標及び推進方針	62

6-3	推進のための具体的施策	63
6-4	重点施策の推進内容	64
1)	緑と共生する安らぎのある都市の形成（創る）	64
(1)	公園緑地等の整備	64
(2)	民間施設の緑化促進	64
2)	郷土を感じる緑の保全及び継承（守る）	66
(1)	貴重な森林の保全	66
(2)	農地の保全	67
3)	自然とふれあう空間の創出（ふれあう）	68
(1)	生態系の保全や活用	68
(2)	緑地のネットワーク形成	69
4)	安全で賑わいのある緑の創出（活かす）	70
(1)	安心して暮らせる空間の創出	70
(2)	賑わいの創出	71
5)	市民の協働による緑の育成（育てる）	72
(1)	緑の普及啓発活動の推進	72
(2)	緑の支援体制づくりの推進	73
6-5	推進体制	74
6-6	計画の見直し・進行管理	75

## 資料編

資料編 1	現況調査	資料 1
資料編 2	用語の解説	資料 66
資料編 3	行橋市緑の基本計画改定までの経緯	資料 71
資料編 4	行橋市緑の基本計画改定委員会名簿	資料 71

# 序章 緑の基本計画について

## 序-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関する全般的な計画です。本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑地の保全から公園緑地の整備、管理、その他公共公益施設、民有地の緑化の推進までの緑全般について考え方を示します。将来どのように緑を守り、創り、育てるのかについて方針を定める基本計画です。

## 序-2 対象とする「緑」

本計画における「緑」とは、樹木や草花などの植物だけではなく、自然的環境を有する「土地（農地や河川等）」や「空間（公園や民有地の樹木等）」を含みます。また、本計画における「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらが隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」であり、例えば、自然的環境を形成している周辺の山の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地、社寺林、また、これらと一体となった水辺、オープンスペース、住宅の庭、工場・事務所周辺にある緑地を対象とします。

## 序-3 緑の役割

「緑」は、私たちが生活するうえで、様々な役割を担っています。



## 序-4 前計画の概要

前計画（H13年3月策定）では、「ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし」の形成をめざして、緑の将来像として、蓑島、長井等の海岸線一帯を「良好な自然環境・生態系を保つ緑」、今川、長峡川、祓川一帯を「生態系や緑をつなぐ水と水辺の連続軸」等に位置付けを行いました。

また、2020年を目標年次として「緑と共生する都市の形成」、「郷土を感じる緑の保全」、「自然とふれあう空間の創出」、「住民との連携による緑の育成」の4つを基本方針に決めました。

表 序-4-1 施策の体系図(H13年3月策定)

将来像・基本方針		基本施策
ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし	緑と共生する都市の形成	公園緑地等の整備と緑化
		公共施設の緑化の推進
		民間施設の緑化の促進
		緑化重点地区の設定
		道路の緑化
	郷土を感じる緑の保全	貴重な森林の保全
		水辺緑地の保全
		農地の保全
		地域の緑の保全
		歴史、文化的緑地の保全
	自然とふれあう空間の創出	水辺緑地の充実
		生態系の保全
		緑地のネットワーク形成
		自然体験、環境学習等の推進
	住民との連携による緑の育成	緑の普及啓発活動の推進
		緑の支援体制づくりの推進

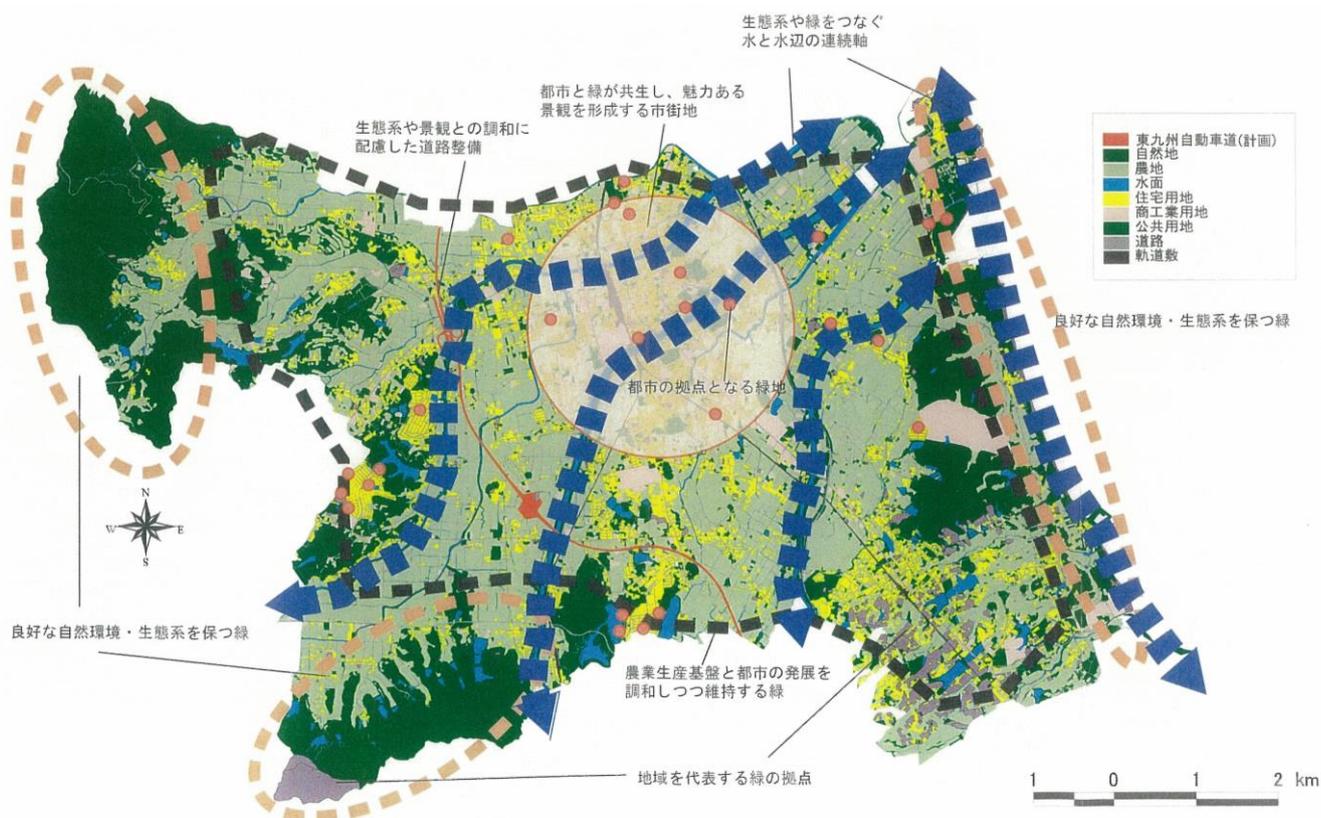


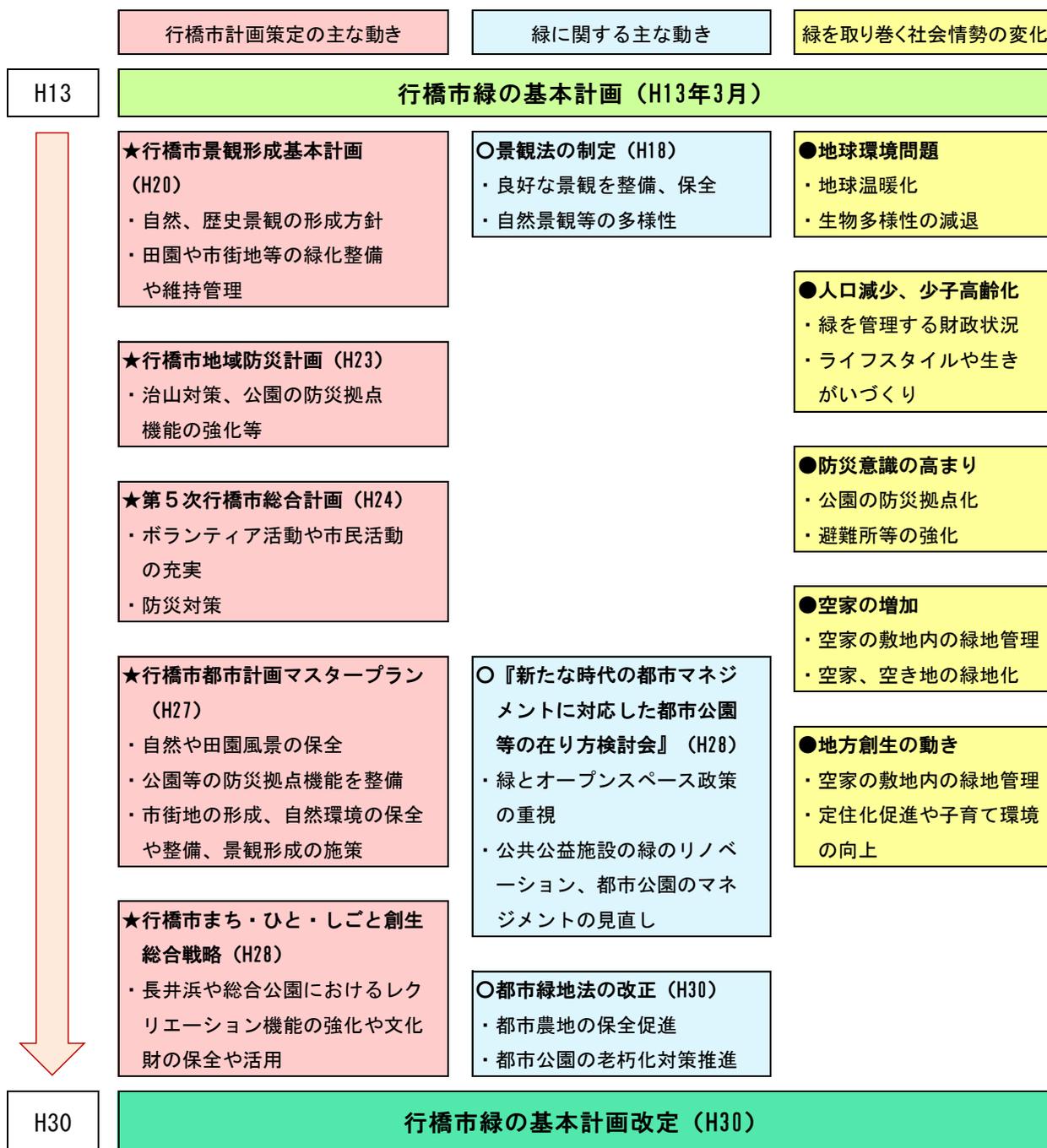
図 序-4-1 緑の将来像(H13年3月策定)

## 序-5 改定の背景、目的

前計画の策定以降、緑を取り巻く社会情勢が変化しています。地球温暖化や生物多様性の減退といった地球規模での環境問題が生じるとともに大規模な災害が増加しており、そのような課題に対応するために、新たな緑の役割が求められています。また、人口減少や少子高齢化が進展し、今後、財政状況が厳しくなると予想される中、公園等の効果的な整備や適切な維持管理が求められています。さらには、耕作放棄地や空家の増加が進み、その対策も新たな課題となっています。

このような社会情勢の中、法制度においても景観法の制定や都市緑地法の改正が行われています。今回の改定は、緑を取り巻く社会情勢の変化や緑に関する法改正等を踏まえ、長期的な視点にたった行橋市の緑のまちづくり方針を、市民や事業者等の協力を得つつ、とりまとめることを目的としています。

図 序-5-1 行橋市緑の基本計画を取り巻く主な動き



## 序-6 計画の位置付け

本計画の位置付けは以下のとおりであり、「第5次行橋市総合計画」や「行橋市都市計画マスタープラン」の上位計画に即するとともに、まちづくり、環境、農政、防災等に関連する計画との整合を図りながら定めていきます。

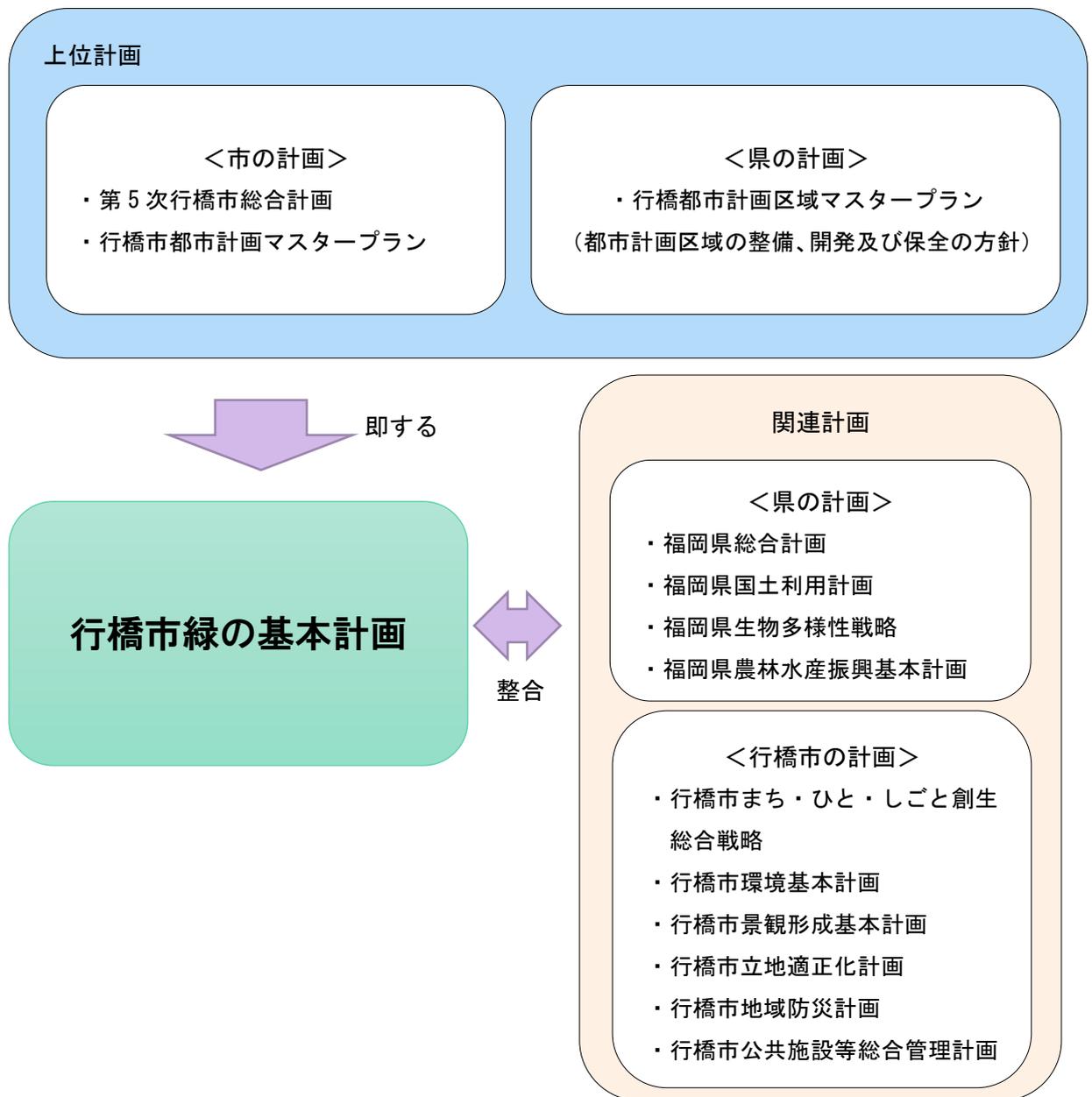


図 序-6-1 行橋市緑の基本計画の位置付け

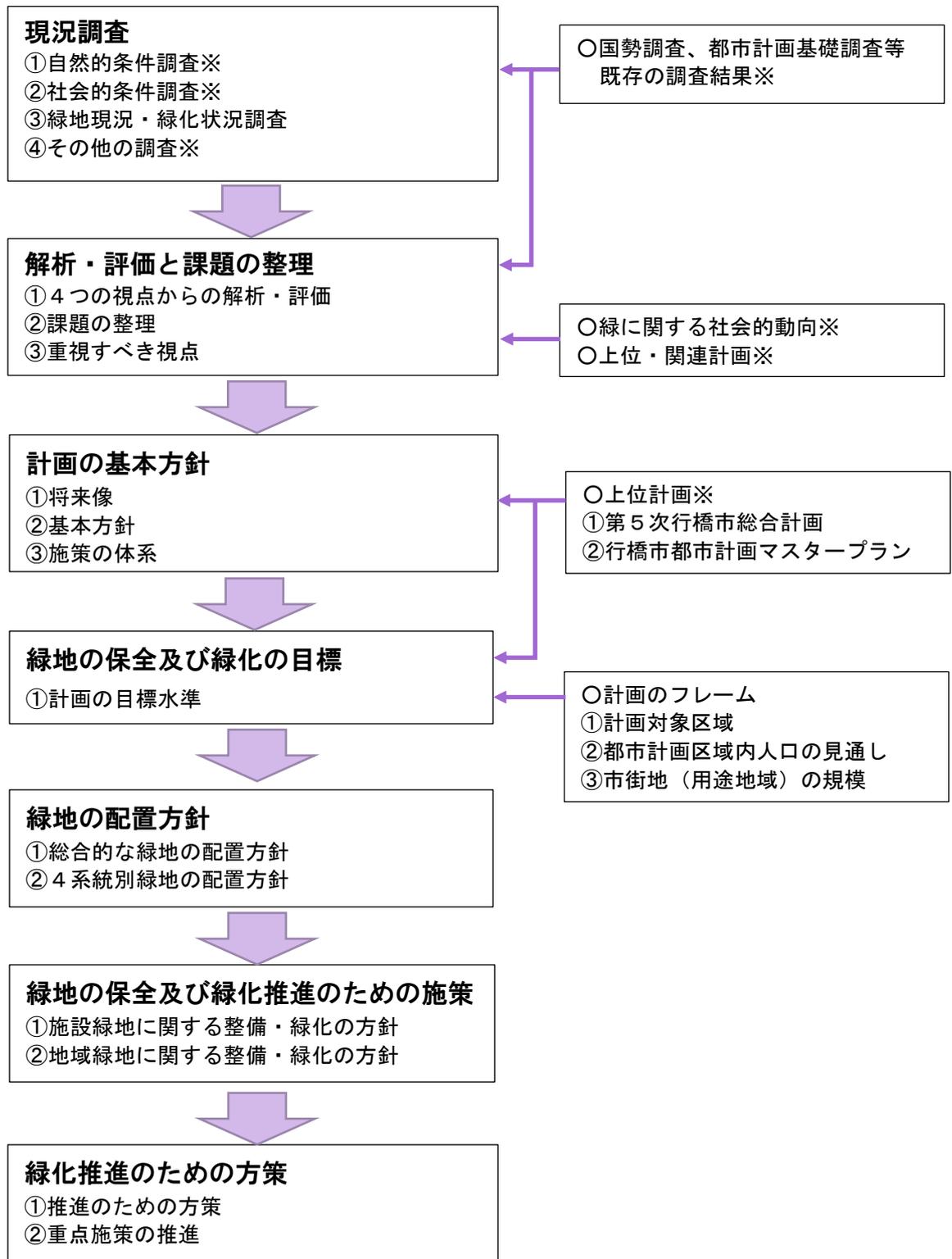
## 序-7 目標年次

本計画は、基準年次を2018年とし、目標年次を2038年、中間目標年次を2028年とします。

基準年次	2018年
中間目標年次	2028年
目標年次	2038年

## 序-8 計画改定業務のフローチャート

本計画の改定業務は以下のとおりです。



(注) ※については、資料編 (p1～p65) に収録。

図 序-8-1 計画改定業務のフロー

# 第1章 緑の現況

## 1-1 緑地状況・緑化状況調査

### 1) 緑地状況調査

本計画における緑地の定義は下表のとおりです。

表 1-1-1 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの
		都市公園以外	1) 国民公園 2) 都市公園を除く公共空地 3) 自転車歩行者専用道路 4) 歩行者専用道路 5) 道路環境施設帯 6) 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 7) 公共団体が設置している市民農園 8) 公開している教育施設(国公立) 9) 河川緑地 10) 港湾緑地 11) 農業公園 12) 児童遊園 13) 市町村が設置している運動場やグラウンド 14) 子供の国 15) 青少年公園 等
		民間施設緑地 <sup>②</sup>	1) 公共空地 2) 市民農園(上記以外) 3) 一時開放広場 4) 公開している教育施設(私立) 5) 市町村と協定を結び開放している企業グラウンド 6) 寺社境内地 7) 屋上緑化の空間 8) 民間の動植物園 等
	地域制緑地	法によるもの	1) 緑地保全地区 【都市緑地保全法】 2) 風致地区 【都市計画法】 3) 近郊緑地特別保全地区 【首都圏近郊緑地保全法、他】 4) 歴史的風土特別保存地区 【古都保存法】 5) 生産緑地地区 【生産緑地法】 6) 自然公園地区 【自然公園法】 7) 自然環境保全地区 【自然環境保全法】 8) 農業振興地域農用地区域 【農業振興地域整備法】 9) 河川区域 【河川法】 10) 保安林地区 【森林法】 11) 地域森林計画対象民有林 【森林法】 12) 保存樹・保存樹林 【樹林保存法】 13) 名勝・天然記念物・史跡等 緑地として扱える文化財 【文化財保護法】
	協定によるもの <sup>③</sup>	緑地協定 【都市緑地保全法】	
	条例等によるもの <sup>④</sup>	1) 条例・要綱・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区 2) 樹林地の保存契約 3) 協定による工場植栽地 4) 県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの	

①「公共施設緑地」とは、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設。

②「民間施設緑地」とは民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設。  
 具体的には、以下の事項を踏まえ、実際に位置付けられる場合は実状に合わせて適宜判断する。  
 ※公開しているもの。  
 ※500㎡以上の一団となった土地で、建蔽率が概ね20%以下であるもの。  
 ※持続性の高いもの。

③緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。

④条例等の適応を受け、持続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地等を対象にする。

資料：緑地の分類「緑の基本計画」作成の手引き

## (1) 緑地現況

前項の緑地の定義に基づく本市における緑地現況調査の調査結果は、下表のとおりです。

緑総量は 3,089.08ha と市域の 44.1% であり、その内訳は施設緑地が 135.96ha、地域制緑地が 3,007.02ha となっています。用途地域内における緑地総量は 14.08ha で用途地域面積の 2.1% となっています。また、用途地域外における緑地総量は、3,075ha で用途地域外面積の 48.5% となっています。

表 1-1-2 施設緑地及び地域制緑地の現況量

			面積(ha)			
			用途地域	用途地域外	都市計画区域	行政区域
緑地施設	都市公園		3.46	28.00	31.46	31.46
	都市公園以外	公共施設緑地	8.44	55.06	63.50	63.50
		民間施設緑地	1.66	39.34	41.00	41.00
	施設緑地計			13.56	122.40	135.96
地域制緑地	法によるもの	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		風致地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		歴史的風土特別保存地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		生産緑地地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		自然公園地区	0.00	759.00	759.00	759.00
		自然環境保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		農業振興地域・農用地区域	0.00	1,236.00	1,236.00	1,236.00
		河川区域	3.24	184.03	187.27	187.27
		保安林区域	0.00	269.00	269.00	269.00
		地域森林計画対象民有林	0.00	1,325.87	1,325.87	1,325.87
		保存樹・保存樹林	0.00	0.00	0.00	0.00
		名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財等	1.50	38.00	39.50	39.50
	法によるもの計		4.74	3,811.90	3,816.64	3,816.64
	協定によるもの	緑化協定	0.00	0.00	0.00	0.00
	条例等によるもの		0.00	45.30	45.30	45.30
	小計			4.74	3,857.20	3,861.94
地域制緑地間の重複			0.00	854.92	854.92	854.92
地域制緑地計			4.74	3,002.28	3,007.02	3,007.02
施設・地域制緑地間の重複			4.22	49.68	53.90	53.90
緑地合計			14.08	3,075.00	3,089.08	3,089.08

- 「都市公園」：33 箇所の都市公園を計上。
- 「公共施設緑地」：小・中・高等学校、公民館、グラウンド等の緑地を計上。
- 「民間施設緑地」：寺社境内地、ゴルフ練習場、公園等の緑地・植栽地を計上。
- 「条例等によるもの」：指定文化財を計上。
- 自然公園地区、農業振興地域・農用地区域、保安林区域は、都市計画基礎調査調書 H27 によるもの。
- 河川区域、地域森林計画対象民有林は図上計測。

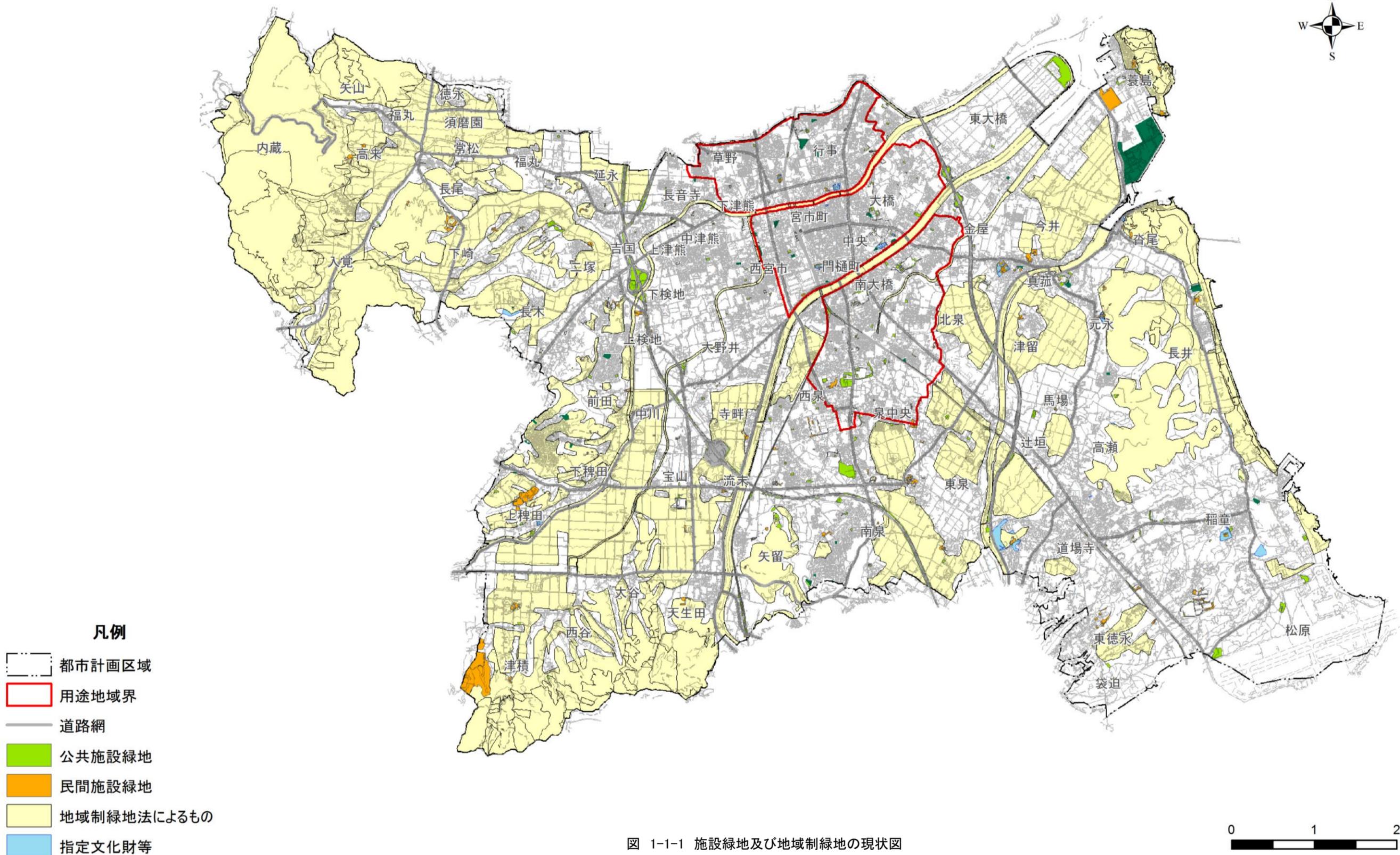


図 1-1-1 施設緑地及び地域制緑地の現状図

※「地域制緑地法によるもの」は自然公園地区、農業振興地域・農用地区域、河川区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財等

## (2) 緑の現況量

平成30年現在、本市全域の緑被面積は4,807.6haで、緑被率は68.6%と、全市域の7割近くが緑で覆われています。

比較的都市化が進んでいる用途地域内では、緑被率は28.4%となっています。その内訳を見ると農地が6割以上を占めており、都市化が進んでいる地域においては、農地が貴重な緑となっています。

緑を所有者別にみると、民間の緑が8割近くを占め、そのほとんどが農地となっています。

土地利用区分別にみると、商業・業務地(4.7%)や工業地(8.3%)の緑被率が低い状況です。

行政区別にみると、用途地域内の大橋中町、大橋西町、古辺野、魚町、田町、大正町などの緑被率が特に低くなっています。

表 1-1-3 緑被率現況表①(全域)

		全市域				公共地・民有地の区分
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	
保全系 の 緑	農地	2,274.9	2,274.9	100.0%	47.3%	私有
	山林	1,392.7	1,392.7	100.0%	29.0%	約1/3が公共 約2/3が私有
	水面	350.6	350.6	100.0%	7.3%	公共
	その他 自然地	569.8	368.6	64.7%	7.7%	私有
	小計	4,588.0	4,386.8	95.6%	91.3%	-
創出系 の 緑	公園・ 緑地等	31.5	16.5	52.4%	0.3%	公共
	住宅地	923.1	143.7	15.6%	3.0%	私有
	商業・ 業務地	133.5	6.3	4.7%	0.1%	私有
	工業地	114.6	9.5	8.3%	0.2%	私有
	道路	603.6	64.2	10.6%	1.3%	公共
	公共公益 施設	386.3	119.5	30.9%	2.5%	公共
	小計	2,192.6	359.7	16.4%	7.4%	-
その他	225.4	61.1	27.1%	1.3%	-	
合計	7,006.0	4,807.6	68.6%	100.0%	-	

(注1)：緑被面積は、農地、山林、水面、は当該土地利用全体を緑被地に計上。その他の土地利用区分は航空写真の画像解析により緑被面積を計測。

(注2)：土地利用区分は、都市計画基礎調査(H27)の結果に基づき、航空写真を用いて近年の土地利用を反映。

表 1-1-4 緑被率現況表②（用途地域内外内訳）

		用途地域内				用途地域外				公共地・民有地の区分
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	
保全系の緑	農地	119.6	119.6	100.0%	62.9%	2,155.3	2,155.3	100.0%	46.7%	民有
	山林	1.8	1.8	100.0%	0.9%	1,390.9	1,390.9	100.0%	30.1%	約1/3が公共 約2/3が民有
	水面	9.1	9.1	100.0%	4.8%	341.5	341.5	100.0%	7.4%	公共
	その他自然地	3.9	1.4	35.9%	0.7%	565.9	367.2	64.9%	8.0%	民有
	小計	134.4	131.9	98.1%	69.3%	4,453.6	4,254.9	95.5%	92.2%	-
創出系の緑	公園・緑地等	3.4	2.8	82.4%	1.5%	28.1	13.7	48.8%	0.3%	公共
	住宅地	238.2	26.2	11.0%	13.8%	684.9	117.5	17.2%	2.5%	民有
	商業・業務地	50.4	1.5	3.0%	0.8%	83.1	4.8	5.8%	0.1%	民有
	工業地	21.1	1.1	5.2%	0.6%	93.5	8.4	9.0%	0.2%	民有
	道路	100.2	4.1	4.1%	2.2%	503.4	60.1	11.9%	1.3%	公共
	公共公益施設	68.2	9.6	14.1%	5.1%	318.1	109.9	34.5%	2.4%	公共
	小計	481.5	45.3	9.4%	24.0%	1,711.1	314.4	18.4%	6.8%	-
その他	52.1	12.8	24.6%	6.7%	173.3	48.3	27.9%	1.0%	-	
合計	668.0	190.0	28.4%	100.0%	6,338.0	4,617.6	72.9%	100.0%	-	

（注1）：緑被面積は、農地、山林、水面、公園は当該土地利用全体を緑被地に計上。その他の土地利用区分は航空写真の画像解析により緑被面積を計測。

（注2）：土地利用区分は、都市計画基礎調査（H27）の結果に基づき、航空写真を用いて近年の土地利用を反映。

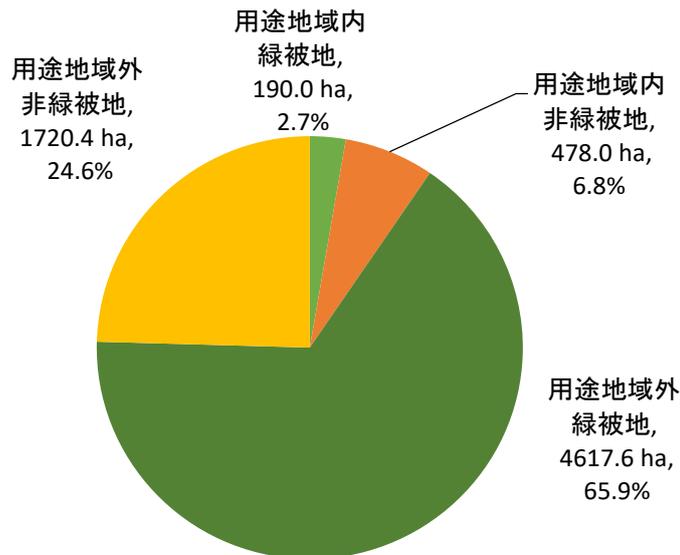


図 1-1-2 緑被率

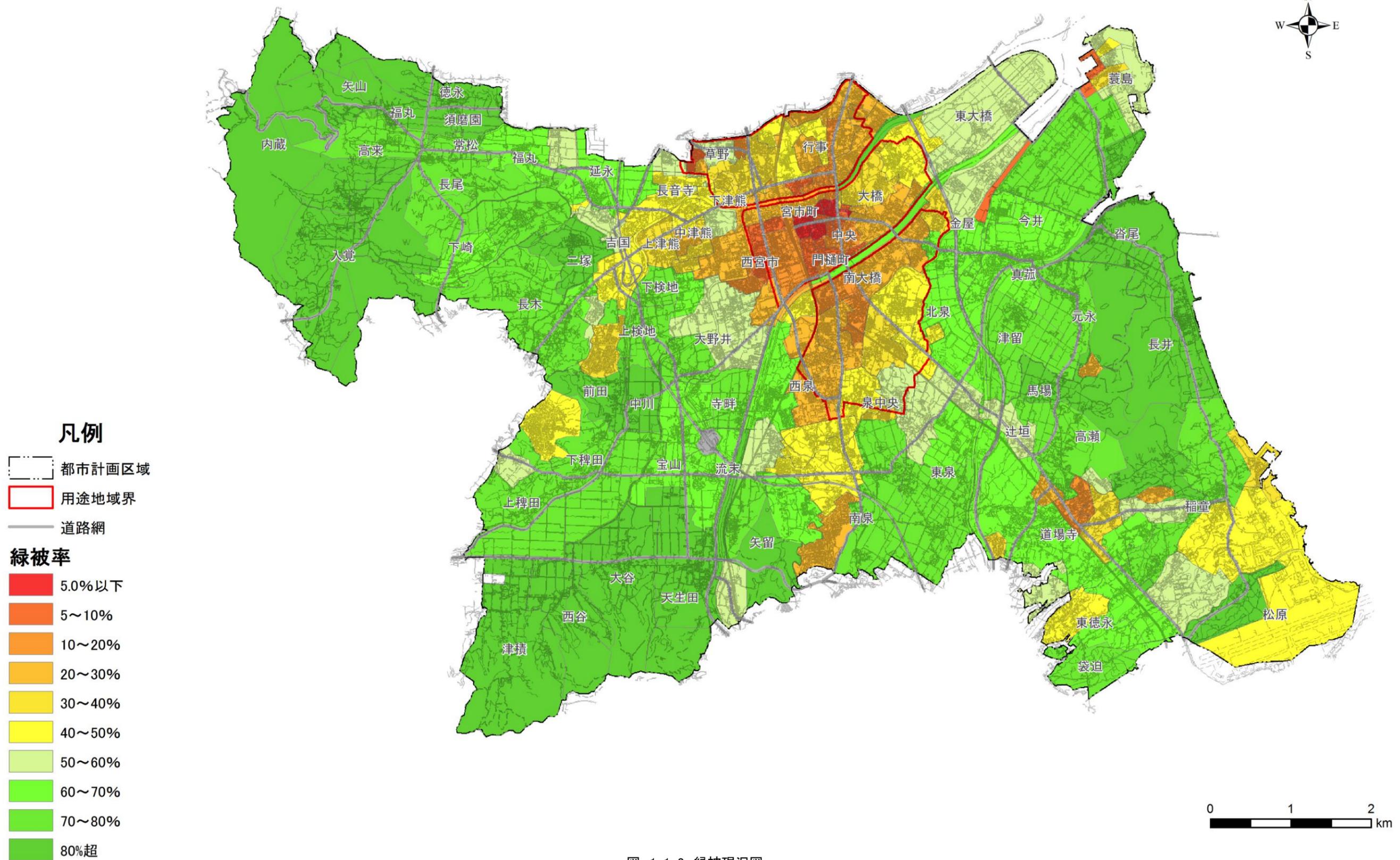


図 1-1-3 緑被現況図

### (3) 都市公園の現況調査

本市の都市公園は、街区公園が 30 箇所 (9.19ha)、総合公園が 1 箇所 (21.30ha)、都市緑地が 2 箇所 (0.97ha) の計 33 箇所、31.46ha が整備されており、本市の総人口 70,586 人 (H27 年国勢調査) に対する 1 人当たりの都市公園面積は 4.46 m<sup>2</sup>/人となっており、国の基準 (H28) である 10 m<sup>2</sup>/人には達していません。

用途地域内の都市公園が 12 箇所 (3.35ha)、用途地域外が 21 箇所 (28.11ha) であり、面積で見ると約 9 割が用途地域外となっています。

都市計画公園は、7 箇所の街区公園 (1.23ha) と 1 箇所の総合公園 (21.30ha 供用済) が整備されています。

表 1-1-5 都市公園の現況量

種別		用途地域内 (i)				用途地域外 (ii)				都市計画区域 (i+ii)			
		整備済		計画		整備済		計画		整備済		計画	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区 基幹公園	街区公園	12	3.35			18	5.84			30	9.19		
	近隣公園												
	地区公園												
都市 基幹公園	総合公園					1	21.30			1	21.30		
	運動公園												
基幹公園計						19	27.14			31	30.49		
特殊公園	風致公園												
	動植物公園												
	歴史公園												
	墓園												
	その他												
広場公園													
広域公園													
レクリエーション都市													
国営公園													
緩衝緑地													
都市緑地						2	0.97			2	0.97		
緑道													
都市林													
国の施設によるもの													
都市公園計		12	3.35	0	0	21	28.11	0	0	33	31.46	0	0
1人当たりの面積 (m <sup>2</sup> /人)											4.46		

(平成 30 年 7 月 31 日現在)

表 1-1-6① 都市公園一覽表

単位：面積 (ha)

番号	公園種目	公園名	位 置	面積	告 示 年 月 日	用 途 地 域	計 画 決 定
1	街区公園	神田町公園	神田町 426 番地	0.09	昭和 50 年 4 月 1 日	○	○
2	街区公園	上宮市公園	西宮市 5 丁目 445 番外 3 筆	0.22	昭和 51 年 4 月 1 日		○
3	街区公園	辰公園	大字金屋字辰 721 番 3	0.10	昭和 53 年 3 月 31 日		○
4	街区公園	長浜公園	行事 4 丁目 341 番	0.20	昭和 54 年 3 月 31 日	○	○
5	街区公園	今井公園	大字今井 1821 番 2	0.17	昭和 55 年 3 月 31 日		○
6	街区公園	今元公園	大字元永字新開 723 番 1	0.34	昭和 56 年 3 月 31 日		○
7	街区公園	草野公園	大字草野字中花松 56 番 2	0.11	昭和 58 年 3 月 31 日		○
8	総合公園	行橋総合公園	大字今井字陣山	21.30	平成 28 年 3 月 31 日		○
9	街区公園	前田ヶ丘中央公園	大字上検地字ヒヤケ 1980 番 67	0.38	昭和 61 年 3 月 26 日		
10	街区公園	元永公園	大字元永字山本 280 番 56 外 2 筆	0.14	昭和 61 年 3 月 26 日		
11	街区公園	わんぱく三共公園	北泉 4 丁目 2053 番 35 外 4 筆	0.12	昭和 61 年 3 月 26 日	○	
12	街区公園	八景山 1 号公園	南泉 3 丁目 1886 番 133	0.71	平成元年 3 月 30 日		
13	街区公園	八景山 2 号公園	南泉 3 丁目 946 番 81 外 5 筆	0.26	平成元年 3 月 30 日		
14	都市緑地	八景山緑地 1 号公園	南泉 3 丁目 1886 番 43	0.19	平成元年 3 月 30 日		
15	都市緑地	八景山緑地 2 号公園	南泉 3 丁目 898 番 26	0.78	平成元年 3 月 30 日		
16	街区公園	モニュメントの森公園	大字今井字陣山 3670 番 9	0.51	平成元年 3 月 28 日		
17	街区公園	大橋公園	大橋 1 丁目 2255 番 2	0.31	平成 2 年 3 月 28 日	○	

(平成 30 年 7 月 31 日現在)

表 1-1-6② 都市公園一覧表

単位：面積 (ha)

番号	公園種目	公園名	位 置	面積	告 示 年 月 日	用 途 地 域	計 画 決 定
18	街区公園	桜町公園	南大橋2丁目1167番1外1筆	0.13	平成3年12月24日	○	
19	街区公園	中央公園	中央1丁目2360番外8筆	0.14	平成3年12月24日	○	
20	街区公園	行事さくら公園	行事6丁目258番1外1筆	0.91	平成4年10月30日	○	
21	街区公園	こすもす公園	大字下稗田1346番48	0.10	平成5年3月9日		
22	街区公園	ひまわり公園	大字下稗田1666番25	0.14	平成5年3月9日		
23	街区公園	さくら公園	大字下稗田1673番14外1筆	0.20	平成5年3月9日		
24	街区公園	もくせい公園	大字下稗田1529番40	0.16	平成5年3月9日		
25	街区公園	野鳥公園	大字下稗田1615番21外2筆	0.64	平成5年3月9日		
26	街区公園	行事花園公園	行事3丁目298-3外3筆	0.14	平成9年3月5日	○	
27	街区公園	ふんすい公園	西宮市1丁目地内	0.28	平成17年3月22日	○	
28	街区公園	井尻川公園	西宮市4丁目地内	0.32	平成17年4月28日	○	
29	街区公園	稲童公園	大字稲童地内	0.32	平成18年3月31日		
30	街区公園	ふれあい公園	西宮市2丁目地内	0.28	平成22年12月24日	○	
31	街区公園	井尻川桜公園	西宮市1丁目地内	0.43	平成24年5月24日	○	
32	街区公園	今川河畔公園	中央1丁目地内	0.20	平成25年5月1日		
33	街区公園	長井浜公園	大字長井136番1外2筆	1.14	平成30年7月13日		

(平成30年7月31日現在)

表 1-1-7 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

資料：国土交通省 公園とみどり

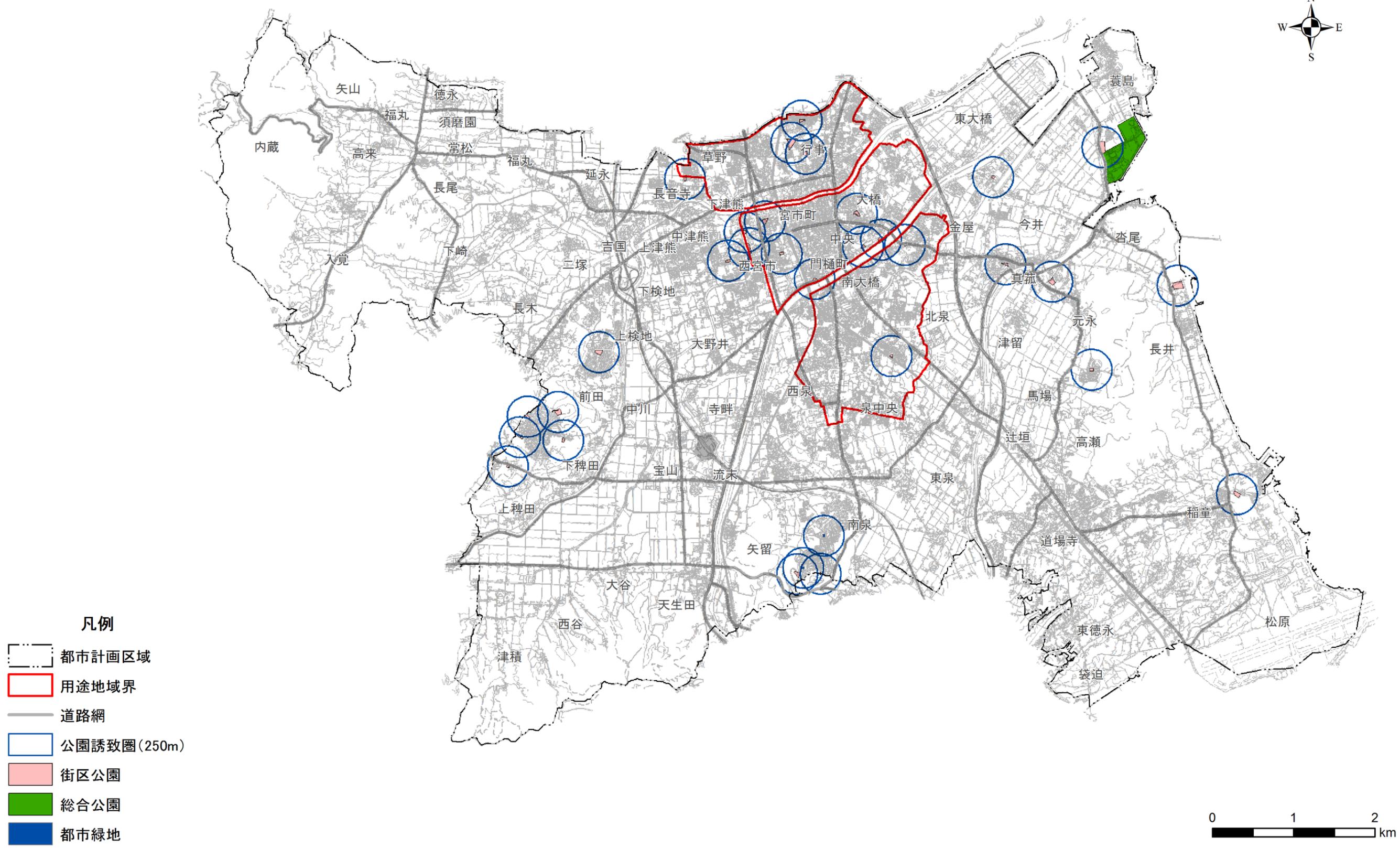


図 1-1-4 都市公園の現況図

## 2) 緑化状況調査等

緑化状況については、『第5次行橋市総合計画 後期基本計画』に示されている施策のうち、緑化の取り組みに関する主要施策を整理します。

また、ボランティア団体などによる緑に関する活動や公園・広場におけるイベントについて整理します。

### ① 『第5次行橋市総合計画 後期基本計画』での緑化の取り組み事項

基本 施策	方針	主要施策項目	施策概要
基本 施策 1 インフラ整備プロジェクト	3. 公園の整備	(1) 身近な公園の安全管理	市内に点在する児童遊園の巡回、遊具や工作物の安全管理に努める。また、専門業者による遊具の安全点検を行い、安心して利用できる公園の管理に努める。
		(2) 都市公園・総合公園の機能保全	公園機能の保全。行橋総合公園は、保全を進めるとともに、市民に利用しやすい施設となるよう、管理運営を工夫する。
		(3) 市民参加による公園づくりと管理	公園等の整備に当たっては、計画策定段階から市民が参加し、市民の自主性、主体的な関わりによる公園づくりに努める。また、公園の適切な維持管理を図るため、市民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進する。
	4. 景観・自然環境の保全	(1) 行橋市景観形成基本計画の推進	市民が身近に歴史・文化にふれることのできる環境や市街地内の河川や道路沿いの環境等を整備するとともに、景観を資源として捉え、周辺を含めた良好な景観の形成を進めるため、「行橋市景観形成基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていく。
		(2) 行橋市環境基本計画の推進	「緑と水を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」を実現するため、「行橋市環境基本計画」を着実に実行していく。また、計画を見直し、空家対策の推進等、時代に即した施策の展開を図る。
		(3) 行橋市緑の基本計画の推進	緑の募金の推進や、緑地の保全・公園緑地などの整備に努め、自然保護・緑地の創出を推進するため、「行橋市緑の基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていく。
		(4) 環境美化意識・緑化意識の高揚	市民ボランティアや NPO 法人等が行う環境美化活動やイベントを支援するとともに、多くの市民が参加できる「市民一斉清掃の日」を継続して実施し、意識啓発を図る。
		(5) 水辺空間の有効利用と親水性の向上	市民参画による水辺の維持管理活動を支援するとともに、自然観察のできる場所や水に近づける場所を設置し、水辺空間の親水性を向上させる。
		(6) 公害防止対策の推進	大気、水質及び騒音等の測定並びに監視を継続実施し、また新たに市内に立地する企業と環境保全協定を締結するなど、公害防止環境保護の取り組みを支援する。
		(7) 生活排水対策の推進	公共下水道や農業集落排水が整備されていない地区において、合併浄化槽の設置を推進し、河川や海域の水質保全に努める。
	7. 対策の推進 エネルギー	(3) 環境配慮自動車導入の促進	「次世代自動車普及推進都市宣言」に基づき、環境に負荷をかけない電気自動車等の環境配慮自動車の普及促進を図る。
		(4) 環境教育の推進	若い世代に対する環境教育を実施し、地球環境規模での環境に対する啓発を図る。

基本 施策	方針	主要施策項目	施策概要
基本 施策2 産業 活性化 プロ ジェ クト	1. 振興 農業 の	(4) 農地の保全	圃場整備未整備地区の整備推進及び耕作放棄地の解消に努める。
	2. 振興 水産 業の	(2) 生育環境の改善	海域環境に応じた手法により藻場・干潟の保全及び生育環境の改善に努める。
基本 施策4 心と から だ育 成 プロ ジェ クト	5. 保 護・ 継 承 地 域 文 化 の 振 興 と 文 化 財 の	(3) 史跡整備と 文化財の活用	御所ヶ谷神籠石や福原長者原官衙遺跡など市内の史跡を計画的に整備するとともに、文化財の説明板の充実を図り、生涯学習や観光振興に積極的に活用する。
		(5) 伝統文化の 保存と継承	連歌をはじめとした、伝統ある様々な無形文化財の保存・継承を促進し、併せて地域の活性化につなげていく。
基本 施策5 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ロ ジェ クト	2. ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 ・ 市 民 活 動 の 充 実	(1) ボランティア 団体の育成	ボランティア団体等の研修会や講演会等を開催する。また、その団体の活動内容や適正に活動しているかなどの情報を提供し、ボランティア活動を支援する。
		(2) 団体間の交流・ 連携の強化	ボランティアや NPO 法人等の各種市民団体を対象に研修会や講演会を開催し、情報交換等連携を図る。
		(3) ボランティア 活動の機会拡大	市報やホームページ等を通じて情報提供を行い、ボランティア団体等や NPO 法人とその手助けを必要とする市民とをつなぐ支援を行う。

②緑に関する活動

行橋市で活動しているボランティア団体やNPO 団体について紹介します。

表 1-1-8 ボランティア(NPO)団体名と活動内容

団体名	活動内容
花とみどりの会	花いっぱい運動の一環として市圃場において、花苗の育成管理協力、花苗の配布（春・秋2回）、市役所周辺の道路花壇の植替え、除草作業。
花公園をつくろう会	公共用地を借り受け身障者の作業所としてのログハウス設置、チューリップ・コスモスの植え付け、チューリップ祭・コスモス祭を行橋花公園にて開催。
ゆくはし屋根のない博物館 市民学芸員の会	市民向けの歴史探訪ツアーの開催、小中学生向けの郷土歴史イベントの開催、ガイド活動、ゆくはし歴史資料館での展示活動支援、馬ヶ岳城跡をはじめとする観光資源の整備（山道整備、草刈、清掃作業、手すりの取り付け、案内板の設置など）。
ローソン 緑化貢献事業	「ローソン緑の募金」にて集めた寄付金を、公益社団法人国土緑化推進機構を通じて、小・中学校などでの緑化活動や森林整備活動に充て、植樹、下草刈り、間伐などの作業に参加。（実績：行橋市立稗田小学校生とモミジ・クヌギなどを植樹、高木を剪定）
福岡県立行橋高等学校 インターアクト部（ボランティア部）	沓尾松山公園整備、行橋・南行橋駅清掃、苅田駅の花植え。
行橋市立今川小学校 緑の少年団	昭和62年に発足した「緑の少年団」活動の一環で、毎年6年生が卒業前に植樹をする「親子ふれあい植樹祭」を市内各地で実施。



緑化活動（「花とみどりの会」より）

③公園、広場等でのイベント

行橋市内での公園や広場等では、さまざまなイベントが開催されています。

行橋総合公園では、開催されるイベントが年間100件以上あり、「ゆくはしシーサイドハーフマラソン」や幼稚園の運動会など様々なイベントに活用されています。また、長井浜海水浴場では、ビーチバレーボール大会やビーチサッカー大会が開催されるとともに、海岸の清掃活動も行われています。さらに、行橋駅前などの広場では、行橋市観光協会による「マルシェ」や「かきフェスタinゆくはし」など様々なイベントが開催され、賑わいを創出する場として活用されています。

表 1-1-9 行橋総合公園でのイベント開催数

	項目	開催件数
平成 28 年度	スポーツ大会等	138
	その他イベント	6
平成 29 年度	スポーツ大会等	159
	その他イベント	12

表 1-1-10 行橋総合公園でのスポーツ大会等開催内訳

平成 28 年度各種大会等	開催回数	平成 29 年度各種大会等	開催回数
サッカー	24	サッカー	27
ソフトボール	14	ソフトボール	17
テニス	15	テニス	13
バレーボール	12	バドミントン	12
バドミントン	12	バレーボール	5
県道	6	柔道	5
柔道	5	空手	4
卓球	3	卓球	4
野球	2	県道	3
空手	2	野球	2
その他武道	5	その他武道	4
その他	38	その他	63
合 計	138	合 計	159

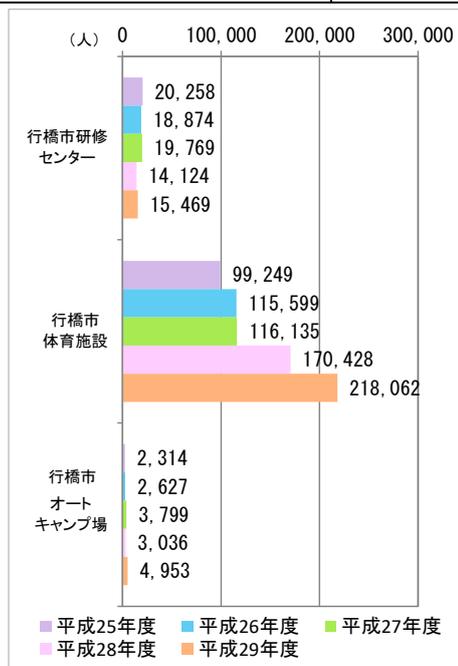


図 1-1-5 行橋総合公園施設別の利用者数

長井浜清掃活動

## 第2章 解析・評価と課題の整理

ここでは、都市における緑の役割を、環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの視点から解析し総合的な評価を行います。また、解析・評価の結果を踏まえ計画の課題を明らかにします。

解析・評価の基準については、各系統の評価視点レベルによる緑地を抽出するとともに、評価基準に沿った評価のランク付けを行います。評価視点レベルでランク付けを行ったものをもとに、各系統別に評価のランク付けを行い、それをもとに総合的な評価のランク付けを行います。



図 2-1-1 評価のフロー

## 2-1 解析・評価

総合的評価について提示し、各評価視点を整理した結果を提示します。

### 1) 総合的な解析・評価

評価基準に基づいて行った系統別・総合評価の結果は、下表のとおりとなります。

表 2-1-1 現況緑地の系統別・総合評価

緑地の評価 緑地の種類	環境保全				レクリエーション				防災				景観			担保性						
	① 都市の骨格の形成	② 多様な生き物等の生息地と共生の緑地	③ 都市気候の緩和	④ 身近な自然環境の保全	◆ 評価	① 日常的な健康運動やスポーツ	② 広域レクリエーション	③ レクリエーションネットワーク	④ 自然や人とのふれあい	◆ 評価	① 地震災害時における安全性の確保	② 自然災害の防止・緩和	③ 都市災害の防止・緩和	④ 公害の防止等	◆ 評価	① 郷土景観を構成	② 地域の特徴	③ 地域の潤いやまちの美観	◆ 評価	担保済	未担保	◆ 緑地の総合評価
公共施設緑地	街区公園				C	◎				A	○				B			○	B	*		B
	総合公園				C	◎	◎			A	◎				A			○	B	*		A
	行橋駅前広場				B		◎			A	○				B			◎	A	*		A
	都市緑地				C	○			○	B	○				B			○	B	*		B
	小中高等学校のグラウンド				C	○				B	◎				A				C	*		B
	中山グラウンド				C	◎				A	○				B			○	B	*		B
	サイクリングロード			○	B	○		◎		A					C				C	*		B
	道路環境施設帯				B			○		B				○	B			○	B	*		C
	その他の公園				C	○				B	○				B			○	B	*	*	C
民間施設緑地	寺社境内地	浄喜寺			◎	A	○			B			○		B		◎		A	*		A
		正八幡神社			◎	A	○			B			○		B		◎		A	*		A
		須佐神社			◎	A	○			B			○		B		◎		A	*		A
		王埜神社			◎	A	○			B			○		B		◎		A	*		A
		その他の寺社			◎	A	○			B			○		B		◎		A	*		A
	宅地	住宅地				C				C				○	B			○	B	*		C
		商業地				C				C				○	B			○	B	*		C
		工場				C				C				○	B			○	B	*		C
	福祉施設	みやこの苑			○	B	○			B					C			○	B	*		C
		石並園			○	B				C					C			○	B	*		C
新田原老人いこいの家 その他の福祉施設				○	B				C					C			○	B	*		C	
その他の緑地	今川	◎	○	◎	○	A	○		◎	A		○	○		B	◎	○		A	*		A
	長峡川	◎	○	◎	○	A			◎	A		○	○		B	◎			A	*		A
	祓川	◎	○	◎	○	A			◎	A		○	○		B	◎			A	*		A
	湖沼、ため池		○		○	B	○		◎	A		○	○		B	◎			A	*	*	A
	農地(田畑)	◎		○		A				C	○	○	○		B	◎			A	*	*	A
	新田原の果樹地帯					C				C					C	○	◎		A	*		B
	御所ヶ谷		◎	○	○	A		◎		A		○			B	○	○		B	*		A
	蓑島山		◎	○	○	A			◎	A		○			B	○	○		B	*		A
	馬ヶ岳			○	○	B			◎	A		○			B	○	○		B	*		B
	矢留山			○	○	B			◎	A		○			B	○	○		B	*		B
	観山			○	○	B			◎	A		○			B	○	○		B	*		B
	平尾台		◎	○		A		◎		A		○			B	◎			A	*		A
	石並松原					C				C				○	B		○		B	*		C
	蓑島～稲童の海岸		◎	○	○	A		◎		A					C		○		B	*		A
古墳、史跡					C		◎		A					C		○		B	*		B	
筑豊県立自然公園		◎	○		A		○		A		○			B	○	○		B	*		A	

ここでは、本市における代表的な緑地の総合評価及び系統別の評価について、A 評価の判定結果をまとめます。

#### (1) 総合的にみた緑地

公共施設緑地では、総合公園が、レクリエーション、防災の評価が高く、また、行橋駅前広場が、レクリエーション、景観の評価が高いため A 評価となりました。民間施設緑地では、浄喜寺等寺社境内地が、環境保全、景観の評価が高いため A 評価となりました。

その他の緑地では、今川、長峡川、祓川が、環境保全、レクリエーション、景観の評価が高いため A 評価となりました。湖沼・ため池は、レクリエーション、景観の評価が高く、また、農地（畑、水田）は、環境保全、景観の評価が高いため A 評価となりました。御所ヶ谷、蓑島山、平尾台、蓑島～稲童の海岸、筑豊県立自然公園は、環境保全、レクリエーションの評価が高いため A 評価となりました。

#### (2) 環境保全からみた緑地

今川、長峡川、祓川及び農地（田畑）は、本市の骨格を形成するとともに、都市部の気候緩衝の役割を担う上で重要な位置付けにあるため A 評価となりました。平尾台、筑豊県立自然公園に含まれる御所ヶ谷、蓑島山の山地、蓑島～稲童の海岸は、本市を代表する緑であるとともに、優れた自然環境を保持しているため A 評価となりました。民間施設緑地の中でも寺社境内地（浄喜寺等）は、身近な自然環境を保持しているため A 評価となりました。

#### (3) レクリエーションからみた緑地

街区公園や総合公園、中山グラウンドは、日常的な市民のレクリエーション活動において重要な役割を担っているため A 評価となりました。総合公園、行橋駅前広場、平尾台、御所ヶ谷、蓑島～稲童の海岸、古墳、史跡などは市外からの観光客も多く訪れ、広域的なレクリエーションの場として機能しているため A 評価となりました。サイクリングロードは、レクリエーション活動のネットワークを形成する軸であることため A 評価となりました。今川、長峡川、祓川の河川や湖沼・ため池や平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷、蓑島山等の山地は、市民に親しまれているとともに、自然や人とのふれあいを身近に体験できる場所でもあるため A 評価となりました。

#### (4) 防災からみた緑地

総合公園や小中学校のグラウンドは、施設を併設した緑地であるとともに、「行橋市地域防災計画」の中で避難所として位置付けられており、災害時における市民の安全性を確保する上で特に重要な緑地であるため A 評価となりました。

#### (5) 景観からみた緑地

本市は、400 を越える橋があることから窺えるように川を抜きにしては語れないまちです。今川、長峡川、祓川を代表とする河川は、都市の骨格を形成する緑地であるとともに、都市景観を形成する上でも最も重要な緑地であるため A 評価となりました。同様に、湖沼・ため池、平尾台、農地（田畑）についても、郷土景観を構成する緑地として重要であるため A 評価となりました。浄喜寺等寺社境内地や新田原の果樹地帯は、個性的な緑地景観を創出しており、地域を特色付ける緑として特に重要な位置付けにあるため A 評価となりました。行橋駅前広場は、地域の潤いやまちの美観を創出する回遊と賑わいを生み出すオープンスペースとして、行橋市の拠点となるため A 評価となりました。

## 2) 環境保全からみた緑地の解析・評価

環境保全機能をもつ緑とは、緑に覆われている樹林地や草地、水辺地（水面を含む）等で、都市の環境を適切な条件に保つことに役立っているものをいいます。ここでは、次の4つの視点から評価される緑地の抽出を行います。

### (1) 都市の骨格の形成・市街地の無秩序な連坦の抑制に資する緑地

- 今川、長峡川、祓川の河川は、主要な緑の軸を構成し、市北部を中心に広がる市街地の骨格を形成しています。
- 市街地周辺の農地（田畑）は、都市の無秩序な連坦を抑制する役割を担っています。

### (2) 多様な生き物等の生息地と共生の緑地

- 平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山は、ヒモヅルやツバキなどの自然植物がみられ、優れた自然環境を保持しています。
- 蓑島～稲童の海岸は、野生動物、小動物等の生息、生育地として貴重な緑地となっています。
- 今川、長峡川、祓川の河川は、河川敷を含め小動物等の生息地となっており、ビオトープネットワーク形成の軸となる緑地となります。
- 御清水池、前田大池、裏ノ谷池等の点在するため池は、水鳥等の生息地となっており、ビオトープネットワーク形成における拠点として重要です。

### (3) 都市気候の緩和に資する緑地

- 今川、長峡川、祓川の河川及び農地（田畑）は、気温等の環境緩衝機能を持っています。
- 平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山の山林は、本市を代表する緑地で、気温等の環境緩衝機能を持っています。

### (4) 身近な自然環境の保全に資する緑地

- 点在する寺社境内地（浄喜寺等）の樹林地は、住民の身近な緑となっています。
- 今川をはじめとする河川敷の緑地やサイクリングロードは、市民の憩いやレクリエーションの場として利用されています。
- 今川、長峡川、祓川の河川、ため池、御所ヶ谷や蓑島山等の山地、蓑島～稲童の海岸は、身近な自然とふれあえる緑地となっています。
- みやこの苑をはじめとした福祉施設は、施設と一体となった緑地を形成し、周辺の住民の身近な緑地として親しまれています。

## 3) レクリエーションからみた緑地の解析・評価

レクリエーション機能とは、自然とのふれあいに対する需要の高まりや多様化する需要に応え、日常的、広域的な活動に対処し得るような主として利用の面に着目した機能です。ここでは、次の5つの視点から評価される緑地の抽出を行います。

### (1) 日常的な健康運動やスポーツの場となる緑地

- 総合公園は、サッカー場、体育館、研修センターなどを併設しており、スポーツ・レクリエーション活動における中心的な緑地となっています。
- 街区公園は、住民の日常生活で最も身近なレクリエーション地であります。しかし、街区公園が主となる本市の1人あたりの都市公園面積は4.46haと国の基準を大幅に下回っています。
- 中山グラウンドは、グラウンドやテニスコート等のスポーツ施設とともに、市民のレクリエーション活動や憩いの場となっています。
- 都市緑地や児童遊園などその他の公園、小中高等学校のグラウンド、寺社境内地、サイクリングロードを含む今川やため池の水辺は、身近なレクリエーション地であります。
- みやこの苑は、グラウンドを併設しており、レクリエーション活動や健康づくりのための活動の場となっています。

## (2) 広域レクリエーションに資する緑地

- 総合公園は、サッカー場、体育館、研修センター等を併設しており、広域的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっています。
- 行橋駅前広場は、桜に関するフェスティバルや駅フェス等のイベントに利用され、賑わいの場として親しまれています。
- 蓑島～稲童の海岸は、潮干狩りや海水浴など、シーズン中は北九州や筑豊方面からも人が訪れる広域レクリエーションの場となっています。
- 平尾台や筑豊県立自然公園の一つである御所ヶ谷、福原長者原官衙遺跡等の史跡は、遠方から訪れる人も多く、人気の観光地となっています。

## (3) レクリエーションネットワークに資する緑地

- 今川河川敷のサイクリングロードは、水と緑のネットワーク形成における軸となる緑地であり、スポーツ・レクリエーション活動や水と緑にふれあう場として最も市民に親しまれています。
- 公共施設等を結ぶ幹線道路は、レクリエーション施設をつなぐネットワークとしての役割を果たしているとともに、植栽帯をはじめとする道路環境施設帯は、散策の場ともなっています。

## (4) 自然や人とのふれあいの場となる緑地

- 広大なカルスト台地の平尾台、貴重な自然植物がみられる筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地は、広大な自然とふれあえる場として重要な緑地となっています。
- 今川、長峡川、祓川の河川、ため池の水辺の緑地は、自然にふれあう空間として親水空間の創出、確保が重要となります。
- 蓑島～稲童の海岸は、蓑島山や石並松原を背景とした遠浅の海岸であり、市民の憩いの場や自然とふれあえる場として重要な緑地となっています。
- 都市緑地は、自然をそのまま活かした緑地として、貴重な散策の場となっています。

# 4) 防災からみた緑地の解析・評価

緑がもつ防災機能とは、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の計画、公害の緩和に対処し得るような機能です。ここでは、次の4つの視点から評価される緑地の抽出を行います。

## (1) 地震災害時等における安全性の確保に資する緑地

- 避難所となっている総合公園や小中高等学校のグラウンドは、防災系統上重要な緑地となります。
- 街区公園、行橋駅前広場、都市緑地、中山グラウンド、その他の公園は、緊急時の一時避難の場所となります。
- 農地（田畑）は、緊急時の一時避難の場所としての機能を有しています。

## (2) 自然災害の防止・緩和に資する緑地

- 今川、長峡川、祓川の河川や点在するため池は、火災の延焼防止とともに、消火活動の水の供給源として重要となります。
- 農地（田畑）は、貯留機能等による水害に対する緩衝性を持つ緑地となります。
- 平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地は、治山・治水機能を持った緑地として重要となります。

## (3) 都市災害の防止・緩和に資する緑地

- 今川、長峡川、祓川の河川は、火災の延焼防止に役立つとともに、火災時の避難路としての機能を有しています。
- 点在する寺社境内地（浄喜寺等）、農地（田畑）、ため池は、火災の延焼防止や都市災害の緩和において重要な緑地となります。

#### (4) 公害の防止等に資する緑地

- 都市計画道路等の道路環境施設帯、住宅地、商業地、工場の緑地、石並松原は、騒音、大気汚染、悪臭等を緩和・防止する緩衝機能を有しています。

### 5) 景観からみた緑地の解析・評価

緑がもつ景観構成機能とは、自然的景観を形成することで潤いや彩りのある風景を創り、まちの美観を現出することで、まちを特徴付けるといった特色あるまちづくりに資する機能です。市街地の背景となる緑地、鎮守の森など郷土景観を形成する緑地、ランドマーク・シンボルとなるような緑地等が該当します。ここでは、次の3つの視点から評価される緑地の抽出を行います。

#### (1) 郷土景観を構成する緑地

- 今川、長峡川、祓川の河川及び市内に多数点在するため池は、本市の風土と深い関わりを持つとともに、市を特徴付ける緑地となります。
- 農地(田畑)は、田園風景を形成する重要な緑地となります。
- 平尾台は、本市の景観形成上、ランドマークとして重要な緑地となります。
- 筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山林や新田原の果樹地帯は、本市を代表する緑地であり、重要な景観構成要素となります。

#### (2) 地域の特徴を活かした緑地

- 寺社境内地(浄喜寺等)は、地域の景観形成に重要な役割を果たす緑地となります。
- 美しい田園風景を有する新田原の果樹地帯は、市南東部地域の景観を代表する緑地となります。
- 平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山などの山地や本市の主要河川である今川は、地域の景観形成に重要な役割を果たす緑地となります。
- 蓑島～稲童の海岸や石並松原は、本市東部地域の景観を代表する緑地となります。
- ビワノクマ古墳、隼人塚古墳等の古墳や史跡は、周辺地区を特色付ける緑地となります。

#### (3) 地域の潤いやまちの美観に資する緑地

- 行橋駅前広場は、本市の交通交流拠点となる広場であり、回遊と賑わいを生み出す都市の景観形成に重要な役割を果たす緑地となります。
- 街区公園、総合公園、都市緑地の都市公園や中山グラウンド、児童遊園等のその他の公園は、地域の憩いの場として潤いを与える緑地となります。
- 中心市街地の街並みは、その街の顔となる地区であり、行橋駅周辺の街路樹をはじめとする道路環境施設帯は、まちに潤いを与える緑地となります。
- 住宅地、商業地、工場の緑地や福祉施設は、地区ごとの景観を創りだす緑地となります。

## 2-2 課題の整理

### 1) 緑を取り巻く社会情勢の変化について

前計画策定から本計画策定時までの社会情勢の変化による課題を整理します。

#### (1) 地球環境問題に対する緑地の保全や活用

近年、地球規模の環境問題に対する市民の関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等緑地の有する環境保全機能が従来以上に注目され、緑地の重要性は更に深く認識されてきています。こうした緑地の機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、緑豊かで美しく風格のある都市を形成するため、総合的かつ計画的に緑地の保全及び緑化の推進を図る必要があります。

また、社会の成熟化、市民の価値観の多様化を背景とし、緑地の多機能性を最大限に引き出すことを重視し、民間活力の導入等により活用を図る必要があります。

#### (2) 大規模災害への対応

近年、東日本大震災、九州北部豪雨、熊本地震等の大規模な災害が発生し、市民の方々が安全・安心に暮らしていくためには、緑地においても、災害時の避難の場、火災等の災害の緩和、防災活動の拠点等の様々な役割を發揮できるような対応が必要となっています。また、緊急時の一時避難所となるようなオープンスペースの確保が必要です。

#### (3) 人口減少、少子高齢化の進展

本市においても、人口減少、少子高齢化が今後進行していくと見込まれていますが、その対策を示した計画である「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「行橋市立地適正化計画」との整合を図りながら、緑の大きな役割である快適で潤いのある生活が送れるための施策を検討する必要があります。

その際、子ども達や高齢者に配慮した施設整備やサービスの提供が求められており、例えば、子ども達には、身近に遊べる場をはじめ自然とふれあう場やレクリエーション機能を担う場として、また、高齢者には、散策などの健康づくりの場としての公園の設置による緑の活用が考えられます。

#### (4) 耕作放棄地や空家の増加

人口減少や高齢化の進行に付随する農業の担い手の減少や住宅建築物の老朽化に伴い、耕作放棄地や空家が増加し、景観の悪化や雑草の繁茂等により周辺環境に悪影響を及ぼすケースが増えています。農地や住宅は、貴重な緑地として保全や緑化の推進を図る観点からも、耕作放棄地や空家については、その増加や適切な管理を図るための対策が必要となっています。

#### (5) 財政状況の変化

人口減少等による税収の減少や高齢化による社会保障費の増加により、将来の市の財政状況は厳しさを増すことが予想されます。そのため、都市公園をはじめとした公共施設の整備や改修を行う為の費用を捻出することが困難となることから、市民の施設利用状況を把握し、効果的な整備や改修、適切な維持管理が必要となってきます。また、地区によって、人口分布や高齢化の状況が異なることから、各地区に合わせた緑の整備の対応が必要となります。

## 2) 緑に関する現状と課題

緑に関する現況調査、解析評価から導きだされる課題について整理します。

### (1) 緑地に関すること

#### ①緑地や緑被について

本市の緑地は全市域の約7割を占めており、その緑地のうち、水田が最も多く約4割を占めています。緑地の量は、前計画策定以降で137.31ha(約3%)減少しています。用途地域内では、開発等により農地が減少しています。用途地域外でも、農地が減少するとともに、草地や竹林が増加し、耕作放棄地が増えていることがうかがえます。(資料編p資料5)そのため、田園風景を形成する農地の適正な保全を図ることが必要です。

また、緑被率については、行橋市全体では68.6%、用途地域内では28.4%ですが、用途地域内の中心部付近では、5%以下と低くなっていることから、(第1章p11)用途地域内の緑化の促進が必要です。

#### ②骨格的緑地(軸及び拠点)や重要な緑地について

本市の骨格的緑地は、前計画においては、今川等の河川、農地、御所ヶ谷等の山地、葦島等の海岸を位置付けていました。骨格的緑地の位置付けを考える上で、近年、行橋総合公園は、公園全体が完成したことにより公園機能の充実が図られ、また、行橋駅前広場は、交通結節点であり広域交流の場や賑わいの場として市民に親しまれていることから、拠点として位置付けていく必要があります。今川等の河川については、近年の環境問題や防災への市民の関心の高まりを踏まえながら、今後も人と自然が共存する水辺空間を創出していく必要があります。農地については、耕作放棄地対策を行い、優良農地等を保全していくとともに、市民農園等多面的な活用の取組みが必要です。

骨格的緑地と関連する重要な緑地については、地域性緑地やその他の法制度により保全を図っていくものですが、特に担保性の低い緑地について保全に関する対策が必要です。

#### ③水系について

今川、長峡川、祓川の3河川、葦島から稲童に至る周防灘に面した海岸、その他、住吉池、裏ノ谷池などの多くの貯水池やため池が、100以上存在し水辺環境に恵まれています。(資料編p資料7)

このような本市の特色ある豊かな水系については、次世代に残していくために、適切な維持管理による保全が必要です。

#### ④緑地ネットワークや生態系について

緑地のネットワーク化の目的は、緑や水をつないでいくことで、鳥類や昆虫等生物の移動を容易にするとともに、日常的に自然と触れ合う空間づくりを行なうことで、市全域の生態的な資質を向上させることにあります。

今川等の河川や、葦島～稲童の海岸は、重要な水辺空間であり、レクリエーションの場やビオトープネットワークを形成しています。(資料編p資料8)しかし、この他の緑地については、都市公園や寺社境内地等が「点」として存在している状態であり、道路や住宅地等の緑化による「線」的な緑地を確保することで、市内を巡る水と緑のネットワークを形成し、良好な景観づくりを行っていくことが課題となります。

また、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山では、貴重なヒモヅルなどの植物がみられ、優れた生態系として活用することやネットワークを形成していくことが重要です。(資料編p資料8)

#### ⑤民間施設(民有地)の緑化について

民間施設の緑化は、都市計画手法や市の条例等まちづくりの規制や誘導により推進するものですが、基本的に民有地であるため規制や誘導の設定へのハードルが高く限定的となる傾向があります。前計画における民有地の緑化目標は、住宅地や工業地について敷地内緑化率を20%以上とし、商業地についてフラワーポット1か所以上としていましたが、現況の緑化率(緑被率)は、それぞれの民有地で20%に達しておらず、商店街にフラワーポットも見られないため、実効性のある目標設定が課題となります。

## (2) 公園に関すること

本市の現在の都市公園の整備面積は、31.46ha、市民一人あたりの都市公園面積は4.46㎡/人となっており、国や行橋市都市公園条例の基準である10㎡/人には達していません。(第1章 p12) 前計画策定以降、都市公園の整備は、平成27年度に全ての計画区域が完成した行橋総合公園や行橋駅西口地区区画整理事業地内の4つの街区公園に重点化してきました。また、本市の街区公園や児童遊園は、開発行為等により整備された面積の小さな公園が多く、整備から時間の経過した小さな公園では、地域住民のニーズに合わない公園も多く存在しています。(第1章 p13~14) 今後は、財源状況や住民ニーズを踏まえつつ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮した上で、公園の活用方法を含めた整備や管理を検討し推進していくことが求められます。

## (3) 緑や樹木に関すること

### ①道路緑化について

国道、県道、都市計画道路等の広域道路や幹線道路では、街路樹の植栽が行われており、主に行橋駅西口地区区画整理事業で整備された行橋駅周辺の幹線道路では、イチヨウ、ケヤキ、ハナミズキ等の並木が美しい景観を形成しています。(写真参照) 今後は、計画的で継続的な街路樹の植栽と維持管理が必要です。

### ②花木について

今川河川敷の桜並木、椿市の菜の花等季節を彩る花木に加え、行橋市の木であるモクセイが住宅団地で美しい景観を形成しています。その一方、市民にとって季節の風物詩であった今川河川敷において、菜の花や行橋市の木であるコスモスが減少し見られなくなっているといった現状があります。緑のまちづくりを推進していくため、地域の顔となる街路樹の育成をはじめ、季節の風物詩の復活や行橋市の花木の推進を踏まえたイベントの活用等の管理や運営について検討していくことが課題となります。

## (4) 協働に関すること

本市では、「花とみどりの会」、「花公園をつくろう会」ほかボランティア団体等による緑の創出や維持管理に関する市民活動を推進しています。これまで、多くのボランティア団体が清掃や花植え等、積極的なボランティア活動に取り組んできていますが、活動者の固定化や高齢化が進んでおり、新たな後継者の確保、育成等への対策が必要となってきています。また、一部の高等学校や小学校等では、駅の清掃や花植えの活動を行っていることから、団体同士の交流等、協働を活発化していくための方策が必要となります。(第1章 p19)



行橋駅周辺の並木



椿市菜の花

### 3) 緑に関する市民の意識

市民アンケート調査結果からの課題について整理します。

#### (1) 行橋市の緑のあり方について

- ・「エリアごとの緑の量について」は、多くの市民が、「田畑や農地」で多いと感じる一方で、「中心市街地」、「公園や広場」、「工場や事務所」で緑の量が少ないと感じており、公共施設や民有地を中心に緑の創出が求められています。(資料編 p 資料 39)
- ・「緑の質や量に対する満足度について」は、全体として半数以上の市民の満足度が高いものの、中心部の行橋地区においては、半数に満たない状況にあり、「緑への不満点について」において「身近に緑がない」と感じており、中心部での緑の創出が求められています。(資料編 p 資料 40~41)
- ・「緑の不満点について」は、「樹木や街路樹などの緑の手入れがなされていない」が6割以上あり、緑の適切な維持管理が求められています。(資料編 p 資料 41)
- ・「守るべき必要があると考える緑について」は、「今川河岸」、「正八幡宮境内樹林地」、「蓑島、長井の海岸」が3割以上あり、市民が親しむ貴重な緑として保全が求められています。(資料編 p 資料 42)

#### (2) 行橋市の公園のあり方について

- ・「整備すべき公園や緑地について」は、「広場のある公園」や「自然とふれあえる公園」が約4割と多く、芝生等の広々とした広場のある、水辺、草木等自然と身近にふれあえるような公園の整備が求められています。(資料編 p 資料 44)
- ・「どのような公園を希望するか」については、「季節の花が楽しめる公園」という希望が半数以上と多く、「整備すべき公園や緑地について」のアンケート結果である「自然とふれあえる公園」と整合しています。年齢別の傾向においては、「アウトドアが楽しめる公園」の希望が40歳代までの若年層で50歳代以上の高年齢層に比べ多く、一方、「季節の花が楽しめる公園」の希望が60歳以上の高年齢層で他の施設等の項目に比べ顕著に多く、多様な年代のニーズに応じた公園の整備が求められています。(資料編 p 資料 46)
- ・「公園の維持管理について」は、「行政と市民が協力して行う」が約半数と最も多くなっていることに加え「民間に参入して管理してもらう」も2割以上あることや、また、「自由回答」として、「手入れの問題」が多いことに着目し、公園のみならず緑の維持管理という観点から、行政(市)、市民・市民団体、事業者等(民間等)の連携や役割について検討し、効果的な維持管理体制の構築が求められています。(資料編 p 資料 45, 52)

#### (3) 緑のまちづくりへの取組について

- ・「緑のまちづくり活動への参加状況」については、市民の9割近くが参加しておらず、特に若年層ではほとんどが参加していない状況です。「参加している活動内容」については、「公園や河川等の除草清掃活動に参加」が6割以上と多く、次に「地域や職場で花壇や植樹を行う」が3割以上と多くなっています。「参加してみたい活動」については、「苗木等の配布をうけて自宅に植える」が約4割と多く、また、「緑を育てるために行っていること」において、「庭木を育てている」が半数以上であるため、苗木等の配布により活動への参加が促進できると考えられます。また、清掃活動や植樹等について地域や職場(民間企業等)との協力を推進することが求められています。よって、市民の積極的な緑のまちづくり活動への参加や協力が行なえるような普及啓発活動や仕組みづくりが必要となります。(資料編 p 資料 47~50)
- ・「緑のまちづくりにおいて、今後行橋市に期待すること」については、「防災機能を備えている公園があること」が約5割と多く、防災を意識した公園の整備が求められています。また、その他各種公園の整備に対する要望が多いため、市民が全体的に公園不足と感じていることがうかがえ、緑のまちづくりに関しては、公園を主体に検討する必要があります。(資料編 p 資料 51)

## 2-3 本計画で重視すべき視点

現状と課題の整理に基づき、基本計画の改定を行うにあたって、5つの視点にまとめます。

### 1. 創る

本市の緑の創出は、公共施設や民有地を中心に行いません。公園については、本市の現状の都市公園の整備水準が低いため、一定の整備が必要となります。その際、児童遊園など既存の公園も含め、財政状況や住民ニーズを踏まえつつ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮した上で、公園の活用方法を含めた整備や改修及び管理が重要となります。また、幹線道路等の道路緑化を計画的かつ継続的に行なう必要があります。さらに、民有地については、工場や事業所等の民間施設や中心市街地における緑化を促進する必要があります。

### 2. 守る

本市は、今川等の多くの河川や蓑島～稲童の美しい海岸線を持ち、山林や田畑も多く、水と自然に恵まれています。今後、生物多様性の保全等の環境保全機能を有する緑地の重要性を踏まえ、それらを貴重な自然環境として保全し、生態系を重視した上で、多様な生物が生息する空間を次世代へ継承していくことが重要です。

### 3. ふれあう

市民が、日常的に自然とふれあう空間づくりを行ない、緑地のネットワークを形成する必要があります。特に、本市は、河川や海岸、ため池といった水辺環境に恵まれており、ビオトープや親水空間としての活用が重要です。

### 4. 活かす

緑地は、防災活動の拠点等や緊急時の一時避難所となるオープンスペースの役割が求められています。特に、公園については、安心・安全の観点から、防災を意識した整備やバリアフリーへの対応を行う必要があります。また、緑地の拠点として位置付けられる行橋総合公園や行橋駅前広場を中心に、賑わいのある空間の創出が必要となります。

### 5. 育てる

本市では、ボランティア団体による緑の創出や維持管理の活動が行われていますが、活動者の固定化や高齢化が進んでおり、新たな後継者の確保、育成等への対策が必要となってきています。そこで、緑に関して様々な住民に関心を持ってもらうために、緑に関する情報発信等の普及啓発活動の推進が必要です。

また、主な課題と視点の内容をフロー図に整理します。

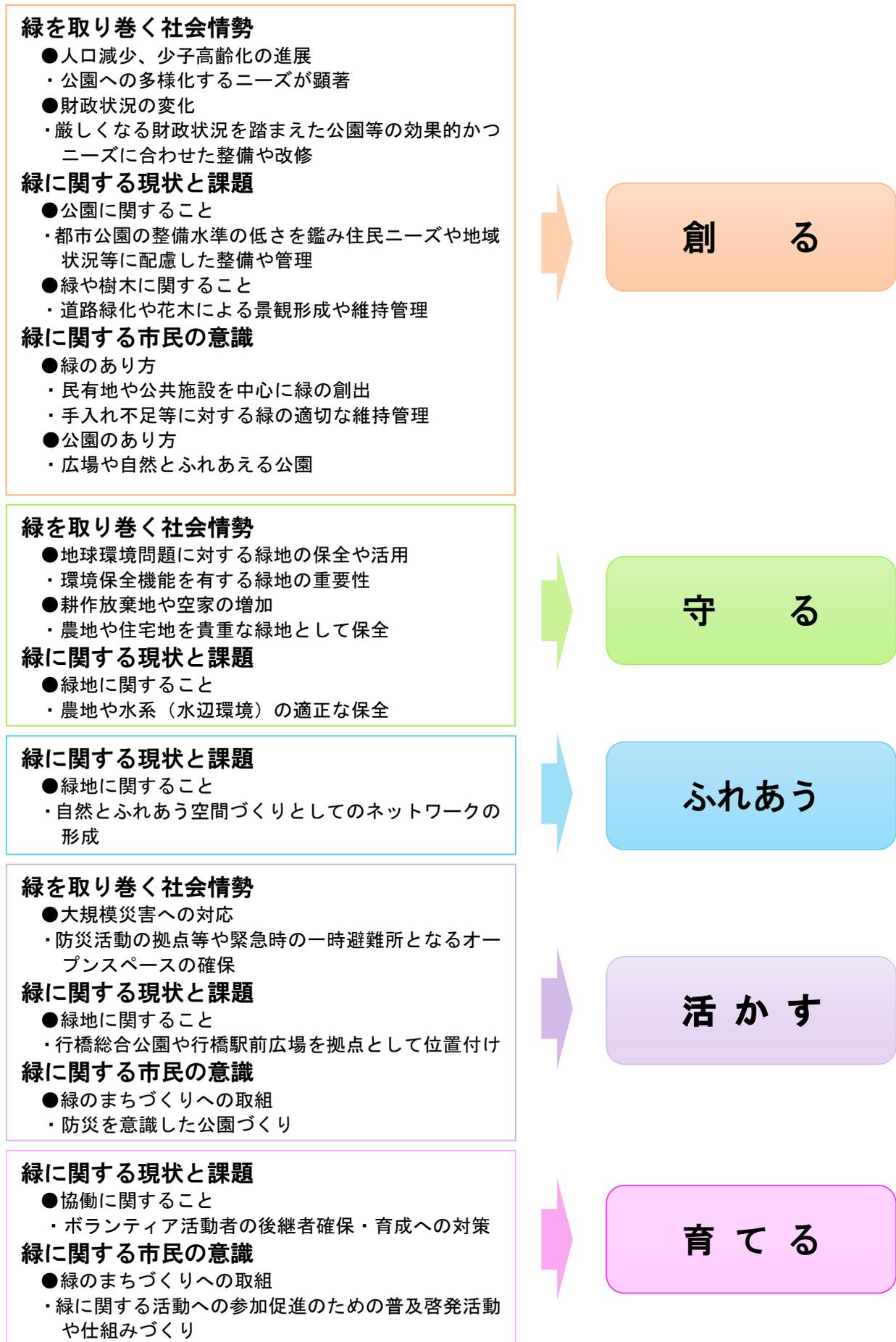


図 2-3-1 課題と視点のフロー

## 第3章 計画の基本方針

本計画の将来像と基本方針は、これまでの現状や課題の整理及び第5次行橋市総合計画や行橋市都市計画マスタープランの将来像や基本目標等を踏まえ設定します。

### 3-1 将来像と基本方針

#### 1) 第5次行橋市総合計画の将来像と基本目標

本市のまちづくりの将来像（第5次行橋市総合計画）においては、「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」となっており、魅力づくりを進め、人が住みたくなるまちを実現するため基本目標を定めています。

##### <将来像>

魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし

##### <基本目標>

1. ひとが賑わうまち（インフラ整備）
2. ひとを育むまち（心とからだ育成）
3. ひとをつなぐまち（地域コミュニティ）

#### 2) 行橋市都市計画マスタープランの将来像と基本方針等

都市計画マスタープランでは、特に、市街地の魅力の向上、産業力の向上、住環境の形成、安全性の向上について、都市づくりの基本方針等を定めています。

##### <将来像>

魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし

##### <都市づくりの基本方針>

1. 京築地域の中核都市にふさわしい魅力とまとまりのある市街地の形成
2. 広域交通網と地域資源を活かした産業力の向上
3. 暮らしにやすらぎと豊かさを彩る水と緑豊かな住環境の形成
4. 災害等に備えた安心して暮らせる都市インフラの整備

##### <都市づくりの視点>

- ・京築エリアにおける拠点を担う中核都市づくり
- ・中心市街地の再活性化と集約型都市づくり
- ・安全で快適な市街地環境・集落環境の整備
- ・固有の魅力を活かした地域環境づくり
- ・人にやさしい地域環境づくり

### 3) 緑の基本計画の将来像と基本方針への展開

行橋市の緑に関する課題及び第5次行橋市総合計画や行橋市都市計画マスタープランの将来像や基本目標等のまちづくりの方向性を踏まえ、今回の将来像と基本方針を以下のとおり整理します。

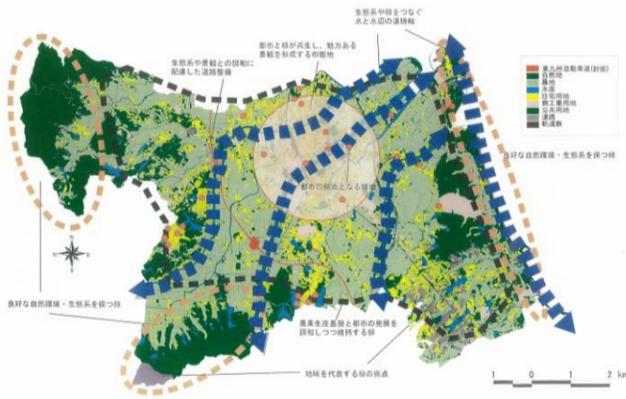
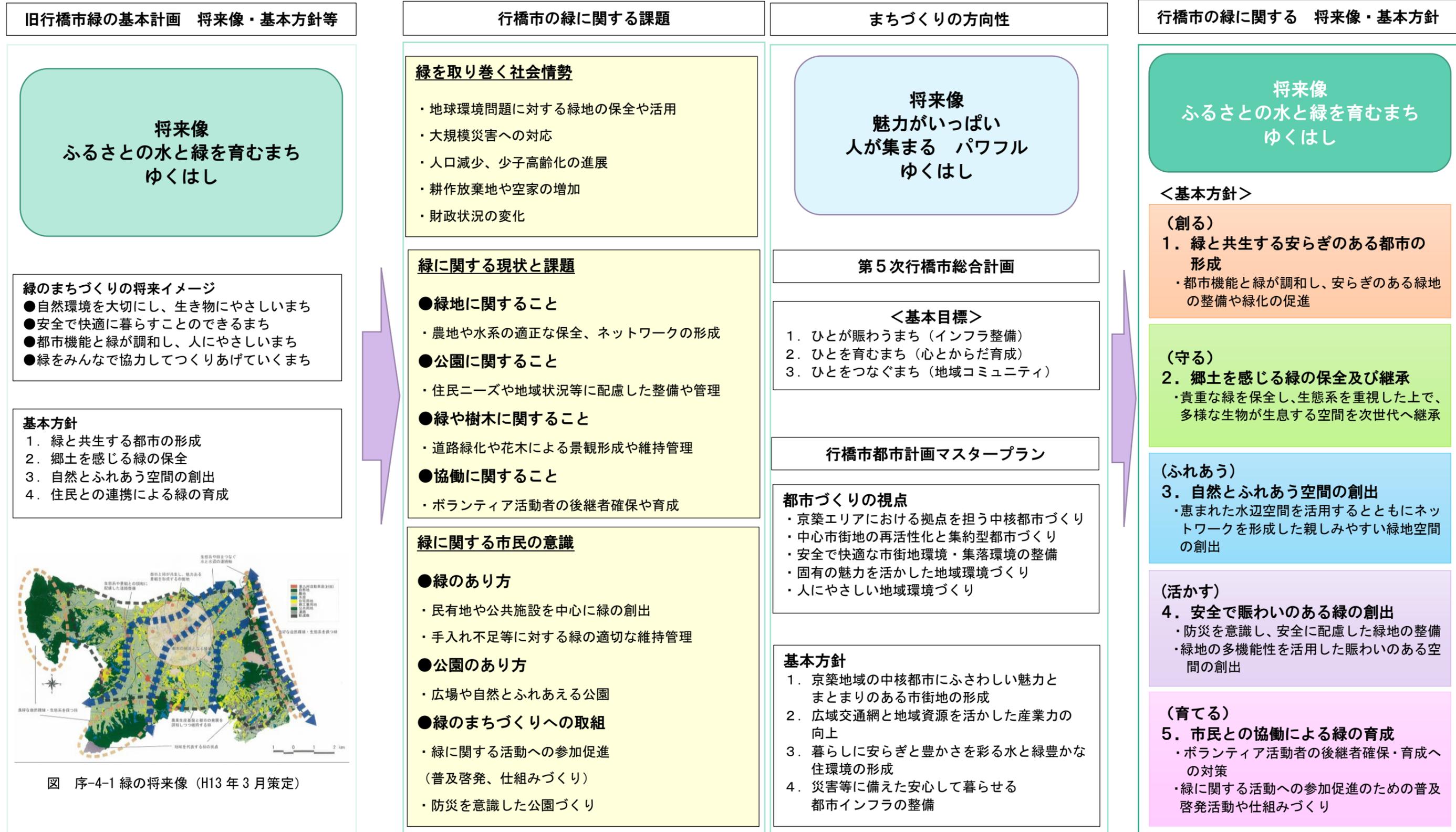


図 序-4-1 緑の将来像 (H13年3月策定)

## 3-2 施策の体系

将来像「ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし」の形成を目指し、5つの基本方針を柱とした施策の体系を以下のとおり設定します。

表 3-2-1 施策の体系表

基本方針	基本施策	具体的施策・事業
緑と共生する 安らぎのある 都市の形成 (創る)	公園緑地等の整備	・都市公園の整備推進
	公共公益施設の 緑化推進	・オープンスペースの緑化推進
		・官公庁、文化、教育、福祉施設の緑化推進
	民間施設の 緑化促進	・工場、事業所における緑化促進
		・住宅地における緑化の推進
		・生垣等による緑化促進
		・空家の植栽管理の促進
		・空家跡地緑化
	道路の緑化	・既設道路の再整備による緑化
		・新設道路整備に伴う緑化推進
・道路の緑地維持管理		
・ポケットパーク等の整備推進		
郷土を感じる 緑の保全 及び継承 (守る)	貴重な森林の保全	・郷土景観としての森林保全
		・樹木の維持、管理機能の充実
	水辺緑地の保全	・水辺環境の保全
		・海岸線、砂浜の維持管理
	農地の保全	・用途地域外の優良な農地の保全
		・用途地域内農地の保全、活用
		・環境保全型農業の推進
	地域の緑の保全	・耕作放棄地の活用及び緑化整備促進
		・新田原果樹地帯の景観保全
	歴史、文化的緑地の 保全	・基地周辺の緩衝緑地の維持
・地区のランドマークとなる緑の育成		
自然と ふれあう 空間の創出 (ふれあう)	水辺緑地の 充実	・寺社境内の緑地の保全
	生態系の保全 や活用	・史跡等の緑地の保全
		・河川緑地等の整備促進
	緑地の ネットワーク形成	・ため池、貯水池周辺の緑地の維持
自然体験、環境学習 等の推進	・ビオトープネットワークの形成	
	・水辺空間の確保や保全	
安全で 賑わいのある 緑の創出 (活かす)	安心して暮らせる 空間の創出	・河川、公園緑地等、水と緑のネットワーク形成
		・サイクリングロードの緑地保全
		・市民農園、観光農園等の整備検討
	賑わいの創出	・図書館、公民館等における環境学習の促進
		・災害に強い公園づくり
市民の 協働による 緑の育成 (育てる)	緑の普及啓発活動の 推進	・公園のバリアフリー化
		・防犯に配慮した公園づくり
		・官民連携による公園の活性化
	緑の支援体制 づくりの推進	・交流拠点となるような緑地、公園づくり
		・行橋駅前広場、公園、海岸線でのイベント開催の促進
	・中心市街地での緑化の推進	
	・海岸線のレクリエーション機能の充実	
	・協働による都市公園の管理	
	・清掃、緑化活動等に関するイベント開催及び活動支援	
	・緑に関する情報発信	
	・緑に関する勉強会の開催	
	・ボランティア活動の奨励	
	・緑化指導員の育成及び継承	

将来像 ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし

## 第4章 緑地の保全及び緑化の目標

ここでは、本市の将来像であり、「ふるさとの水と緑を育むまち」を実現化していくため、10年後、20年後の目標年次における人口の見通し等、計画フレームを想定とともに、緑地確保目標水準等、計画の目標水準を定めます。

### 4-1 計画のフレーム

#### 1) 計画対象区域

本市の計画対象区域は、都市計画区域の行橋市全域（7,006ha）とします。

表 4-1-1 計画対象区域

都市計画区域名称	都市計画対象区域
行橋市都市計画区域	行橋市の全域（7,006ha）

#### 2) 人口の見通し

本計画における人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに、中間年次 2028年、目標年次 2038年の将来人口を次のとおり設定します。

表 4-1-2 将来人口の推計※

年次	現状 (2015年)	中間年次 (2028年)	目標年次 (2038年)
人口(人)	70,586	67,000	63,000
備考	国勢調査 実績値	国立社会保障・ 人口問題研究所 推計値より設定	国立社会保障・ 人口問題研究所 推計値より設定

※資料編 p 資料 10~11

#### 3) 市街地（用途地域）の規模

行橋都市計画区域においては、線引きされていないものの用途地域があります。市街地（用途地域）の規模については、平成22年の668haを今後も維持するものと仮定して次のとおり設定します。

表 4-1-3 市街地（用途地域）の規模※

年次	現状 (2012年)	中間年次 (2028年)	目標年次 (2038年)
規模(ha)	668	668	668

※資料編 p 資料 10

## 4) 住区の構成

住区の構成は、小学校区等をもとに市域を4つの地区に区分し、概要は次のとおりとします。

表 4-1-4 住区の区分と概要

住区（地区）名	面積 (ha)	住区（地区）概要
1) 行橋地区	785	商業・業務施設や市役所などの公共施設が多数立地した本市の中心市街地にあたる地域である。
2) 蓑島・今元・仲津地区	2,230	本市で唯一海岸線に面する地区。蓑島、杵尾、長井、稲童等の漁港や新田原の果樹園地帯、文久地区をはじめとする優良な農地が残されている。
3) 泉・今川地区	1,411	市の主要河川である今川、祓川が流れており、今川河川敷のサイクリングルートは地域住民の憩いの場となっている。 また、本地区には、JR 日豊本線や平成筑豊鉄道が通過し、4つの鉄道駅を有している。さらに東九州自動車道が通り、今川パーキングエリアもあり交通拠点のある地区である。
4) 稗田・延永・椿市地区	2,580	平尾台や御所ヶ谷神籠石など自然や歴史的資源に恵まれた地区である。国道201号バイパスや東九州自動車道や行橋インターチェンジがあり、交通拠点ともなっている。

※面積：図上計測



図 4-1-1 住区区分図

## 4-2 計画の目標水準

### 1) 緑地の確保目標水準

本市における現況の緑地の占める割合は、用途地域内で 2.1% (14.08ha)、都市計画区域では、44.1% (3,089.08ha) となっています。また、用途地域外では 48.5% (3,075ha) となっています。(第1章 p7) 本市の緑地の確保を図っていくためには、用途地域周辺の緑地を維持・保全していくとともに、用途地域内の緑の創出を図ることが重要です。

よって、本市の目標年次における緑地確保目標量は、用途地域においては、現況の 2.8% (18.40ha) 増の 4.9% (32.48ha)、都市計画区域においては、現況の 0.5% (34.40ha) 増の 44.6% (3,123.48ha) と設定します。

表 4-2-1 目標年次における緑地確保目標量

目標年次における 緑地確保目標量	用途地域面積に対する 割合(A)	都市計画区域面積に対する 割合(B)
	4.9% (32.48ha)	44.6% (3,123.48ha)

用途地域面積に対する割合(A)

= 将来用途地域内緑地面積 (32.48ha) / 将来用途地域面積 (668ha)

都市計画区域面積に対する割合(B)

= 将来都市計画区域内緑地面積 (3,123.48ha) / 将来都市計画区域面積 (7,006ha)

### 2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園の整備水準は約 4.46 m<sup>2</sup>/人と低く、国等の基準 10 m<sup>2</sup>/人には達していません。特に、用途地域内における緑の創出のためには、街区公園や近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備が必要となります。また、都市公園に準ずる道路環境施設帯や河川、グラウンド等の緑地については、定期的な維持管理により良好な緑の環境を保持していきます。

本市の目標年次における都市公園等の目標量は、都市公園においては 10.45 m<sup>2</sup>/人、都市公園等においては 20.53 m<sup>2</sup>/人と設定します。(第6章 p52~61 参照)

表 4-2-2 目標年次における都市公園等の目標量

年次		現状 (2018年)	中間年次 (2028年)	目標年次 (2038年)
都市公園等の 目標量 (m <sup>2</sup> /人)	都市公園	4.46	5.43	10.45
	都市公園等	13.45	14.90	20.53

※都市公園等は、都市公園以外の公共施設緑地を含む。

参考：都市公園、公共施設緑地の内容

項目	内容
都市公園	都市公園法で規定するもの
公共施設緑地	1) 国民公園 2) 都市公園を除く公共空地 3) 自転車歩行者専用道路 4) 歩行者専用道路 5) 道路環境施設帯 6) 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 7) 公共団体が設置している市民農園 8) 公開している教育施設(国公立) 9) 河川緑地 10) 港湾緑地 11) 農業公園 12) 児童遊園 13) 市町村が設置している運動場やグラウンド 14) 子供の国 15) 青少年公園 等

### 3) 都市緑化の目標水準

本市の都市緑化における長期的な目標・方針を設定し、緑被率の確保を図るものとします。

表 4-2-3 目標年次における都市緑化の目標・方針

		備考	現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
都市公園	(住区基幹公園)	緑被率		
	街区公園		41.7%	現状維持
	近隣公園		-	30%
	地区公園		-	30%
	(都市基幹公園)			
	総合公園		23.7%	30%
	都市緑地		12.1%	30%
公共施設緑地	道路 (都市計画道路等 幹線道路)	樹木等による植栽 本数(現況は推計値)	約4,800本	約5,300本
	公共公益施設 (都市公園を除く)	施設用地内 緑被率	30.9%	30% (現状維持)
民有地		1施設に フラワーポット 1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間6万株 (100~110件) 花苗配布</li> <li>・中心市街地 商店街の各店舗に フラワーポット なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗配布団体数 年100団体以上</li> </ul>

### 4) 緑の満足度

本計画の将来像や基本方針に基づく緑のまちづくりの達成度の指標として、市民の緑に対する満足度を設定し、目標年次における満足度は、60%を目指します。

表 4-2-4 目標年次における緑の満足度

年次	現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
緑(量や質など)の満足度	53.5%	60.0%

※市民アンケート調査結果を指標とする。

## 第5章 緑地の配置方針

### 5-1 総合的な緑地の配置方針

本市における緑地の特性に配慮し、都市の発展動向や緑地の充足度等を考慮するとともに、環境保全、レクリエーション、防災、景観の視点から、総合的な緑地の配置方針を提示します。

#### 1) 骨格的緑地の配置

骨格的緑地は、緑の軸や拠点として緑地の保全、活用を図る観点から配置します。

##### ① 今川、長峡川、祓川等の河川

- ・今川、長峡川、祓川等の河川は、多様な機能を持ち合わせた緑の軸となる緑地であり、河川区域は地域制緑地として保全、活用を図ります。

##### ② 農地

- ・用途地域内外を問わず農地は、無秩序な市街化の抑制、都市気候の緩和、災害の防止・緩和等の様々な役割を持ち合わせており、まとまりのある緑地として保全を図ります。また、農業振興地域農用地区域は、地域制緑地として保全、活用を図ります。

##### ③ 平尾台、御所ヶ谷、蓑島山等の山地、丘陵地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地、丘陵地は、郷土景観を構成する上で重要な緑地であり、広域レクリエーションに対応した緑地として保全、活用を図ります。

##### ④ 蓑島～稲童の海岸

- ・蓑島～稲童の海岸は、広域レクリエーションに対応した緑地であるとともに、ビオトープネットワークを形成する上でも重要な緑地として保全、活用を図ります。

##### ⑤ 行橋駅前広場、行橋総合公園

- ・本市の賑わいの場である行橋駅前広場やスポーツ・レクリエーション活動の拠点である行橋総合公園は、人が集まる重要な緑の拠点の緑地として保全、活用を図ります。

#### 2) 重要な緑地の配置

重要な緑地は、広域性や地域性を考慮し、4系統の各視点により総合的に判断して保全が求められる緑地の観点から配置します。

##### ① 筑豊県立自然公園等自然公園地域

- ・御所ヶ谷、蓑島山、塔ヶ峰、観音山の山地や蓑島、長井の海岸を含む筑豊県立自然公園及び平尾台を含む北九州国定公園の自然公園区域は、今後も良好な自然と共生していくための地域性緑地として保全を図ります。

#### ② 保安林、地域森林計画対象民有林

- ・馬ヶ岳、硯山等の周辺の保安林、地域森林計画対象民有林は、優れた自然環境を有しているとともに、ビオトープネットワークの形成、自然災害の防止・緩和に資する緑地としても重要であり、地域性緑地として保全を図ります。

#### ③ 新田原の果樹地帯

- ・新田原の果樹地帯は、地域を特色づける緑地として重要であり、地域制緑地として保全を図ります。

#### ④ 寺社境内地、古墳、史跡

- ・歴史と伝統を受け継ぐ寺社境内地や古墳、史跡の文化財周辺の緑地は、その地域を特色づける緑地として重要であり、地域制緑地として保全を図ります。

### 3) 緑地のネットワークの形成

骨格的緑地である河川や農地等と市内に点在する緑地を効果的に結び、総合的な緑地のネットワークの形成を図るものとして配置します。

#### ① 幹線道路（道路環境施設帯）

- ・レクリエーションネットワークの役割を果たす道路環境施設帯を有する幹線道路は、潤いのある道路環境、美しい都市景観を創出するために緑化を推進し、緑地のネットワークの形成を図ります。

#### ② サイクリング道路

- ・サイクリングロードは、今川河川敷の緑地とともに環境に配慮した自然との共生を図り、快適なレクリエーション活動を支援するために緑化を推進し、緑地のネットワークの形成を図ります。

#### ③ ため池

- ・ため池は、ビオトープネットワークの拠点となる重要な水辺空間であり、緑地のネットワークの形成を図ります。

### 4) 緑地等の均衡ある配置

市街地の発展動向、各地区における緑地の充足度に配慮し、都市全体で均衡ある都市景観が形成されるものとして配置します。

#### ① 都市公園

- ・多機能性を有する都市公園は、本市の整備水準が低いことを鑑み、都市全体において均衡ある配置が可能な緑地として位置付けます。

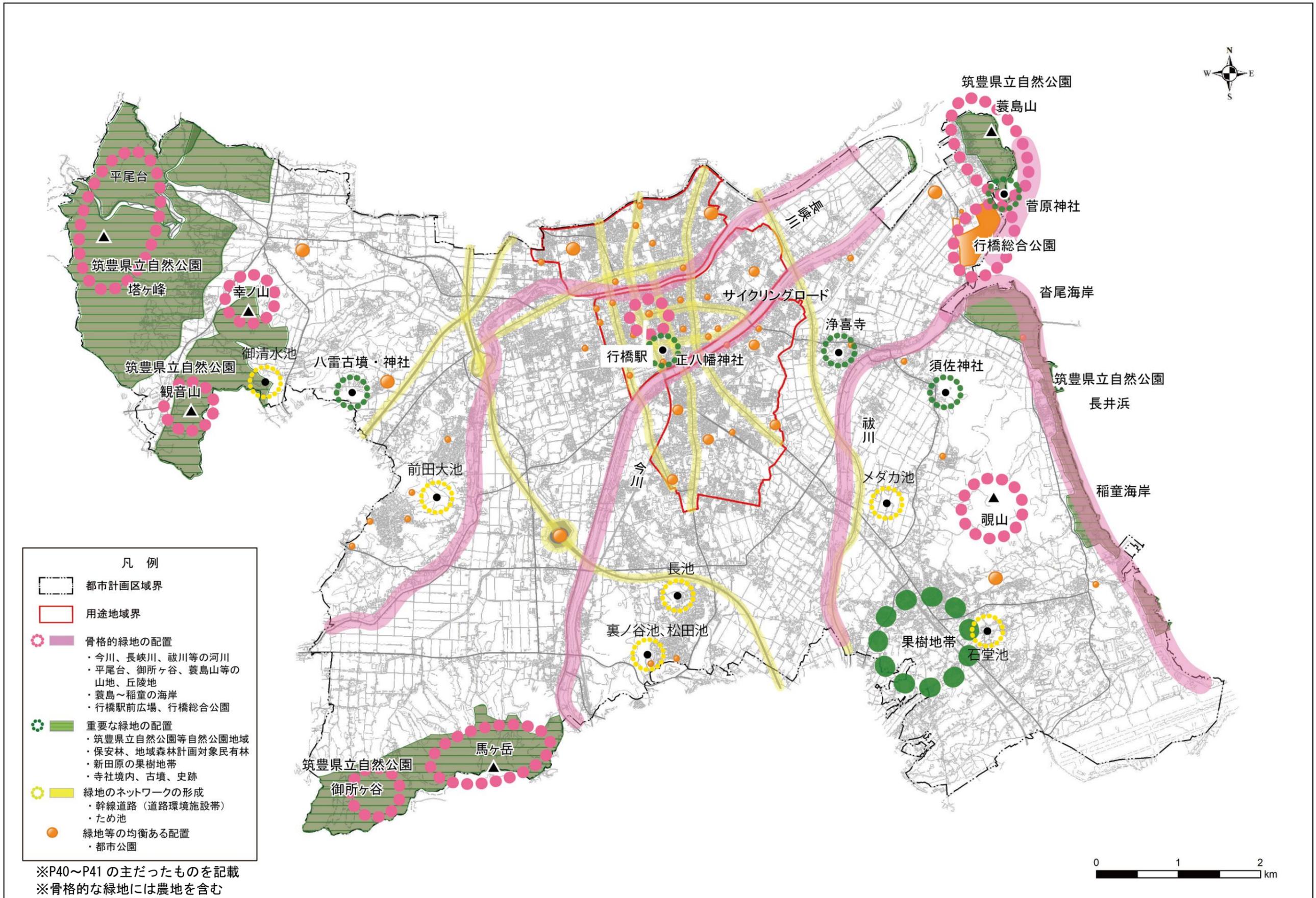


図 5-1-1 総合的な配置図

## 5-2 環境保全システムの配置方針

本市の海、山、川等の自然環境及び農地の保全を図る観点から緑地の配置を行います。

### 1) 都市の骨格の形成・市街地の無秩序な連坦の抑制に資する緑地

- ・今川、長峡川、祓川は、都市の骨格を形成する緑地として水辺空間の保全を図ります。
- ・用途地域外の農地について、農業振興地域農用地区域は、面的な広がりをもつ主要な緑地であるとともに、無秩序な市街化を抑制する上においても重要であることから、農業振興地域の整備に関する法律や農地法等に則り積極的に保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆農業振興地域農用地区域

### 2) 多様な生き物等の生息地と共生の緑地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等、また、森林地域における保安林、地域森林計画対象民有林は、貴重な自生植物がみられ、小動物等の生息、生育地としても重要な緑地であることから保全を図ります。
- ・周防灘を望む蓑島～長井の海岸や今川、長峡川、祓川の3河川は、野生動物、小動物等の生息、生育地として重要であることから、ビオトープネットワークの軸となる緑地として保全を図ります。
- ・市内に多数点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、水鳥等の貴重な生息地となっていることから、ビオトープネットワークの拠点となる緑地として保全を図ります。

- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等
- ◆保安林、地域森林計画対象民有林
- ◆蓑島～長井の海岸
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆ため池

### 3) 都市気候の緩和に資する緑地

- ・市内を貫流する今川、祓川、長峡川の3河川及び農業振興地域農用地区域は、都市の気候調整や通風作用において重要な緑地であることから保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆農業振興地域農用地区域

### 4) 身近な自然環境の保全に資する緑地

- ・市内に点在する浄喜寺等の寺社境内地の緑地は、市民にとって身近に自然環境を感じられる緑地であることから保全を図ります。
- ・市内を貫流する今川、長峡川、祓川の河川、周防灘に面した蓑島～長井の海岸、点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、市民が自然とふれあえる貴重な緑地であり、身近な自然環境として保全を図ります。
- ・みやこの苑をはじめとした福祉施設は、施設と一体となった緑地を形成し、周辺の住民の身近な緑地として保全を図ります。

- ◆寺社境内地
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆ため池
- ◆福祉施設

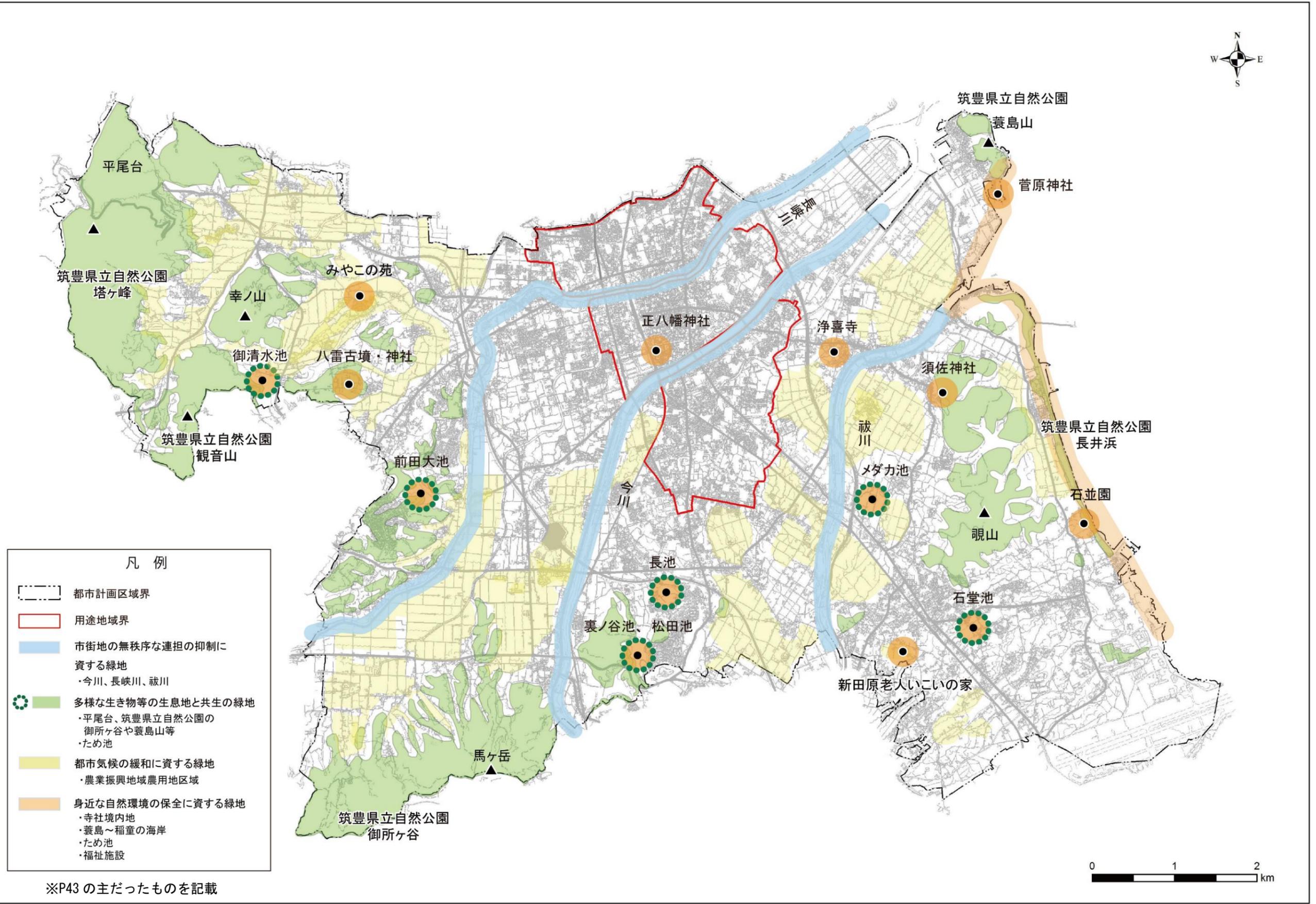


図 5-2-1 環境保全システムの配置図

## 5-3 レクリエーション保全システムの配置方針

市民の多様化するレクリエーション需要の対応に資する緑地について、緑地の機能及び量的充足度を考慮した配置を行います。

### 1) 日常的な健康運動やスポーツの場となる緑地

- ・子どもから高齢者を含めた大人まで、様々なニーズに対応した日常的で身近な健康運動やスポーツの場となる緑地として都市公園を位置づけ活用を図ります。都市公園については、本市の現状の都市公園の整備水準が低いことや市民が全体的に公園不足と感じていることを踏まえ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮した配置を行います。
- ・行橋駅前広場等の身近な広場や学校のグラウンド等の公共施設緑地は、子どもの遊び場として、また、大人の散策や休息の場となる緑地として活用を図ります。
- ・今川のサイクリングロードは、周辺の河川敷の緑地を含め、ウォーキング、ランニング、サイクリング等による健康づくりやスポーツの場となる緑地として活用を図ります。

- ◆都市公園
- ◆広場、グラウンド等の公共施設緑地
- ◆今川（サイクリングロード及び河川敷の緑地）

### 2) 広域レクリエーションに資する緑地

- ・行橋総合公園は、広域的なスポーツやレクリエーション、イベント活動の場となる緑地として更なる活用を図ります。
- ・行橋駅前広場は、広域交流や賑わいの場として親しまれていることから、レクリエーションの場となる緑地として更なる活用を図ります。
- ・平尾台や筑豊県立自然公園の御所ヶ谷、葦島～稲童の海岸、福原長者原遺跡等の史跡は、市民をはじめ県内外からも多くの人々が訪れることから、広域的な観光や自然レクリエーションの拠点の緑地として活用を図ります。
- ・新たに整備する都市公園（地区公園）は、必要に応じ、高速道路や国道等の交通網を活かした広域レクリエーションの緑地として活用を図ります。

- ◆行橋総合公園
- ◆行橋駅前広場
- ◆平尾台、御所ヶ谷
- ◆葦島～稲童の海岸
- ◆史跡
- ◆新規都市公園（地区公園）

### 3) レクリエーションネットワークに資する緑地

- ・今川、長峡川、祓川の河川敷の緑地やサイクリングロードは、親水性の確保等によるレクリエーション利用の向上及び市内のレクリエーション施設間のネットワークを形成するための緑地として活用を図ります。
- ・道路環境施設帯を有する幹線道路は、レクリエーション施設をつなぐネットワークとしての役割を果たす緑地として活用を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川（河川敷の緑地）
- ◆サイクリングロード
- ◆幹線道路（道路環境施設帯）

#### 4) 自然や人とのふれあいの場となる緑地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等、蓑島～稲童の海岸は、多くの人が訪れることから、人々のふれあいや交流の場として、また、本市の自然や歴史等に対する理解を深める場所として活用を図ります。
- ・今川、長峡川、祓川の河川、ため池の水辺の緑地は、親水性の確保等により自然にふれあう空間として活用を図ります。

- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆ため池

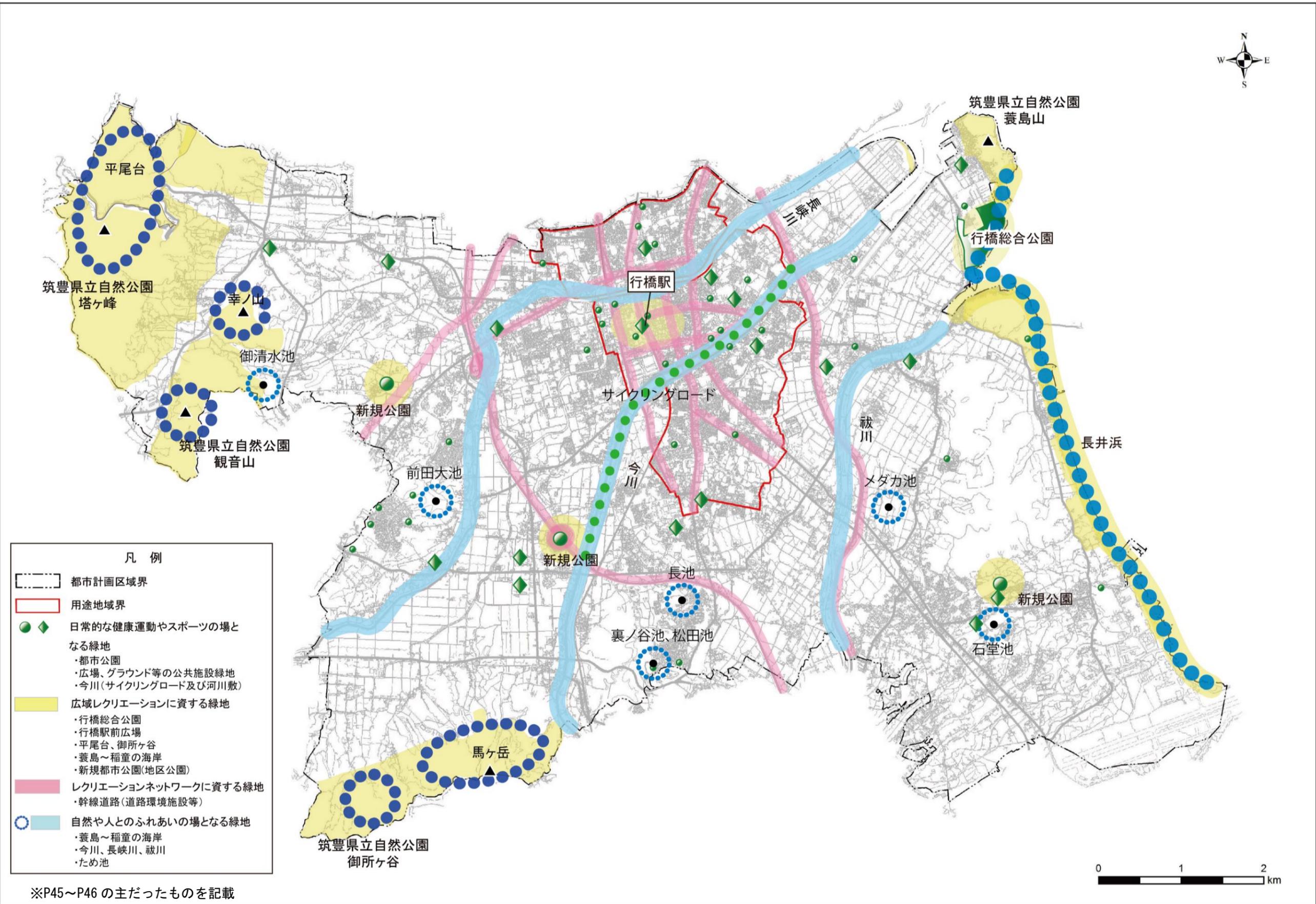


図 5-3-1 レクリエーション保全システムの配置図

## 5-4 防災システムの配置方針

災害時における災害復旧、防災活動の拠点となる緑地及び市民の避難活動に関する避難地、避難路となり得る安全性の確保に資する緑地について適正な配置を行います。また、自然災害や都市災害による被害を未然に防ぎ、拡大を防止する緑地や騒音等の公害を防止する緑地の保全を図る観点から配置を行います。

### 1) 地震災害時等における安全性の確保に資する緑地

- ・都市公園は、避難所である総合公園をはじめ、防災系統上重要な緑地となります。街区公園等の住区基幹公園は、身近な避難地として、誘致距離、人口等による配置バランスからみて不足している地域に緑地の配置を検討します。また、特に市街地においては、ポケットパーク等について、一時的な避難場所となる緑地として位置付けを検討します。
- ・災害時の避難施設として位置づけられている小・中・高等学校、地区公民館等の公共公益施設は、より一層の安全性を確保するため緑化を推進します。
- ・農地は、緊急時の一時的な避難場所となる緑地として位置付けを検討します。

◆都市公園  
◆学校・公民館等の公共公益施設の緑地

### 2) 自然災害の防止・緩和に資する緑地

- ・水害に密接に関連する今川、長峽川、祓川の河川敷の緑地やため池、一定の保水機能を有する農地は、自然災害を防止、緩和する緑地として保全を図ります。
- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山等の山地は、治山・治水機能を持った緑地として保全を図ります。
- ・砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域は、土砂災害の防止、緩和に資する緑地として、各々の基準に則った保全を図るものとして位置付けを検討します。

◆今川、長峽川、祓川（河川敷の緑地）  
◆ため池  
◆農地  
◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山等（山地）

### 3) 都市災害の防止・緩和に資する緑地

- ・寺社境内地、今川、長峽川、祓川等の河川、ため池、農地は、防火帯、延焼遮断帯の機能を有し、都市災害を防止、緩和する緑地として保全を図ります。

◆寺社境内地  
◆河川  
◆ため池  
◆農地

### 4) 公害の防止等に資する緑地

- ・道路環境施設帯、住宅地、商業地、工場の緑地、石並松原は、騒音、大気汚染、悪臭等を緩和する緩衝機能を有し、公害の防止等に資する緑地として保全を図ります。

◆道路環境施設帯  
◆住宅地、商業地、工場  
◆石並松原



## 5-5 景観系統の配置方針

市内に分布する良好な緑地景観の特性を踏まえ、景観の形成・保全に寄与する緑地の配置を行います。

### 1) 郷土景観を構成する緑地

- ・今川、長峡川、祓川の河川や市内に多数点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、水辺景観として保全を図ります。
- ・農地は、郷土らしさの景観として残していくため、連担する樹林地や斜面山林地等と一体的に田園景観として保全を図ります。
- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地は、本市を代表するランドマークや里山として景観の保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川の河川
- ◆ため池
- ◆農地
- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等

### 2) 地域の特徴を活かした緑地

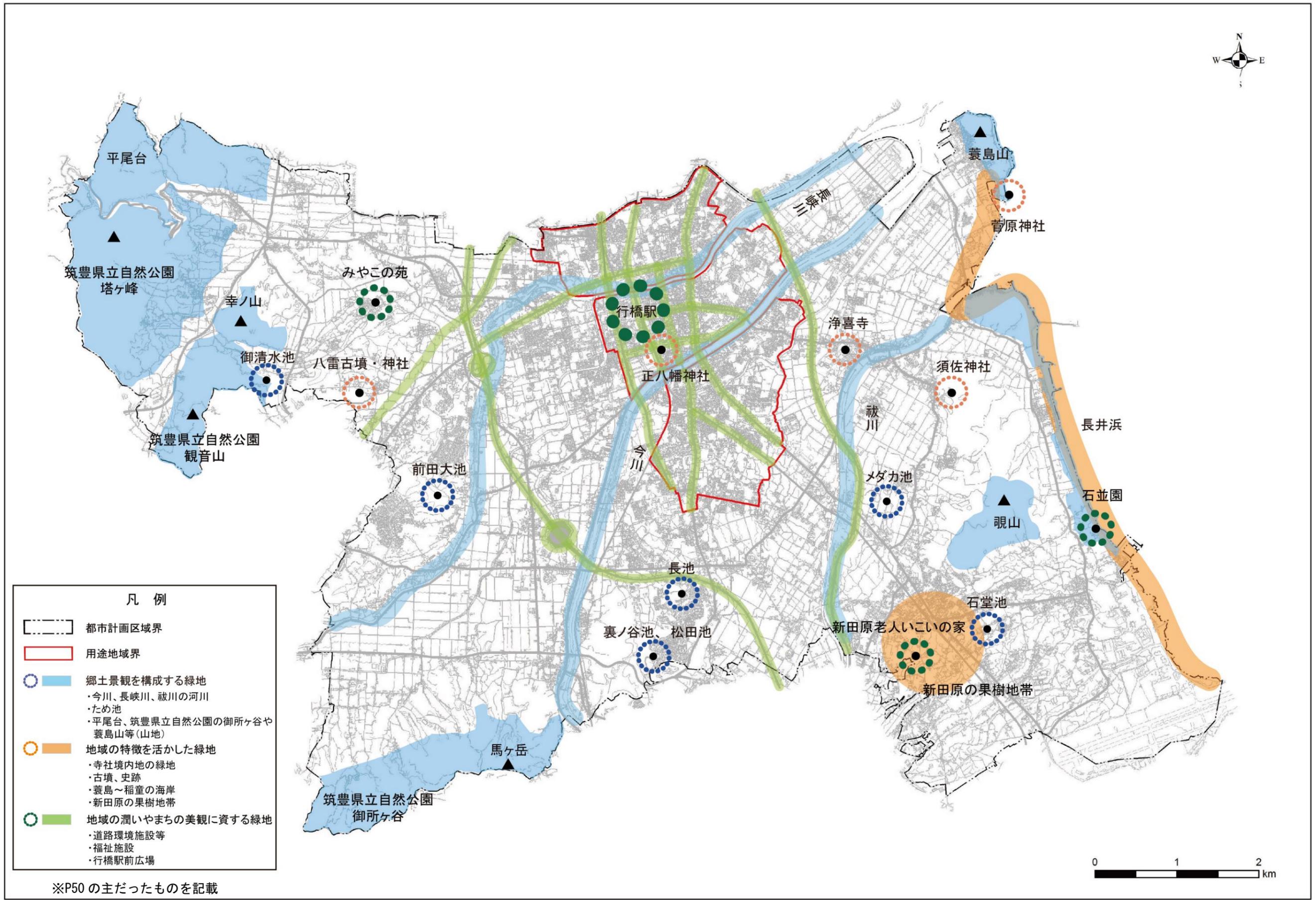
- ・浄喜寺、須佐神社等の寺社境内地の樹林地、文化財指定を受けている古墳や史跡の緑地は、その地域の歴史風土を象徴する景観として保全を図ります。
- ・蓑島～稲童の海岸や石並松原、新田原の果樹地帯は、本市の特徴的な風景であり、地域を特色づける緑地として保全を図ります。

- ◆寺社境内地の緑地
- ◆古墳、史跡
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆新田原の果樹地帯

### 3) 地域の潤いやまちの美観に資する緑地

- ・都市公園、道路環境施設帯や児童遊園等の公共施設緑地、住宅地、商業地の生垣、工場、福祉施設の植栽地等は、緑豊かな都市景観を創出するための緑地として、美観の向上を図るとともに、空家対策や市民協働による緑化促進を検討しつつ保全を図ります。
- ・特に、中心市街地においては、行橋駅前広場を中心に、街路樹を有する道路環境施設帯や街区公園等の公共施設緑地及び住宅地、商業地等の緑地について、潤いのある街並みに向けて保全を図ります。

- ◆都市公園、その他の公園（児童遊園等）
- ◆道路環境施設帯
- ◆住宅地、商業地、工場
- ◆福祉施設
- ◆行橋駅前広場



- 凡例
- 都市計画区域界
  - 用途地域界
  - 郷土景観を構成する緑地
    - ・今川、長峽川、祓川の河川
    - ・ため池
    - ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や養島山等(山地)
  - 地域の特徴を活かした緑地
    - ・寺社境内地の緑地
    - ・古墳、史跡
    - ・養島～稲童の海岸
    - ・新田原の果樹地帯
  - 地域の潤いやまちの美観に資する緑地
    - ・道路環境施設等
    - ・福祉施設
    - ・行橋駅前広場

※P50の主だったものを記載



図 5-5-1 景観システムの配置図

# 第6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

## 6-1 施設緑地

### 1) 都市公園

#### (1) 整備・管理の目標及び方針

##### 【整備の目標】

都市公園については、環境保全や防災等の機能を考慮するとともに、既設の公園・広場等と新設公園とのバランスを踏まえた適正な配置、整備を行います。各種別公園の規模については、標準面積（街区公園 0.25ha、近隣公園、2ha、地区公園 4ha 他）を見込んで設定します。目標年次における整備量は、既存公園の拡充改修の街区公園が 1 箇所（0.9ha）、新設の街区公園が 6 箇所（1.50ha）、近隣公園が 10 箇所（20.00ha）、地区公園が 3 箇所（12.00ha）の整備により、計 19 箇所（既存改修は含まない）、34.4ha が増加し、合計 52 箇所、65.86ha、10.45 m<sup>2</sup>/人を目標とします。

表 6-1-1 目標年次における都市公園の整備量

種別	現状 (2018年)			目標年次 (2038年)		
	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
住区基幹公園	街区公園	30	9.19	36	11.59	1.84
	近隣公園	-	-	10	20.00	3.18
	地区公園	-	-	3	12.00	1.90
都市基幹公園	総合公園	1	21.30	1	21.30	3.38
特殊公園	風致公園	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
都市緑地		2	0.97	2	0.97	0.15
合計		33	31.46	52	65.86	10.45

##### 【整備・管理の方針】

本市は、行橋市都市公園条例で定める市民一人あたりの都市公園の標準面積である 10 m<sup>2</sup>/人に達しておらず、アンケート調査結果においても、市民が全体的に公園不足と感じています。

街区公園や近隣公園においては、日常的に市民が利用できる身近な公園として各住区での均衡に配慮しつつ、行橋市立地適正化計画における居住誘導区域を考慮した配置を行います。また、前計画においては、特殊公園を整備目標として位置づけていましたが、面積規模が大きく（40ha）、予算や敷地確保の面で実現性が乏しいと考えられるため、今回、比較的实现性の高い地区公園を新たに位置づけます。

都市公園の整備については、財源状況や住民・利用者のニーズを踏まえつつ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮し、公園の活用方法を検討します。その際、計画段階から市民が主体の公園づくりの手法や管理運営面も含めた民間活力の導入をあわせて検討します。また、誰もが安全、快適に利用することができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、防災、子育て、高齢者の健康づくり等を考慮した整備を行います。

維持管理については、平成 26 年 3 月に策定した「行橋市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な施設更新や点検、補修を進め、公園施設の安全性の確保と機能の保全を図るとともに、維持管理予算の縮減や平準化を図ります。また、利用状況に応じた公園施設の撤去、集約による再編等、効果的・効率的な維持管理の促進を図ります。

さらに、ボランティア団体等の様々な市民が公園の管理や運営に参画し、緑とふれあう機会の増加や地域コミュニティの醸成につなげていくため、市民と協働で公園管理を行う制度の充実を図ります。なお、ボランティア団体等の活動者の固定化や高齢化が進んでおり、新たな後継者の確保、育成等への対策や団体同士の交流等、協働を活発化する方策を検討します。

## ①住区基幹公園

### ア) 街区公園

街区公園は、レクリエーションの場や災害等緊急時における一時避難の場所等として、市民に最も身近なオープンスペースとなります。誘致距離（250m）や人口の集積等を考慮し整備を行います。

本市では、現状、30箇所（9.19ha、1.30㎡/人）整備されており、今後、行橋地区に既存公園の拡充改修の街区公園が1箇所（0.9ha）、行橋地区に新設6箇所を配置し、目標年次における整備目標を36箇所（11.59ha、1.84㎡/人）とします。

### イ) 近隣公園

近隣公園は、レクリエーションの場や災害等緊急時における一時避難の場所等として、日常的に親しまれる公園です。誘致距離（500m）や人口の集積等を考慮し整備を行います。

市街地においては、学校グラウンドや広場、河川敷の緑地等の公共施設緑地で補完しながら、効率的な整備を行います。

本市では、現状整備されておらず、今後、行橋地区に5箇所、泉・今川地区に3箇所、菟島・今元・仲津地区に1箇所、稗田・延永・椿市地区に1箇所配置し、目標年次における整備目標を10箇所（20.00ha、3.18㎡/人）とします。

### ウ) 地区公園

地区公園は、誘致距離（1km）や人口の集積等を考慮し、各住区での均衡に配慮しつつ、交通アクセス性、浸水想定区域等の防災等の観点から考慮した整備を行います。なお、地区公園は、主として徒歩圏内の居住する者の利用に供することを目的としていますが、公園の多機能性を最大限発揮するため、必要に応じ、交流拠点等、居住者以外の利用も想定した整備を行います。

本市では、現状整備されておらず、今後、菟島・今元・仲津地区に1箇所、泉・今川地区に1箇所、稗田・延永・椿市地区に1箇所配置し、目標年次における整備目標を3箇所（12.00ha、1.90㎡/人）とします。

## ②都市基幹公園

都市基幹公園は、種別として総合公園と運動公園があり、都市住民全般の利用に供することを目的とする公園です。本市では、総合公園として市の北東部に行橋総合公園（21.30ha、3.02㎡/人）を長期に渡り重点化して整備を行ない、平成27年度に完成しています。このような経緯や、また、行橋総合公園は、運動施設が充実しており、運動公園としての性質も持ち合わせていると考えられることから、現段階では新たな都市基幹公園の配置は行いません。

今後は、行橋総合公園について、市民の運動等の総合的な公園サービスに応える施設としてのみではなく、広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点として更なる賑わいの創出に向けて、適正な運営、維持管理を行っていきます。

## ③都市緑地

都市緑地は、自然的環境の保全並びに改善、景観の向上を図るため設定されている緑地であり、本市では、市の南部に2箇所（0.97ha、0.14㎡/人）整備されています。現段階で適当な候補地がないため新たな配置は行わず、今後も周辺の住民に親しまれるような良好な空間として保全を図ります。

## (2) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-2 目標年次における都市公園の緑被率

種別		現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
住区基幹公園	街区公園	41.7%	現状維持
	近隣公園	-	30%
	地区公園	-	30%
都市基幹公園	総合公園	23.7%	30%
都市緑地		12.1%	30%

### 【緑化の目標及び推進方針】

都市公園は、緑被率を高度に保つことも重要であり、前計画における緑化目標は、緑化率（緑被率）について、街区公園が30%以上、近隣公園が50%以上としており、現状、街区公園は41.7%と比較的高度に保っています。今回、目標年次における緑被率は、全ての都市公園について基本的に30%とし、街区公園については、現状維持を目標とします。

今後の都市公園の緑化にあたっては、地域の特性を取り入れた花木等を積極的に導入し、市民と協働で緑化を推進します。

## <参考> 都市公園配置の経緯

一人当たりの公園面積 10 m<sup>2</sup>/人以上を達成するためには、目標年次で 31.54ha の公園整備を行なう必要があります。現在の校区別公園面積の状況を認識した上で、人口密度や誘導方針、土地利用時の制約を加味し、また市民アンケート調査結果から、求められている公園の機能面に着目し配置を検討しました。配置する公園の規模に関して、現在街区公園が多いこと、今後人口減少社会を迎えることを踏まえ、レクリエーション及び賑わい創出の観点から地区公園、近隣公園の配置を中心に計画しています。公園の配置検討結果として、街区公園 6 箇所 (2.4ha)、近隣公園 10 箇所 (20.00ha)、地区公園 3 箇所 (12.00ha) の 19 箇所 (34.40ha) の公園整備を目指します。

<目標年次での公園不足面積の算出>  
 $(63,000 \text{ 人} \times 10 \text{ m}^2) - 314,600 \text{ m}^2 = 315,400 \text{ m}^2 \text{ (31.54ha)}$

表 6-1-3 地区別、校区別公園面積一覧

校区	人口	地区別人口	公園面積 (ha)	地区別公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	地区別一人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
	①		②	②'	③=②/①×10,000	③' =②'/①' ×10,000
行橋	9,111	23,108	2.18	3.65	2.39	1.58
行橋北	6,860		1.25		1.82	
行橋南	7,137		0.22		0.31	
葦島	833	15,573	0 (5.30)	2.72 (24.0)	0.00 (63.63)	1.75 (15.42)
今元	5,591		1.26 (17.26)		2.25 (30.87)	
仲津	9,149		1.46		1.60	
泉	14,261	19,876	1.09	1.09	0.76	0.55
今川	5,615		0		0.00	
稗田	3,971		1.62		4.08	
延永	8,845	14,600	0.11	1.73	0.12	1.19
椿市	1,784		0		0.00	
街区公園合計	73,157	73,157	9.19	9.19	1.26	1.26
都市緑地			0.97	0.97	0.13	0.13
総合公園			21.30	21.30	2.91	2.91
都市公園合計			31.46	31.46	※4.30	※4.30

資料：人口 住民基本台帳 平成 31 年 3 月末現在

※人口の出典が異なるため、一人当たり公園面積の数値合計が計画内 (4.46 m<sup>2</sup>/人) と多少異なる。

注) ( ) 内の青字は行橋総合公園の面積を各校区 (葦島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha) に振分けた際の数値。

## ■配置箇所の検討

### ①行橋地区について

用途地域内及び居住誘導区域、都市機能誘導区域であることから、将来的に人口が集中する可能性があり、土地確保が困難であることも含め地区公園（4.00ha）ではなく、近隣公園（2.00ha）5箇所を配置し、アンケート結果により「身近に緑がない」という意見が多く緑への満足度も低いため、公園の誘致圏域内の確保を念頭におき、中心市街地の活性化の観点から現在整備中である長浜公園を加味した街区公園（0.25ha）6箇所の整備を目指します。

表 6-1-4 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数※	
		街区公園	近隣公園
行橋	2.39	2	1
行橋北	1.82	2	2
行橋南	0.31	2	2

※拡充改修の既存公園(1箇所)は除く

### ②蓑島、今元、仲津地区について

行橋総合公園を除いた一人当たり公園面積が最も少ないのは蓑島校区であるが、周辺に住む市民は行橋総合公園を立地的状況から日常的公園として利用している実情を踏まえ、人口の多さと防災の観点から、JR新田原駅があり交通の利便性が良い仲津校区を地区公園（4.00ha）の候補地としました。具体的には、JR新田原駅から1km付近、また浸水想定区域外及び農業振興地域外であることを踏まえて配置しました。蓑島校区及び今元校区は、行橋総合公園が近くに存在し、イベント開催等の相乗的な活用や地域の特性を活かした公園整備の観点から、農業振興地域外である蓑島校区に近隣公園（2.00ha）を1箇所配置しました。

表 6-1-5 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	行橋総合公園を含む 一人当たり公園面積 (㎡/人)※	追加公園数	
			近隣公園	地区公園
蓑島	0	63.63	1	-
今元	2.25	30.87	-	-
仲津	1.60	1.60	-	1

※行橋総合公園の各校区面積は図上計測  
(蓑島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha)

### ③泉、今川地区について

一人当たり公園面積が少ない今川校区を、地区公園（4.00ha）の候補地としました。今川パーキングエリアにおける交通の利便性の良さや周辺の土地を活用した賑わい創出を踏まえて配置しました。泉校区は人口が多く、居住誘導区域があり、浸水想定区域も少ないことから、ボール遊びや広場散策等の利用を想定した広さのある多様な公園整備を想定し、街区公園ではなく近隣公園（2.00ha）を3箇所配置しました。

表 6-1-6 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数	
		近隣公園	地区公園
泉	0.76	3	-
今川	0	-	1

#### ④稗田、延永、椿市について

交通の利便性から次に一人当たりの公園面積が少ない延永校区を地区公園（4.00ha）の候補地とし、一人当たり公園面積が最も少ない椿市校区には、農業振興地域外であること、地区公園とのバランスを考え、近隣公園（2.00ha）を1箇所配置しました。地区公園は行橋インターチェンジから1km付近、また浸水想定区域及び農業振興地域外であること等を踏まえて配置しました。

表 6-1-7 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数	
		近隣公園	地区公園
稗田	4.08	-	-
延永	0.12	-	1
椿市	0	1	-

#### ■配置検討結果について

整備後の公園面積は、以下のとおりです。公園配置については次ページ以降の図のとおりです。

表 6-1-8 地区別、校区別公園面積一覧(整備後)

校区	人口	地区別人口	目標年次公園面積 (ha)	地区別公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡/人)	地区別一人当たり公園面積 (㎡/人)
	①		②	②'	③=②/①×10,000	③' =②'/①'×10,000
行橋	7,846	19,900	4.68	16.05	5.97	8.07
行橋北	5,908		※6.65		11.26	
行橋南	6,146		4.72		7.68	
菟島	717	13,411	2.00 (7.30)	8.72 (30.02)	27.89 (101.81)	6.50 (22.38)
今元	4,815		1.26 (17.26)		2.62 (35.85)	
仲津	7,879		5.46		6.93	
泉	12,281	17,116	7.09	11.09	5.77	6.48
今川	4,835		4.00		8.27	
稗田	3,420		1.62		4.74	
延永	7,617	12,573	4.11	7.73	5.40	6.15
椿市	1,536		2.00		13.02	
街区公園 近隣公園 地区公園 合計	63,000	63,000	43.59	43.59	6.92	6.92
都市緑地			0.97	0.97	0.15	0.15
総合公園			21.30	21.30	3.38	3.38
都市公園 合計			65.86	65.86	10.45	10.45

※拡充改修の既存公園(0.9ha)を含む。

注) ( ) 内の青字は行橋総合公園の面積を各校区(菟島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha)に振分けた際の数値。

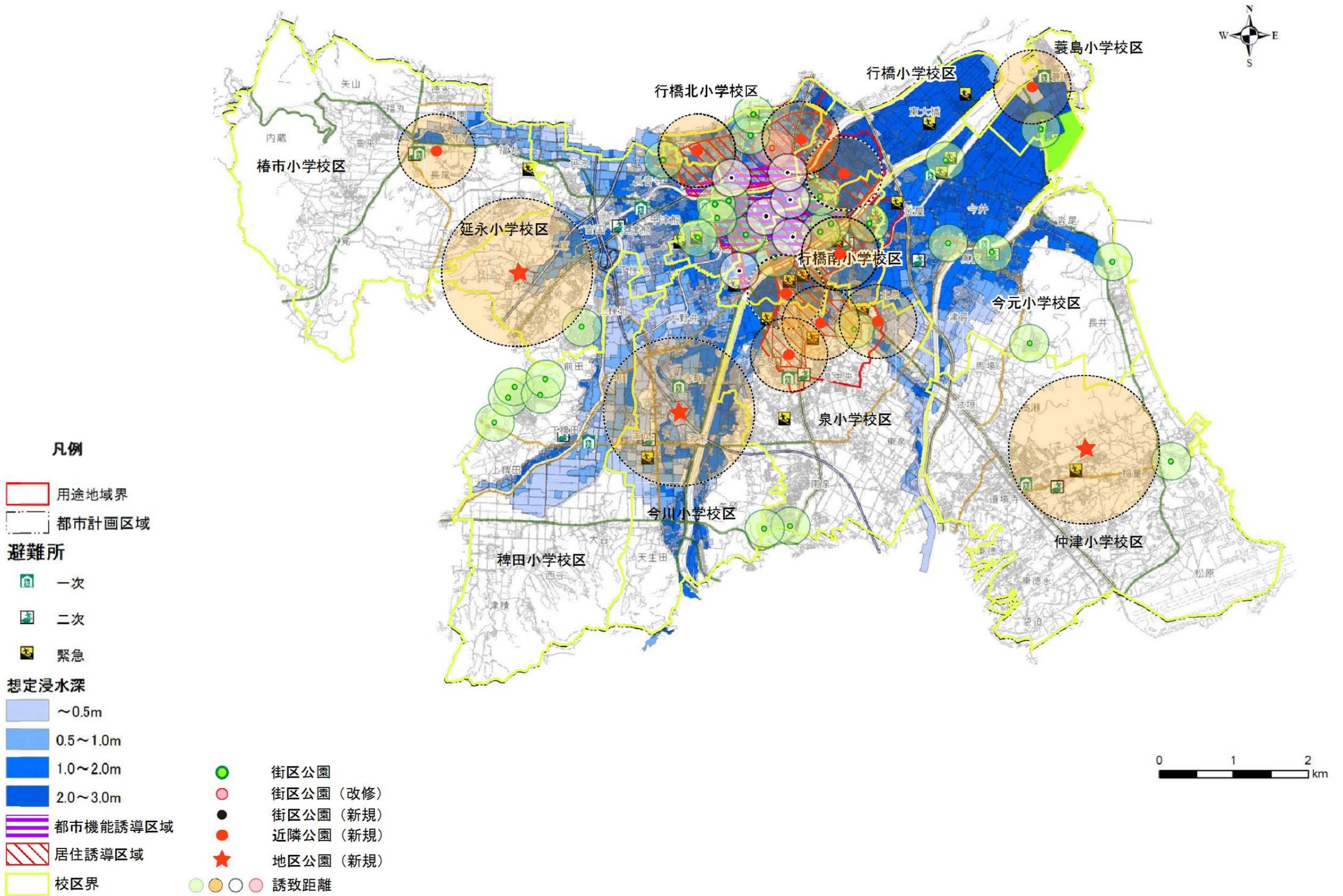
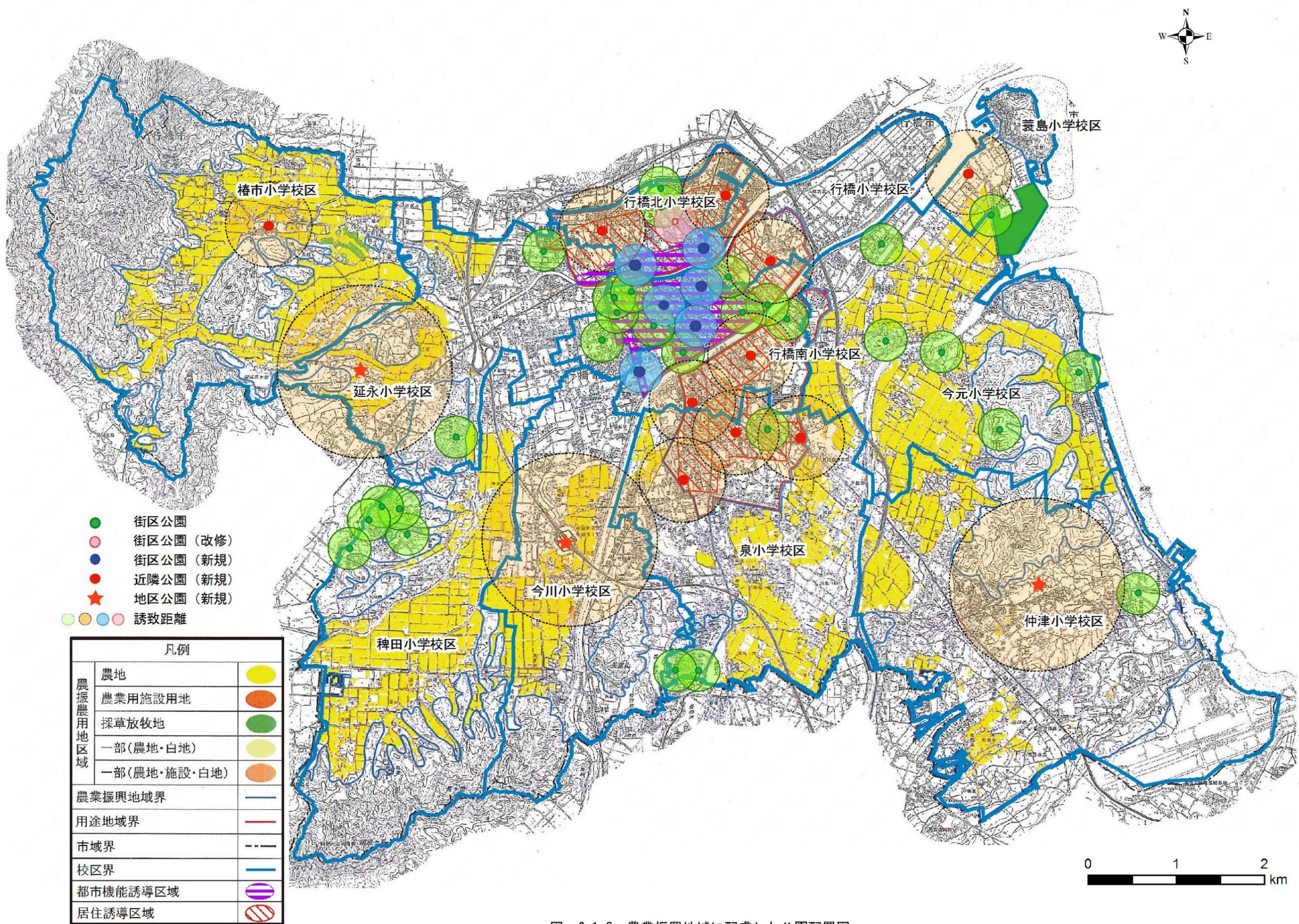


図 6-1-1 浸水想定区域に配慮した公園配置図



- 街区公園
- 街区公園 (改修)
- 街区公園 (新規)
- 近隣公園 (新規)
- ★ 地区公園 (新規)
- 誘致距離

凡例		
農振農用地区域	農地	●
	農業用施設用地	●
	採草放牧地	●
	一部(農地・白地)	●
	一部(農地・施設・白地)	●
農業振興地域界	—	
用途地域界	—	
市域界	- - -	
校区界	—	
都市機能誘導区域	●	
居住誘導区域	●	

図 6-1-2 農業振興地域に配慮した公園配置図

## 2) 公共施設緑地

### (1) 整備・管理の目標及び方針

#### 【整備目標】

公共施設緑地については、本市では、現状、63.50ha、9.00㎡/人となっています。公共施設緑地における公共施設については、平成29年3月に策定した「行橋市公共施設等総合管理計画」において、公共建築物の延床面積を今後削減することを目指しています。一方、都市計画道路等のインフラについては、生活基盤を構成していることから、整備が必要なものもあります。よって、目標年次における公共施設緑地の面積については、予測が困難なことから現状維持とし、基本的に既設緑地の適正な管理を行っていきます。なお、目標年次における目標量は、63.50ha、10.08㎡/人とします。

表 6-1-9 目標年次における公共施設緑地の面積

	現状 (2018年)		目標年次 (2038年)	
	面積 (ha)	㎡/人	面積 (ha)	㎡/人
公共施設緑地	63.50	9.00	63.50	10.08

#### 【整備・管理の方針】

##### ①道路

都市計画道路等の行橋市が整備する幹線道路については、「行橋市街路整備プログラム」等の整備基準により、計画的に整備を進めます。また、国道や県道等の関係行政機関が管轄する幹線道路については、整備に対する要望等を継続的に行います。

維持管理については、街路樹の適正な維持管理を行います。街路樹は、市民にとって身近な緑であるとともに、落ち葉や枯死、生長による支障等によるマイナス面もあります。よって、植物として状況が変化することを念頭にきめ細かい維持管理が必要です。また、国道や県道等の幹線道路の維持管理についても、関係行政機関と情報交換を行い、連携を図っていきます。

##### ②公営住宅

市営住宅等の行橋市が整備する公営住宅については、「行橋市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に整備を進めます。

維持管理については、敷地内の植栽等の適正な維持管理を行っていきます。また、県営住宅等の維持管理についても、関係行政機関と情報交換を行い、連携を図っていきます。

### (2) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-10 目標年次における公共施設緑地の緑化目標

項目		現状 (2018年)	目標年次 (2038年)	
公共施設 緑地 緑化目標	道路(都市計画道路 等幹線道路)	樹木等による植栽本 数(現況は推計値)	約4,800本	約5,300本
	公共公益施設 (都市公園を除く)	施設用地内 緑被率	30.90%	30% (現状維持)

#### 【緑化の目標及び推進方針】

公共施設緑地の緑化目標は、道路及び公共公益施設について設定します。前計画においては、道路の指標として、幹線道路の緑化率30%以上としておりましたが、より一層の具体性を持たせるため、今回、植栽本数とします。

### ①道路

都市計画道路等の幹線道路の整備の際には、緑のネットワークの形成のため、ゆとりある歩行空間とともに潤いのある緑化空間の創出を図り、地域性を考慮した中で、道路環境施設帯の積極的な導入により緑化を推進します。また、街路樹の樹種の選定や清掃等、市民の積極的な参加・協力を推進するとともに、維持管理を市民に委託する里親制度等についても検討を行います。

緑化目標は、都市計画道路の樹木植栽（用途地域内 6.5mおきに1本）とし、目標年次において、約 5,300 本とします。

### ②公共公益施設（都市公園を除く）

市役所等の行政施設については、緑化推進の発信地として敷地や建物が常に草花や樹木で美しくデザインされるように努め、福祉施設等の文化・コミュニティの中心となる施設については、快適で潤いのある景観の形成を図ります。

公民館等の集会施設については、施設を利用する市民と連携し、プランター等を用いた小空間の緑化を進め、潤いのある空間づくりを促進します。

教育施設については、修景上の緑化のほか、児童・生徒等による花壇づくりや樹木の管理を推進する等、環境教育に寄与するような緑化に配慮します。また、災害時の避難場所に指定されている施設も多いことから、特に外周部に難燃性の常緑高木を植栽する等の配慮を行います。

し尿処理施設等については、高木となる樹種を中心に緑化を図りながら、覆蓋（ふくがい）空間について、芝や草花等の植栽によるオープンスペースを確保します。

さらに、公共施設に隣接する道路でゆとりある歩道整備が行われる際には、接道部を出来るだけ緑化することで、総合的に潤いある公共空間を地域内に創り出すとともに、適正な維持管理を行います。

緑化目標は、施設用地内の緑被率とし、ほぼ現状維持の 30%とします。

## 3) 民間施設緑地

### (1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-11 目標年次における民有地の緑化目標

項目	現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
民有地 緑化目標	・年間 6 万株 (100~110 件) 花苗配布 ・中心市街地 商店街の各店舗に フラワーポットなし	花苗配布団体数 年 100 団体以上

#### 【緑化の目標及び推進方針】

民間施設緑地は、市民が最も身近に触れ若しくは生活環境に影響を与える緑地として、市民生活に潤いをもたらす、地域の個性を創出する空間となります。

前計画における民有地（民間施設緑地）の緑化目標は、住宅地や工業地について敷地内緑化率を 20%以上とし、商業地についてフラワーポット 1 か所以上としていましたが、現況の緑化率（緑被率）は、それぞれの民有地で 20%に達しておらず、商店街にフラワーポットも見られないため、実効性のある目標設定が必要となります。そこで、今回、市民アンケート調査結果を踏まえ、民有地の種別を問わず、花苗配布の団体数を目標とし、目標年次において、年 100 団体以上とします。

### ①住宅地

住宅地は、地域の特性を守り活かしながら、安全で魅力的な生活空間を創出するために、都市計画手法や条例等によるまちづくりの規制・誘導によって緑化を推進します。

特に、平成 31 年 3 月に策定した「行橋市立地適正化計画」における居住誘導区域を中心に、花苗の配布等により、戸建ての場合、生垣化や花壇等による緑化、マンション等の中高層住宅の場合、玄関や駐車場部の他、ベランダや屋上等の修景緑化を促進します。

また、旧家など敷地内に残る屋敷林や寺社林については、「行橋市景観形成基本計画」による保全を検討します。

さらに、空家については、平成 28 年 12 月に制定した「行橋市空き家等の適正管理に関する条例」や平成 30 年 3 月に策定した「行橋市空家等対策計画」に基づいた対策により、緑化の促進を図ります。

### ②商業地

商業地を構成する市街地中心部は、都市を代表する地区であるとともに、商業、歴史・文化施設等が集積し、多くの人が集まる賑わいのある地区でもあります。商業地は、個性と潤いのある商業空間を創出するため、都市計画手法や条例等によるまちづくりの規制・誘導によって緑化を推進します。

特に、平成 31 年 3 月に策定した「行橋市立地適正化計画」における都市機能誘導区域を中心に、花苗の配布等により、商店街組合等の協力を得て、商店街等の緑化を促進します。

また、歴史的景観や河川景観が残る地区においては、行橋らしい個性的な商業地空間を創出するために、「行橋市景観形成基本計画」による保全・創出を検討します。

### ③工業地

工業地は、周辺的生活環境や自然環境に対する緩衝機能の強化を図るため、工場・事業所の協力を得て、就業者や周辺環境及び景観に配慮した工場等敷地内の緑化を促進します。

また、工場等敷地内においては、騒音・振動公害や災害時の被害拡大を防止する観点から、オープンスペースの確保や常緑樹木による緑化を促進します。特に、中小規模の工場を対象に積極的な緑化を促進するため、支援制度の導入を検討します。

## 6-2 地域制緑地

### 1) 法によるもの

#### (1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-2-1 目標年次における法によるものの緑化目標

種別	現状 (2018 年)		目標年次 (2038 年)	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
法によるもの	風致地区	-	-	-
	その他法によるもの	-	-	3,007.02
合計				3,007.02

#### 【緑化の目標及び推進方針】

法によるものは、法の各々の目的や制度に従い維持、保全を図るものとし、前計画においては、新規の風致地区を緑化目標として位置づけていましたが、今回、位置づけしないものとし、このことは、都市計画手法（規制手法）である風致地区の指定を検討するにあたり、密接な関係となる「行橋市景観形成基本計画」の中の手法（誘導手法）による検討を優先して行なうことによるものです。なお、目標年次における目標量は、現状維持の 3,007.02ha とします。

#### ①その他法によるもの

その他法によるものとしては、河川区域、農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林区域、保安林区域、自然公園区域を位置付けるものとし、今後も適正な維持、保全を図ります。

7) 河川区域

今川、長峽川、祓川を中心とする市内全ての河川区域を位置づけます。河川区域の緑は、都市の自然景観上の面や大気の浄化や騒音、ヒートアイランド現象の緩和等、環境保全上の面から重要です。また、多様な生物の生息・生育空間としても重要であることから、緑地の恒久的な確保を図るため、関係者の理解を得ながら維持、保全を図ります。

1) 農業振興地域農用地区域

市全域（都市計画区域）のうち約18%（1,236ha）が農業振興地域農用地区域として指定されています。農業振興地域農用地区域については、無秩序な市街化を抑制し、農業生産の場、田園景観を形成する緑地、ビオトープネットワーク形成に資する緑地として維持、保全を図ります。

また、農業振興地域農用地区域の内外を問わず耕作放棄地については、耕作の促進や適切な管理等、農業分野の施策における対策により、緑地としての保全を図ります。

ウ) 地域森林計画対象民有林区域

森林の有する様々な機能を維持するとともに、自然とのふれあいの場としての機能を保つために、開発動向との調整を図りながら現行制度による保全を図ります。

エ) 保安林区域

指定の目的に応じた機能を維持するために、適正な管理、調査による保全を図ります。

オ) 自然公園地域

本市には、北九州国定公園（91ha）、筑豊県立自然公園（668ha）が指定されており、良好な自然と共生していくための緑地として現行制度による保全を図ります。

## 2) 条例等によるもの

### (1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-2-2 目標年次における条例等によるものの緑化目標

種別	現状 (2018年)		目標年次 (2038年)		
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
条例等によるもの	指定文化財	10	45.30	10	45.30
合計		45.30		45.30	

#### 【緑化の目標及び推進方針】

条例等によるものは、各々の目的や制度に従い維持、保全を図るものとし、条例等によるものとして、御所ヶ谷神籠石等、国、県及び市指定の文化財を位置付けるものとし、今後も郷土景観や自然環境を形成する重要な緑地として維持、保全を図り、目標年次における目標量は、現状維持の45.30haとします。

### 6-3 推進のための具体的施策

ここでは、緑地の保全及び緑化推進のための具体的な施策として、第3章の基本方針に基いた基本施策や具体的施策・事業の中で、重点的な施策や役割分担について掲示します。

表 6-3-1 重点的な施策と役割分担

基本方針	基本施策	具体的施策・事業	役割区分		
			市民	事業者	行政
緑と共生する安らぎのある都市の形成(創る)	公園緑地等の整備	・都市公園の整備推進	◎		◎
	公共公益施設の緑化推進	・オープンスペースの緑化推進	○	○	◎
		・官公庁、文化、教育、福祉施設の緑化推進			◎
	民間施設の緑化促進	・工場、事業所における緑化促進		◎	○
		・住宅地における緑化の推進	◎		○
		・生垣等による緑化促進	◎	◎	○
		・空家の植栽管理の促進	◎	○	◎
	道路の緑化	・空家跡地緑化	◎	○	◎
		・既設道路の再整備による緑化		○	◎
		・新設道路整備に伴う緑化推進		○	◎
		・道路の緑地維持管理	○	○	◎
	郷土を感じる緑の保全及び継承(守る)	貴重な森林の保全	・ポケットパーク等の整備推進	○	
・郷土景観としての森林保全					◎
水辺緑地の保全		・樹木の維持、管理機能の充実	○		◎
		・水辺環境の保全	○		◎
農地の保全		・海岸線、砂浜の維持管理	○		◎
		・用途地域外の優良な農地の保全	○		◎
		・用途地域内農地の保全、活用	○		◎
		・環境保全型農業の推進	○		◎
地域の緑の保全		・耕作放棄地の活用及び緑化整備促進	○		◎
		・新田原果樹地帯の景観保全	○		○
		・基地周辺の緩衝緑地の維持			◎
歴史、文化的緑地の保全		・地区のランドマークとなる緑の育成	◎	○	○
	・寺社境内の緑地の保全	◎		○	
自然とふれあう空間の創出(ふれあう)	水辺緑地の充実	・史跡等の緑地の保全	○		◎
		・河川緑地等の整備促進	○		◎
	生態系の保全や活用	・ため池、貯水池周辺の緑地の維持	○		◎
		・ビオトープネットワークの形成	○		◎
緑地のネットワーク形成	・水辺空間の確保や保全	○		◎	
	・河川、公園緑地等、水と緑のネットワーク形成	○		◎	
自然体験、環境学習等の推進	・サイクリングロードの緑地保全	○		◎	
	・市民農園、観光農園等の整備検討	◎	◎	○	
安全で賑わいのある緑の創出(活かす)	安心して暮らせる空間の創出	・図書館、公民館等における環境学習の促進			◎
		・災害に強い公園づくり	○		◎
		・公園のバリアフリー化			◎
	賑わいの創出	・防犯に配慮した公園づくり	○		◎
		・官民連携による公園の活性化	○	◎	◎
		・交流拠点となるような緑地、公園づくり	○	○	◎
市民の協働による緑の育成(育てる)	緑の普及啓発活動の推進	・行橋駅前広場、公園、海岸線でのイベント開催の促進	○		◎
		・中心市街地での緑化の推進		○	◎
		・海岸線のレクリエーション機能の充実	○	○	◎
	緑の支援体制づくりの推進	・協働による都市公園の管理	○	○	◎
・清掃、緑化活動等に関するイベント開催及び活動支援		◎	○	◎	
		・緑に関する情報発信	○	○	◎
		・緑に関する勉強会の開催	○		◎
		・ボランティア活動の奨励	◎	○	◎
		・緑化指導員の育成及び継承	◎	○	◎

※色づけの部分が重点的な施策となります。

p 35 表 3-1 施策の体系表より

◎：施策の中心となる事項

○：施策に対して参加、協力、支援を行う事項

## 6-4 重点施策の推進内容

ここでは、6-3で掲示した重点的な施策について、6-1から6-2の整備・管理の目標及び方針、緑化の目標及び推進方針を踏まえ、施策を推進するための手法や事例を整理します。

### 1) 緑と共生する安らぎのある都市の形成（創る）

#### (1) 公園緑地等の整備

##### ◆都市公園の整備推進

- ・立地適正化計画における居住誘導区域の考慮については、配置計画の成された街区公園や近隣公園において、事業化の優先化も検討します。
- ・市民が主体の公園づくりの手法として、事業の早期の段階から、協働による維持管理を念頭に、ワークショップ等の市民参画による計画や設計を検討します。

#### (2) 民間施設の緑化促進

##### ◆空家の植栽管理の促進

- ・空家の植栽について、繁茂による周辺住環境への影響が考えられることから、空家所有者へ空家管理業者の紹介等、適切な維持管理に資する支援を検討します。

---

#### <事例> 香川県「空き家サポートチーム登録制度」の創設

- ・空き家所有者又は所有者が行う空き家の再生、利活用の支援を行うために、複数の構成分野の事業者が連携して所有者等からの相談等、包括的に対応しています。事業者の業務は以下のとおりであり、植栽の適切な維持管理に関する支援は、「(6) 空き家の管理・運営に関する業務代行等の支援」が該当します。

- (1) 空き家の所有者等と利用者双方の要望を踏まえた契約（売買・賃貸）の仲介及び再生プランの作成
- (2) 空き家の相続に関する手続やトラブルの解決に向けた支援
- (3) 空き家の再生・利活用に向けたリフォームに係る設計及び施工に関する業務の支援
- (4) 空き家のリフォームに係る融資及び損害保険等に関する支援
- (5) 住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）に対する住宅確保のための支援
- (6) 空き家の管理・運営に関する業務代行等の支援
- (7) その他、空き家の再生・利活用に向け、知事が有効と認める支援

資料：香川県 住宅・建築総合 「空き家サポートチーム」の登録制度について

◆空家跡地緑化

- ・空家跡地の緑化の促進のためには、適正な空家対策が必要です。本市では、現在、取り組んでいる「行橋市空き家等の適正管理に関する条例」等に基づいた老朽危険家屋の除却に要した費用の一部を助成する制度等により対策を図ります。また、下記の空き家再生推進事業等、空家対策に関する国や県の事業・制度の活用を引き続き検討し、対策の充実を図ります。
- ・空家対策により住宅が除却された跡地については、緑化促進に関する支援制度を検討します。

※空き家再生推進事業（除却事業タイプ）

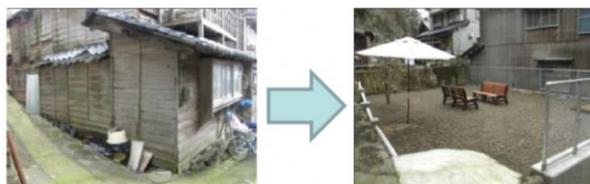
放置すると危険な住宅（空き家）について、除却の助成を行います。

対象地域

- 空家等対策計画※<sup>1</sup>に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として 地域住宅計画※<sup>2</sup>又は都市再生整備計画※<sup>3</sup>に定められた区域
- 居住誘導区域※<sup>4</sup>を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

対象施設

- 不良住宅
  - ・住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの
- 空き家住宅
  - ・跡地が地域活性化のために供されるもの
- 空き建築物
  - ・跡地が地域活性化のために供されるもの



助成対象費用

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用  
 （「除却工事費」＋「除却により通常生ずる損失の補償費」）※<sup>5</sup>×8/10
- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用  
 所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※ <sup>6</sup>
負担割合 (除却等に要する費用は □が 交付対象限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	地方公共団体	民間
	2/5	2/5
	2/5	2/5
	1/5	1/5

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
- ※5 除却工事費については、除却工事費の1㎡当たりの額（一定の単価の上限あり）に、不良住宅又は空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。  
 (注) 空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。

資料：国土交通省住宅局 「空き家再生等推進事業の概要」

## 2) 郷土を感じる緑の保全及び継承（守る）

### (1) 貴重な森林の保全

#### ◆郷土景観としての森林保全

- ・郷土景観としての森林の保全については、本市が現在取り組んでいる荒廃森林再生事業<sup>※1</sup>等、国や県の事業等を活用しながら、森林の適正管理に取り組み、水源涵養機能<sup>※2</sup>、土砂災害防止機能、生活環境保全機能等、森林の持つ多面的な機能の維持を図ります。
- ・平尾台や筑豊県立自然公園の周辺の山地や森林には、貴重な自生植物がみられることから、その大切さを伝えるための啓発や情報提供を行います。

### ※1 荒廃森林再生事業

福岡県の荒廃森林再生事業では、森林環境税を活用し下記の取り組みを行っています。

#### 1. 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

##### ●荒廃森林の整備

- ・強度間伐や広葉樹植栽等の森林整備
- ・公的な管理が必要な森林の取得
- ・協定の実行性確保のための管理業務

##### ●間伐実施体制の構築

- ・自伐林家を育成する各種技術研修を実施
- ・自伐用機材の導入
- ・間伐材の集出荷場の整備

##### ●松くい虫防除対策の強化

- ・駆除対策：造林事業で被害木の伐採・焼却等の支援を拡大
- ・予防対策：森林病虫害等防除事業で薬剤散布等の支援を新たに実施

#### 2. 森を守り育てる気運の向上に向けた施策

##### ●森林（もり）づくり活動公募事業

- ・県民自らが企画立案し実行する森林（もり）づくり活動を応募団体の状況に応じて支援

##### ●森林や木にふれあう機会の拡大

- ・展示効果の高い森林の整備
- ・公共施設等における木製品の展示

##### ●情報発信事業

- ・媒体やイベントによる情報発信
- ・森林環境教育の実施
- ・森林づくり活動安全講習会の実施
- ・森林環境税検討委員会の開催



自伐用機材による間伐作業

資料：福岡県 「森林環境税を活用した新たな取り組み」

### ※2 水源涵養機能

雨水を吸水して水源を保ち、安定した水の流れを保ちながら、良質な水を育む機能をいいます。

## (2) 農地の保全

### ◆耕作放棄地の活用及び緑化整備促進

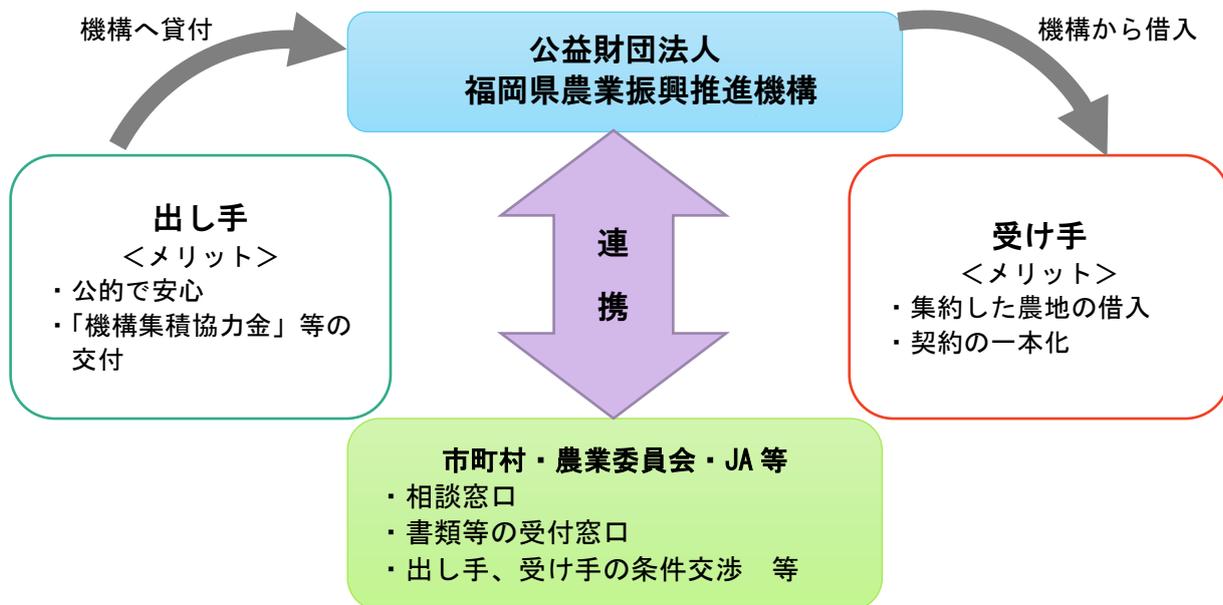
- ・ 農業振興地域内で、近年増加している耕作放棄地や荒廃農地等については、農地として再生が可能な場合には、本市が現在取り組んでいる農地中間管理事業等における農地中間管理機構※等の団体との連携により保全を図ります。
- ・ 耕作放棄地や荒廃農地等における花植え等ボランティア等による緑化活動を促進し、緑地として保全を図ります。

### ※農地中間管理機構

平成 26 年度に全都道府県に設置された組織で、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関です。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消の推進を行います。

また、国からの交付金を活用し、荒廃農地等を引き受けて作物生産が再開できるよう再生作業、土地改良、施設等の設備を総合的に支援します。

福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が、平成 26 年 3 月に農地中間管理機構として県知事の指定を受けました。



### <事例> 兵庫県 篠山市 遊休農地をコスモス畑に再生

農業従事者の高齢化、担い手不足による農地の荒廃が多く見受けられるようになったため、農業委員会により具体的な耕作放棄地や荒廃農地を洗い出し、具体的に再生する農地を決定しました。

ボランティアの協力により、草刈りや除草、種まきなどが行われるなど緑化を行っています。



資料：農林水産省 「耕作放棄地解消事例集(平成 18 年 4 月)」

### 3) 自然とふれあう空間の創出（ふれあう）

#### (1) 生態系の保全や活用

##### ◆ビオトープネットワークの形成

- ・生態系の保全や活用を効果的に図るため、今川、長峽川、祓川の3河川や蓑島～稲童の海岸はネットワークの軸、ため池は拠点として、ビオトープネットワークの形成を図ります。ビオトープネットワークを形成する軸や拠点については、各ビオトープ等の整備、改修の際、ネットワークに配慮した検討を行います。
- ・各ビオトープについては、親水性や生息生物の生物多様性に配慮した護岸整備等や維持管理を図ります。

##### ◆水辺空間の確保や保全

- ・蓑島～稲童の海岸は、各種生物の生息や生育の場として、生活排水等の流入がないよう、水質も含め、平成29年1月に改定した「行橋市環境基本計画」等に基づき、浄化槽の整備推進等により、良好な水辺環境の保全を図ります。また、自然とのふれあいの場として、定期的な清掃等による砂浜の適切な維持管理を図ります。
- ・今川のサイクリングロードや長峽川、住吉池、行橋総合公園内遊水池等の遊歩道については、水鳥や水生植物を観察する等、自然とふれあう空間として、適切な維持管理を図ります。
- ・ビオトープを意識して整備されたメダカ池については、メダカやホタル等の貴重な生息地として周辺の緑地を含め、ボランティア団体との協働により、維持管理や保全を図ります。

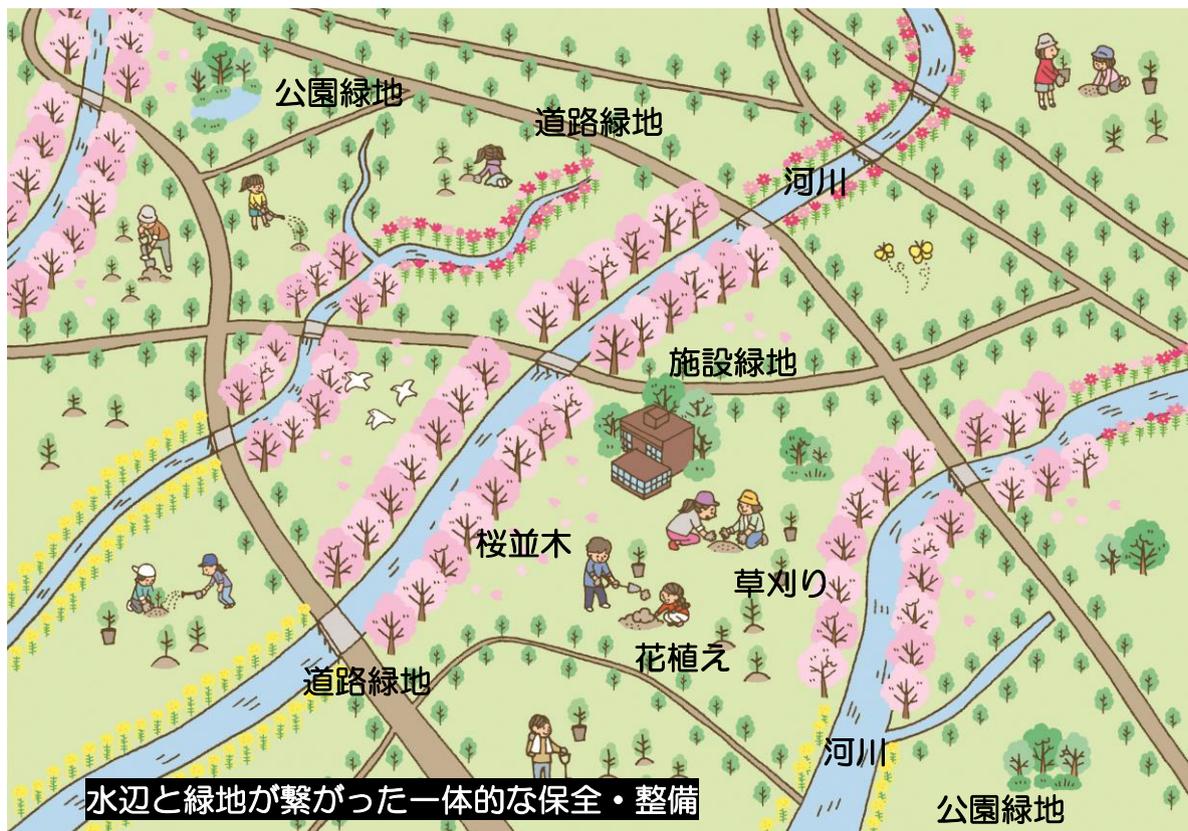


ビオトープネットワークのイメージ図

## (2) 緑地のネットワーク形成

### ◆河川、公園緑地等、水と緑のネットワーク形成

- 骨格的な緑地である今川、長峽川、祓川の3河川や農地等と今川河川敷のサイクリングロード道路、都市公園、ため池等を結びつけた水と緑のネットワークにより緑地のネットワークの形成を図ります。ネットワークを形成する上で重要となる道路や都市公園の緑地は、整備、改修の際、ネットワークに配慮した検討を行います。
- 主要な緑地ネットワークである今川河川敷のサイクリングロード周辺の緑地については、市民の季節の風物詩として菜の花や行橋市の花であるコスモスが見られるよう、ボランティア団体等との協働により復活に向けた検討を行います。
- 幹線道路における道路環境施設帯の街路樹等の緑地については、緑地のネットワークを形成する主要なものとして、既存の街路樹等を適切に保全しつつ、道路整備と併せた計画的な街路樹の整備を進めて行く必要性の観点から、街路樹ネットワーク計画の策定を検討します。



水と緑のネットワークのイメージ図

### <事例> 静岡県 掛川市 田ヶ池や周辺の農地、農業用施設の保全

田ヶ池周辺の住民や自治会、JA等と連携してため池の役割や歴史を伝えるため、年1回小中学校の生徒を対象に「田ヶ池学習会」を開催しています。



## 4) 安全で賑わいのある緑の創出（活かす）

### (1) 安心して暮らせる空間の創出

#### ◆災害に強い公園づくり

- ・安心して暮らせる空間の創出のため、公園づくりについては、行橋市地域防災計画と連携を図り、避難場所や仮設住宅の建設候補地、災害活動の拠点として、災害時にも活用できる公園施設等の整備や改修を検討します。



公園での避難生活状況（国土交通省 都市局 「公園とみどり」より）

## (2) 賑わいの創出

### ◆官民連携※1による公園の活性化

- ・賑わいの創出を図るため、都市公園については、市民の多様なニーズに対応した質の高い公園とする必要があり、Park-PFI※2や指定管理者制度等による民間との連携により公園の活性化を図ります。

### ◆交流拠点となるような緑地、公園づくり

- ・行橋総合公園等、比較的大規模の都市公園及び行橋駅前広場については、本市の交流拠点と位置づけ、市内外からの来訪者を見込んだ活用を図るべく必要に応じ改修等を検討します。また、更なる賑わいの創出のため、既存イベントの開催に加え、緑に関するイベントの開催を検討します。
- ・泉・今川地区（今川パーキングエリア周辺）において整備目標としている地区公園については、高速道路のネットワークを活かし、市内外からの来訪者を呼び込む交流拠点として魅力ある公園づくりを目指します。

## ※1 官民連携

公的機関と民間事業者が協力して公的サービスを提供することです。PFI や Park-PFI、指定管理者制度等の手法があります。手法により設計や建設、維持管理や運営の段階において民間事業者への発注方式や実施方式が異なります。

## ※2 Park-PFI

平成 29 年の都市公園法改正により、新たに設けられた制度です。

飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、施設から得られる利益を活用して、周辺の園路や広場等、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備改修を一体的に行う民間業者等を公募により選定する「公募設置管理制度」のことをいいます。



Park-PFI 制度を活用したイメージ

資料：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

## 5) 市民の協働による緑の育成（育てる）

### (1) 緑の普及啓発活動の推進

#### ◆協働による都市公園の管理

- ・市民が緑への関心を高めてもらうためには、緑とふれあう機会の増加が必要です。本市の都市公園の管理においては、大規模な都市公園を除き、除草等の軽作業を市民と協働で行っており、地域コミュニティの醸成に繋がるものとしても、今後も制度の維持を図っていきます。
- ・都市公園の多様な市民ニーズに対応するため、地域住民や民間企業との協働による利用等のルールづくりや管理を推進し、柔軟な利用や活用を図ります。

#### ◆清掃、緑化活動等に関するイベント開催及び活動支援

- ・市民との協働による緑の育成を推進するためには、緑に関するイベント開催について、市や関係団体等による緑の普及啓発事業として、企画、開催を検討します。企画の検討にあたっては、より多くの市民に関心を持ってもらうため、親子や若者が参加しやすい出前講座や競争意識が働き関心が高まるコンテスト等、多種多様な企画を行います。
- ・現在、本市で行なっている花苗の育成の取り組みは、今後も継続し、民有地の緑化目標として掲げている花苗配布はもとより、その他緑に関する新規イベントに活用の拡充を行なう等、検討を図ります。
- ・行橋市の花であるコスモスについて、コスモス復活プロジェクトの取り組みを推進します。
- ・子供の頃から緑への関心を持ってもらうため、学校教育において、校庭の芝生化の事業等による緑豊かな学習環境の創出及び緑に関する授業や課外活動の充実化の検討を図ります。
- ・緑に関する優れた取り組みや活動に対する表彰制度に団体や個人を適宜推薦してことにより緑の活動を広く周知し理解していただくとともに、市民と協働による緑の活動の活性化を図ります。
- ・河川や海岸等の清掃、緑化イベント等、緑の育成や保全、普及啓発に繋がる活動については、資金面も含め支援の検討を行います。



街路樹の手入れ



海岸の清掃

## (2) 緑の支援体制づくりの推進

### ◆ボランティア活動の奨励

- ・本市において、市民との協働により市民が主体となった緑の育成を発展させるためには、より多くの市民や事業者等にボランティア活動等による協働の重要性を理解してもらい、実行することが必要となります。そのため、まずは、現状として多いとはいえない本市のボランティア活動等に関わる市民、事業者等を増加させる取り組みを検討し実施します。また、ボランティア活動者の固定化や高齢化、新たな後継者の確保、育成等に対する取り組みを検討し実施します。
- ・既存のボランティア団体をはじめ、緑の活動を行うボランティア団体について活動資金等の支援の検討を行います。
- ・民間企業における本来業務の専門性を活かして社会的問題を解決する CSR※1 活動は、行政を含む多様な主体の協働、連携、あるいは地域活動の支援手段として、大変重要な役割を担うものであり、CSR 活動と連携した施策展開を図る必要があります。よって、民間企業の敷地内緑化の推進等の観点も鑑み、緑に関する CSR 活動との連携、促進が図れる取り組みを検討します。
- ・各種イベント等を通じ、ボランティア活動に興味がある方の既存のボランティア団体への紹介や、企業の CSR 活動と緑化活動で同じテーマを持つ地域のマッチング等、活動団体同士の情報交流が行ないやすい環境をつくることにより、協働やボランティア活動の促進を図ります。
- ・緑に関するボランティア活動を促進するため、都市緑化基金※2 の設置を検討します。

### ◆緑化指導員の育成及び継承

- ・各種イベント等の取り組みによる市民主体の緑化活動を活性化させるため、ボランティア団体で緑の知識や技術、経験のある方を緑化指導員として認定する制度の検討を行います。
- ・緑化活動を継承するため、緑化指導員のメンバーを中心とした、緑の相談所の設置を検討します。

## ※1 CSR

corporate social responsibility の略で、企業の社会的責任を言います。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいいます。

## ※2 都市緑化基金

条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うものです。

### <事例> (株)安川電機 生物多様性保全の取り組み 「どんぐり銀行」への参加

本社のある北九州市で、北九州市主催の「環境首都 100 万本植樹プロジェクト 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創生事業」の「どんぐり銀行」の取り組みに参加し、どんぐりの苗木を植樹しました。



資料：(株)安川電機 CSR 「生物多様性の取り組み」 より

### <事例> 兵庫県 西宮市：「花と緑のまちづくりリーダー」

花と緑のまちづくりリーダーは、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動などを行政と連携して活動する人々です。

#### 「花と緑のまちづくりリーダーの活動」

- ・各所属団体での、率先した緑化活動への取り組み
- ・緑化の技術指導、緑化事業の普及・啓発活動など行政と連携して活動
- ・緑化事業等のボランティア協力

## 6-5 推進体制

本計画の施策の推進にあたっては、市民、事業者、行政が緑の大切さや必要性について意識の向上を図るとともに、それぞれの役割を認識し活動していく必要があります。市民、事業者、行政が連携し、一体となって、緑を守り育てる活動への参加を楽しみ、つながりの輪を広げていくことで、「ふるさとの水と緑を育むまちゆくはし」の実現を図ります。

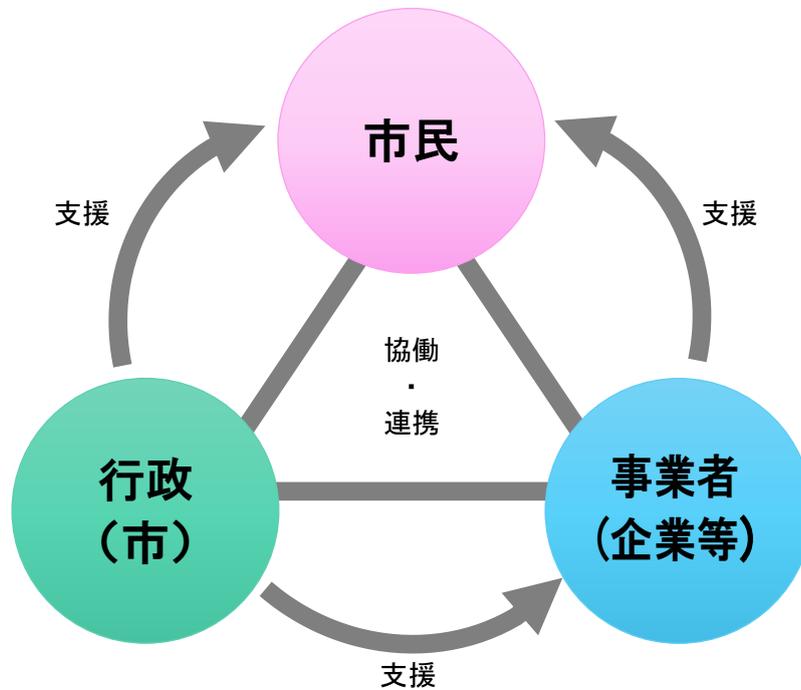


図 6-5-1 市民、事業者、行政の連携イメージ

### <市民の役割>

- ・ 緑地の保全や緑化推進への理解や意識の高揚
- ・ 緑に関する施策や事業への積極的な参加や協力
- ・ 各家庭レベルにおける身近な緑づくりへの取り組み 等

### <事業者（企業等）の役割>

- ・ 地域貢献の視点による事業（企業）活動や施設整備に伴う緑地の保全や創出
- ・ 緑に関する施策や事業への積極的な参加や協力
- ・ 市民や団体の取り組みに対する支援や協力 等

### <行政（市）の役割>

- ・ 緑に関する施策や事業の積極的な実施や情報提供
- ・ 市民や事業者等による緑づくりへの取り組み支援、人材育成
- ・ 国や県等の関係機関との調整

## 6-6 計画の見直し・進行管理

将来像の「ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし」を実現していくためには、各施策の推進状況や設定した目標の達成状況を把握し、社会情勢や地域のニーズを踏まえて見直しを行う必要があります。また、計画（Plan）、実施（Do）、進捗状況の評価（Check）、見直し・改善（Act）のいわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

具体的には、各施策の推進状況に関しては、定期的な調査、確認を行い、緑地の全体的な数値目標等に関しては、少なくとも中間年次における10年を目途に点検、評価を目的とした推進会議を設置し、必要に応じ見直しや改善を行っていきます。

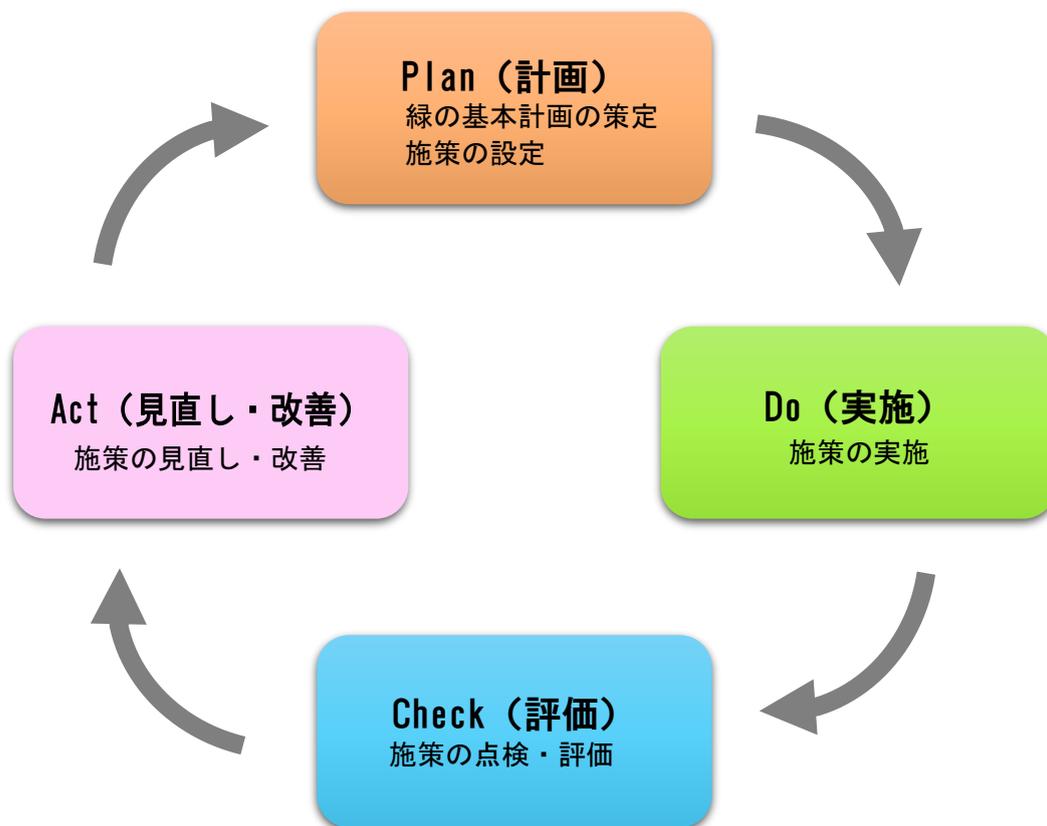


図 6-6-1 PDCAサイクル

## 資料編

資料編 1	現況調査	資料 1
資料編 2	用語の解説	資料 66
資料編 3	行橋市緑の基本計画改定までの経緯	資料 71
資料編 4	行橋市緑の基本計画改定委員会委員名簿	資料 71

# 資料編1 現況調査

## 1-1 自然的条件調査

### 1) 位置

本市は福岡県の北東部、北九州市の南西約 20km、周防灘に面し、今川、祓川、長峽川等、河川の堆積作用によって生じた京都平野に位置しており、北九州都市圏の京築エリアにおける中核都市です。

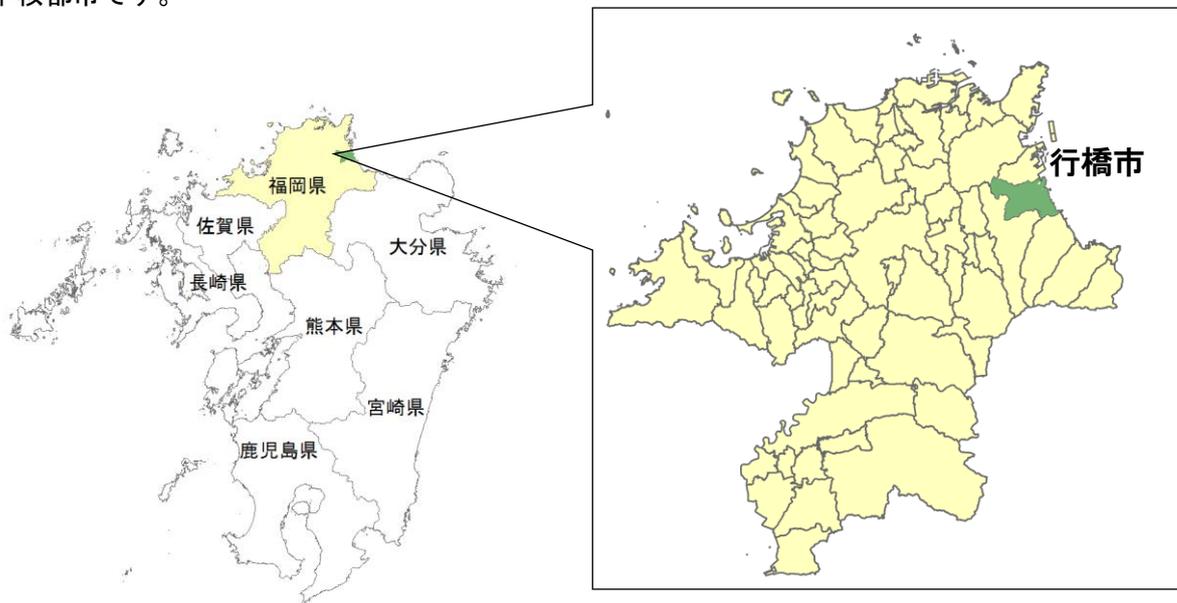


図 資料 1-1-1 位置図

### 2) 気象

本市は瀬戸内海式気候に属し、1年を通じて晴天が多く比較的暖かい気候です。気象庁によると、平成30年の年平均気温は16.1℃、年間降水量は、1,815.0mmです。

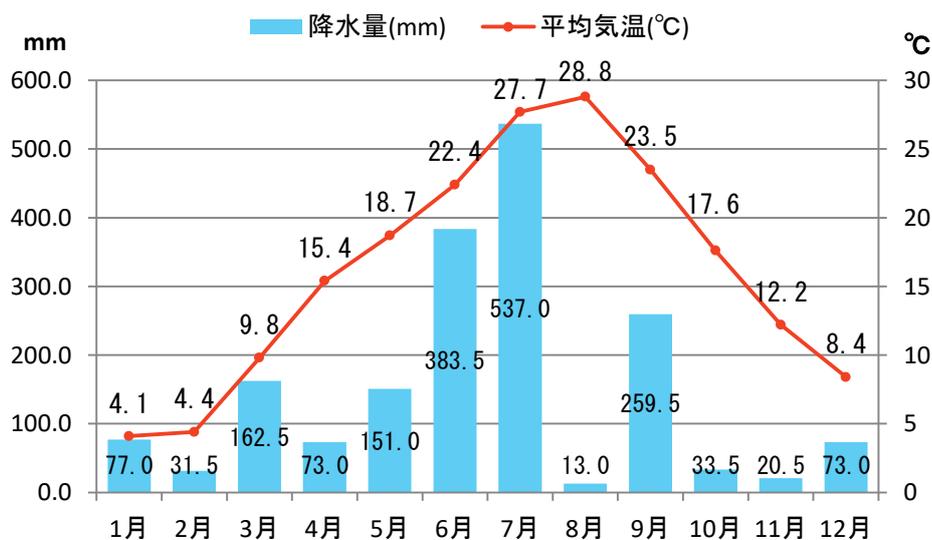


図 資料 1-1-2 気象概況 資料：気象庁 観測地点 行橋

### 3) 地形

市北西部には塔ヶ峰、観音山、南西部には御所ヶ谷の山々が位置し、市中心部から北東部にかけて今川、長峡川、祓川等の河川の堆積作用によって形成された沖積平野が広がっており、南東部は台地が広がっています。

標高区分別面積では、50m以下が6,185haで市域の約9割を占めており、地形区分別面積では、低地が65.7%で最も多く、次いで台地段丘が18.6%、山地が10.0%、丘陵地が5.7%の順になっています。

表 資料1-1-1 標高区分別面積の構成

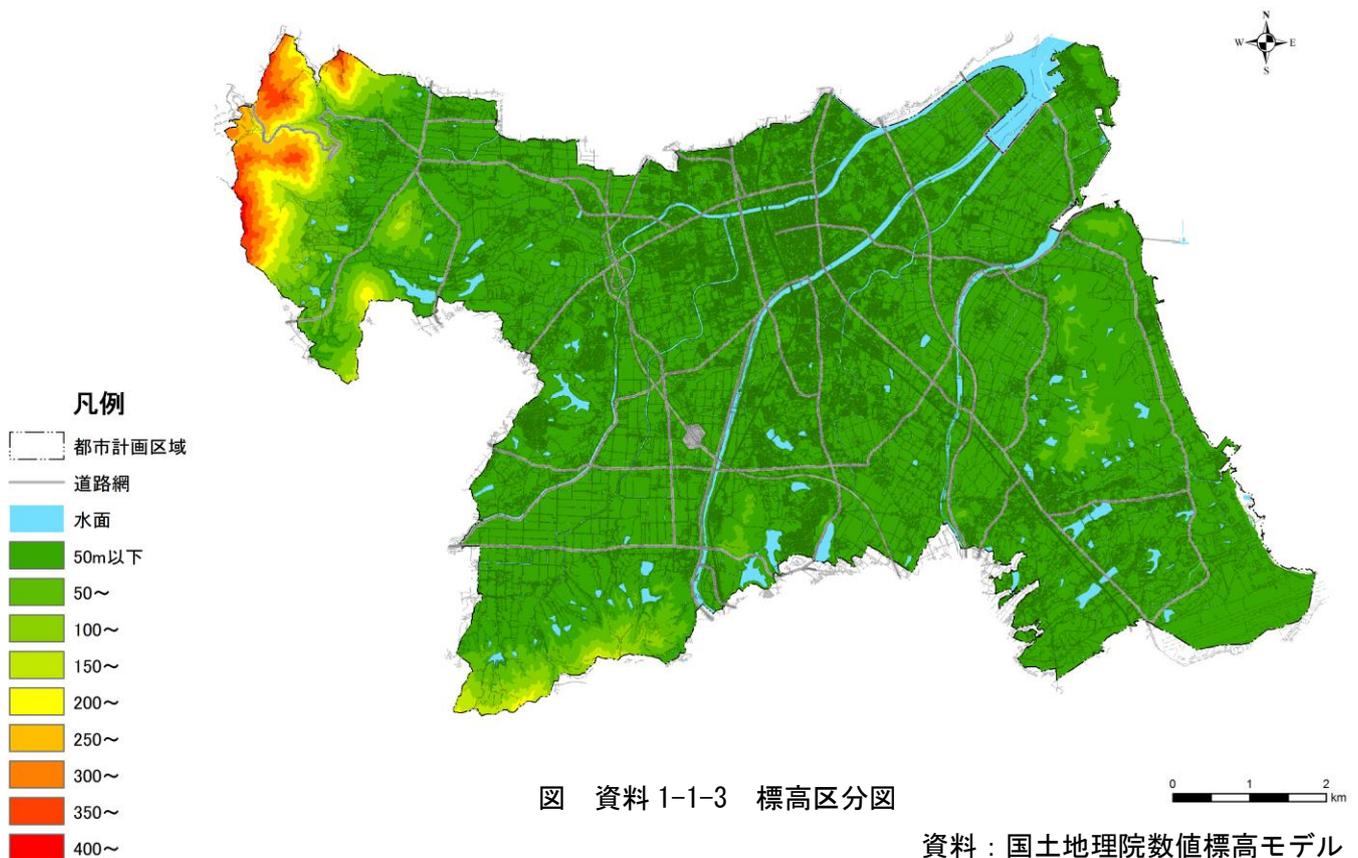
標高区分 (m)	50 以下	50～ 100	100～ 150	150～ 200	200～ 250	250～ 300	300～ 350	350～ 400	400 以上	合計
面積 (ha)	6,185	361	145	84	64	76	57	29	4	6,962
構成 (%)	88.3	5.2	2.1	1.2	0.9	1.1	0.8	0.4	0.1	100.0

資料：国土地理院 数値標高モデル10mメッシュ（面積値は図上計測）

表 資料1-1-2 地形区分別面積の構成

	山地	丘陵地	台地段丘	低地
面積 (ha)	700	400	1,300	4,606
構成 (%)	10.0	5.7	18.6	65.7

資料：福岡県土地分類図（面積値は図上計測）



## 4) 地質・土壌

表層地質分布状況は、砂や砂礫層を主体とする未固結堆積物が大半を占め、その面積は約5,349.4ha(76.4%)になっています。

土壌は、山地部は褐色森林土に覆われ、小河川によって堆積された台地は一部黒ボクの性格が極めて弱く、赤黄色土壌となっており、果樹園、普通畑として利用されています。低地は、中粒質の灰色低地土壌が大部分ですが、今川地域には粗粒質のグライ土壌が点在しています。内訳は灰色低地土が3,324.8ha(47.6%)で最も多く、次いで褐色森林土が2,239.4ha(32.1%)、グライ土壌が645.9ha(9.2%)の順になっています。

表 資料 1-1-3 表層地質分布面積

	未固結堆積物	固結堆積物	深成岩	変成岩	不明
面積 (ha)	5,349.4	6.4	874.2	691.3	84.7
構成 (%)	76.4	0.1	12.5	9.9	1.2

資料：国土交通省 土地分類基本調査（表層地質図）

表 資料 1-1-4 土壌統群分布面積

	未熟土	褐色森林土	赤黄色土	灰色低地土	グライ土	その他	不明
面積 (ha)	139.4	2,239.4	371.2	3,324.8	645.9	100.5	163.1
構成 (%)	2.0	32.1	5.3	47.6	9.2	1.4	2.3

資料：国土交通省 土地分類基本調査（土壌図）

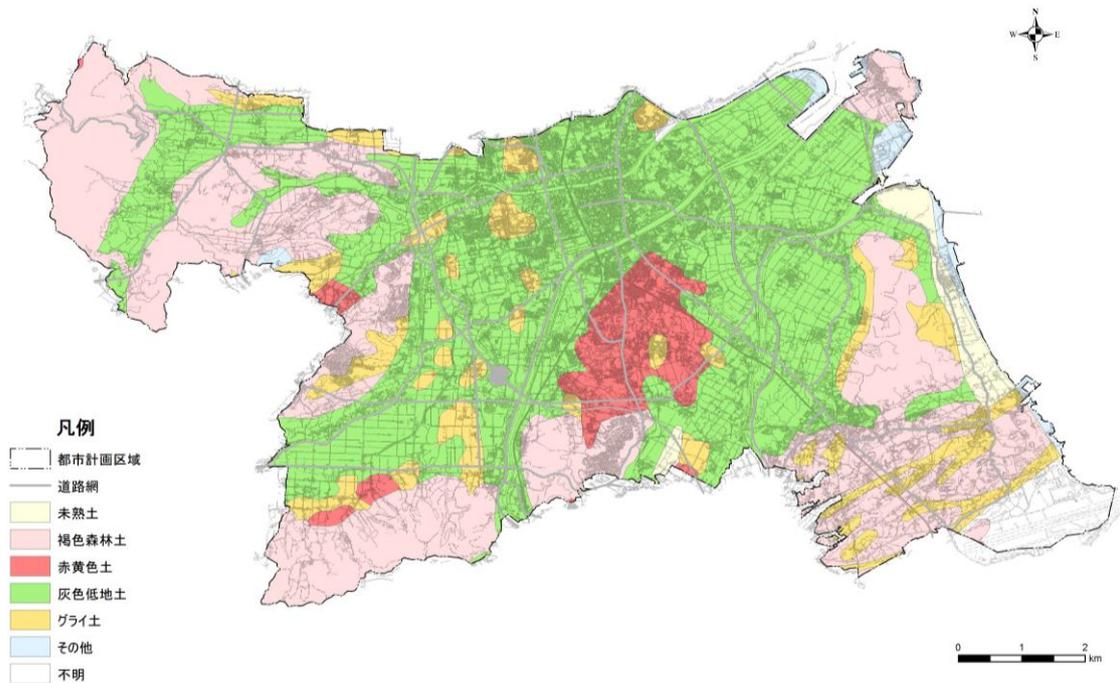


図 資料 1-1-4 土壌分類図

資料：国土交通省 土地分類基本調査（土壌図）

## 5) 緑の現況調査

緑の現況量は、総量が4,641.07haと都市計画区域（行政区画）の約66.2%を占め、用途地域内では140.73haと用途地域面積の約21.1%を占めています。都市計画区域内における区分別では、水田が1,881.62haで最も多く緑の現況量の約40.5%を占め、次いで二次林が757.63ha、人工林が491.42ha、畑が296.46ha等の順となっています。用途地域内では、水田が95.48haで最も多く、次いで畑が18.85ha、水面が8.10ha、公共公益施設の植栽地が8.44haとなっています。

表 資料1-1-5 緑地の現況量

区分	用途地域内 (ha)	用途地域外 (ha)	都市計画区域 (ha)	
	(1)	(2)	(1) + (2) = (3)	構成比 (%)
自然林	0.00	0.00	0.00	0.0%
スギ・ヒノキ等の人工林	0.98	490.44	491.42	10.6%
クヌギ・コナラ等の二次林	0.79	756.84	757.63	16.3%
竹林	0.00	140.46	140.46	3.0%
ススキ・ササ等の草地	0.00	392.30	392.30	8.5%
水田	95.48	1,786.14	1,881.62	40.5%
畑	18.85	277.61	296.46	6.4%
果樹園	1.37	89.52	90.89	2.0%
裸地	0.00	26.39	26.39	0.6%
水面	8.10	280.35	288.45	6.2%
水辺	2.63	152.54	155.17	3.3%
都市公園の植栽地	2.43	13.35	15.78	0.3%
公益公共施設の植栽地	8.44	55.06	63.51	1.4%
民有地の植栽地	1.66	39.34	41.00	0.9%
緑の現況量 総計	140.73	4,500.34	4,641.07	100.0%
用途地域面積（668ha）に対する割合				21.1%
都市計画区域（7,006ha）に対する割合				66.2%

(注1)：水面とは、河川、湖沼、水路等、現況が水面のもの。

(注2)：水辺とは、海浜、河岸、湖畔等、現況が水辺地のもの。

(注3)：裸地には、造成中の土地や工場建設予定地等は原則として含めない。

(注4)：都市公園の植栽地は、都市公園法で規定しているものの内にある緑被地である。

(注5)：公共公益施設の植栽地は、都市公園を除く公共公益施設内にある500㎡以上の一団となった緑被地である。

(注6)：民有地の植栽地は、民有地における上記区分以外の500㎡以上の一団となった緑被地である。

前計画と緑の現況を比較すると、用途地域内では農地（田畑）が大幅に減少しています。また、民有地の植栽地は約 5ha ほど減少し、公共公益施設の植栽地は約 1ha ほど増加しています。これは、行橋駅西口地区土地区画整理事業をはじめとする開発による変動であると思われます。

用途地域外では、農地（田畑）が減少しているのに対して、ススキ・ササ等の草地が増加し、耕作放棄地が増えていることがうかがえます。

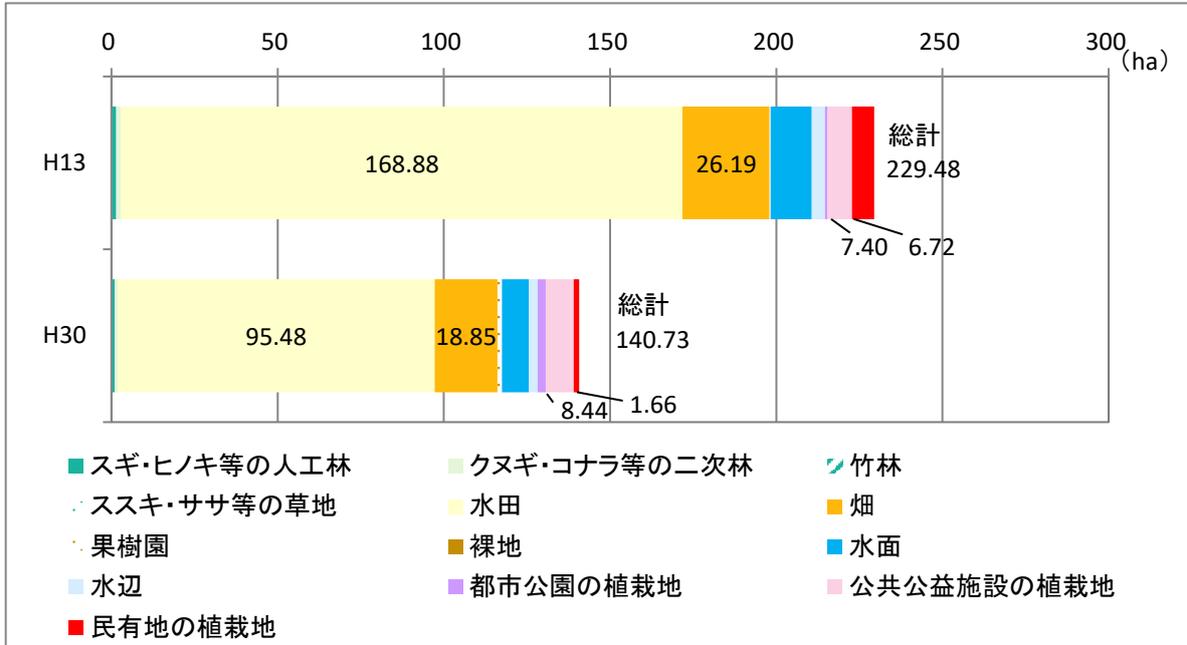


図 資料 1-1-5 用途地域内の緑地量比較

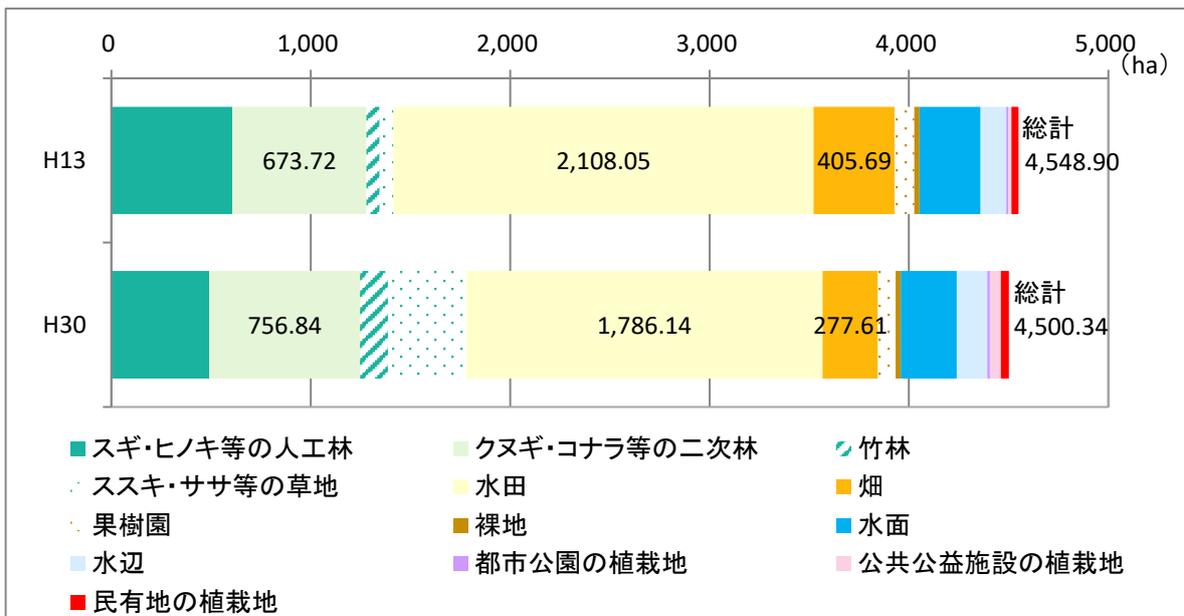


図 資料 1-1-6 用途地域外の緑地量比較



## 6) 水系調査

本市を流れる主な河川は、今川、長峡川、祓川の3つの2級河川です。そのほか市内には、2級河川が2河川、準用河川1河川、普通河川13河川、また、ため池が約130箇所存在します。

今川は、田川郡添田町と大分県中津市とにまたがる英彦山を源流とし、添田町、赤村、京都郡みやこ町を経て苅田町で周防灘へ注いでいます。長峡川は、北九州市と京都郡みやこ町界の平尾台を源流とし、行橋市を流れ、行橋市と苅田町界で周防灘へ注いでいます。祓川は、みやこ町を源流とし、豊津地区を経て行橋市沓尾で周防灘へ注いでいます。

表 資料1-1-6 河川状況

	水系名	河川名	河川延長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
県管理河川	今川	今川	38.35	10.32
	長峡川	長峡川	15.58	8.11
		井尻川	7.66	7.75
		初代川	3.47	0.10
		小波瀬川	8.25	8.58
	祓川	祓川	27.91	10.89
	江尻川	江尻川	5.72	5.39
音無川	音無川	4.82	1.51	
市管理河川	準用河川：山崎川 普通河川：徳水川、棚見川、中原川、舟路川、長野間川、宮下川、前田川ほか（計13河川）			

資料：福岡県京築県土整備事務所管内図、国土数値情報 流域メッシュ、行橋市地域防災計画

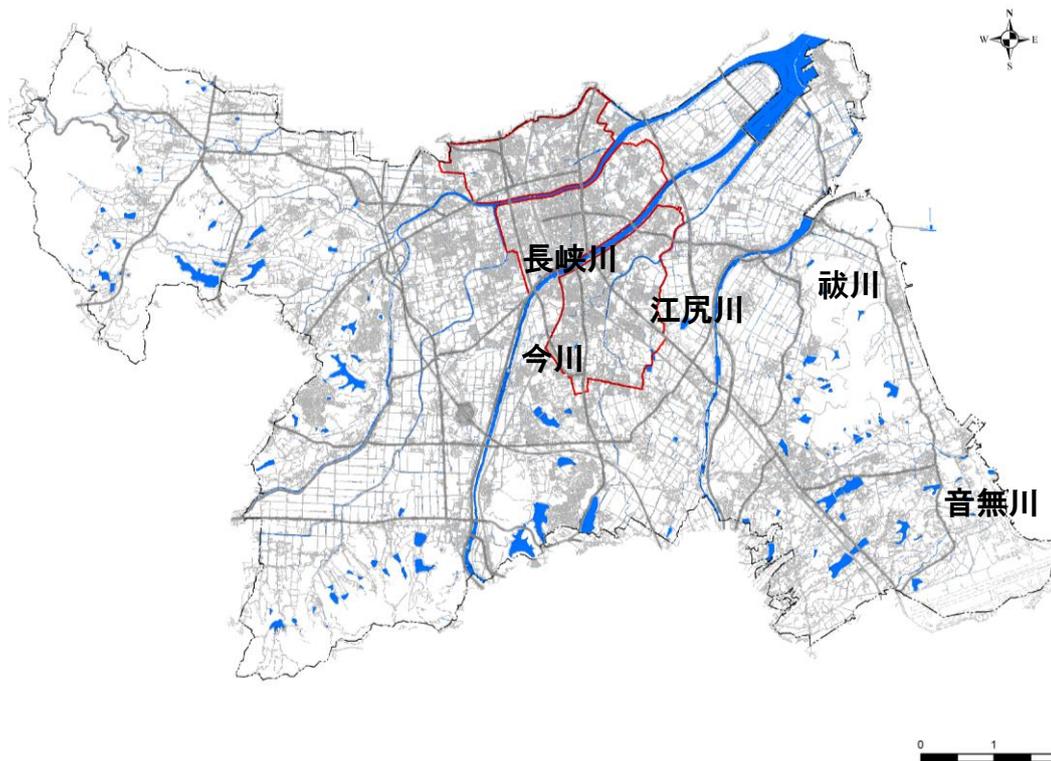


図 資料1-1-8 水系図

資料：国土地理院基盤地図情報

## 7) 土地自然特性

自然環境保全の視点から、本市の代表的な自然特性を整理します。

表 資料 1-1-7 代表的な自然特性

分類	内容	
良好な植物群落、野生動物生息域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の3方を囲むように位置する<u>筑豊県立自然公園</u>。御所ヶ谷のヒモヅル、蓑島のツバキ等、貴重な自生植物がみられる。</li> <li>●長井と稲童の間に位置する<u>石並松原・石並古墳</u>。</li> </ul>	
良好な形・地質を有する土地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州国定公園に指定されている広大なカルスト台地・<u>平尾台</u>。</li> </ul>	
良好な水辺地・湧水地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代表的な3河川が形成する河川敷。特に<u>今川</u>は、春には桜や菜の花が咲き、美しい表情を見せている。</li> <li>●<u>前田大池</u>等、市内に多く点在するため池は、水鳥や魚の生息地となっている。</li> </ul>	
伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●須佐神社や浄喜寺、その周辺の歴史的町並みに点在する<u>社寺林</u>。</li> <li>●ビワノクマ古墳、八雷古墳、椿市廃寺跡、福原長者原官衙遺跡等、<u>指定文化財周辺地</u>。</li> </ul>	
文化的意義を有す緑・水辺等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>平尾台</u>、<u>矢留山</u>の緑は市民の憩いの場となっている。</li> <li>●<u>蓑島山</u>は、行橋市の海岸部のランドマークとなっている。また、<u>行橋総合公園</u>、<u>杳尾海岸</u>、<u>長井浜</u>に広がる砂浜、<u>稲童海岸</u>等、変化に富んだ海岸部。</li> <li>●丘陵地の麓には多くのため池が点在し、<u>前田大池</u>や<u>御清水池</u>等の<u>水辺地</u>は、市民のレクリエーション活動の場となっている。</li> </ul>	

(注) 文化的意義を有する緑・水辺等とは、イベントやレクリエーション等の住民の文化的な活動の場やそれに関連するような緑・水辺等である。

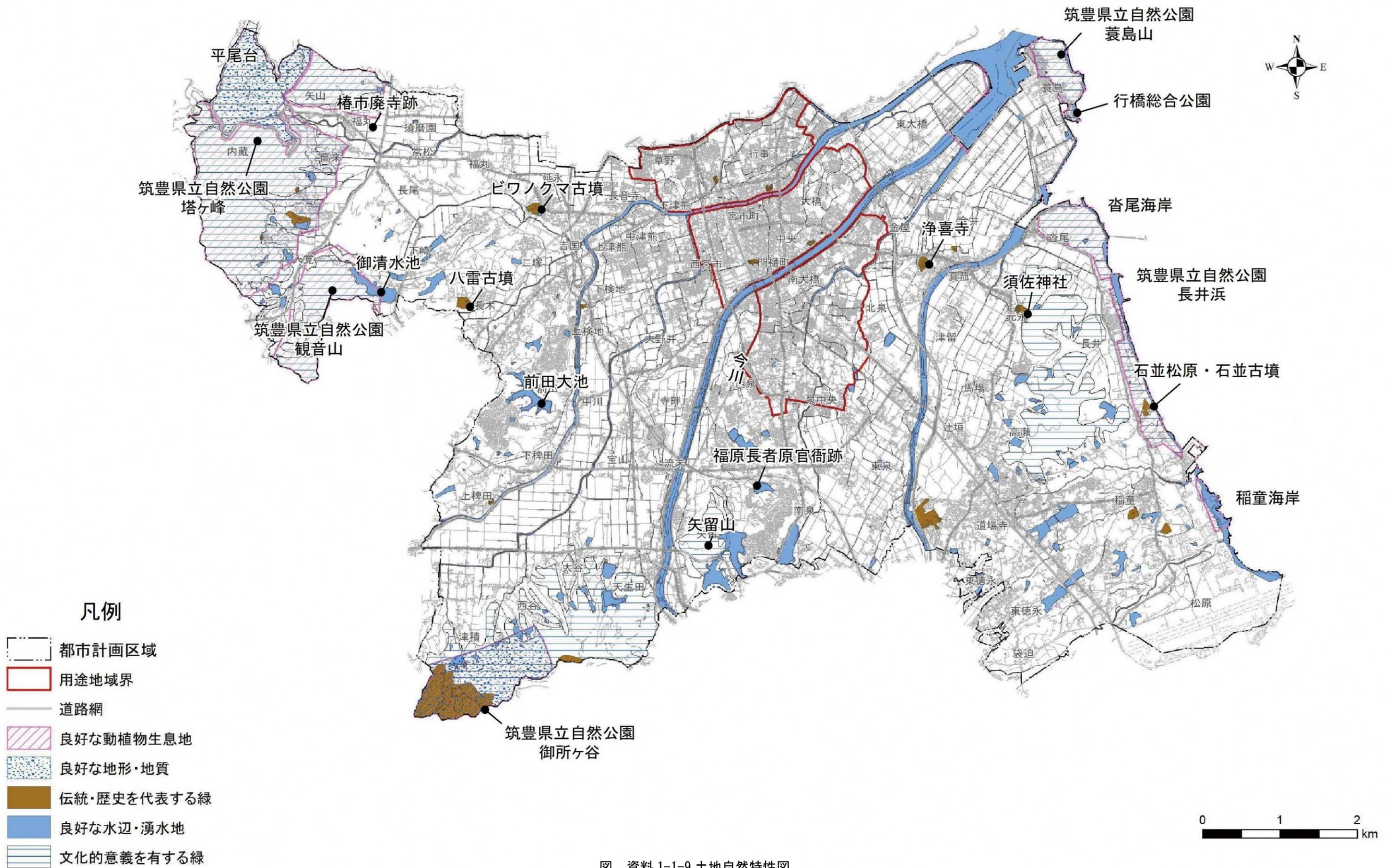


図 資料 1-1-9 土地自然特性図

## 1-2 社会的条件調査

### 1) 人口・面積調査

#### (1) 人口規模

##### ①行橋市全体の人口

本市の面積は、平成 30 年現在、7,006ha※で、行政区域全域が都市計画区域となっており、そのうちの 668ha（約 9.5%）に用途地域の指定がされています。

人口は増加傾向にあり、平成 27 年には 70,586 人と平成 7 年から約 4.1%（2,753 人）増加しています。用途地域内外での増減数をみると、用途地域内は減少傾向にありましたが、近年は微増、用途地域外は漸増状態にあり、平成 22 年にはそれぞれ 25,082 人（約 35.6%）、45,386 人（約 64.4%）となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年には 28,648 世帯と平成 7 年から 26.3%（5,966 戸）増加していますが、世帯人員は減少傾向にあり、少子化、核家族化の進行が窺えます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所によると平成 27 年をピークに人口減少に転じており、将来人口減少が予測されます。

表 資料 1-2-1 人口の面積の推移

区分		行政区域	都市計画区	用途地域内	用地地域外	人口集中地区
平成 7 年	面積 (ha)	6,983	6,980	668	6,312	5.4
	人口 (人)	67,833	67,833	24,830	43,003	24,616
平成 7 年～ 平成 12 年の増減	人口 (人)	1,904	1,904	-1.1	2,177	546
	増減率 (%)	2.8	2.8	-273	5.1	2.2
平成 12 年	面積 (ha)	6,983	6,980	668	6,312	5.7
	人口 (人)	69,737	69,737	24,557	45,180	25,162
平成 12 年～ 平成 17 年の増減	人口 (人)	333	333	135	198	397
	増減率 (%)	0.5	0.5	0.5	0.4	1.6
平成 17 年	面積 (ha)	6,983	6,980	668	6,312	5.8
	人口 (人)	70,070	70,070	24,692	45,378	25,559
平成 17 年～ 平成 22 年の増減	人口 (人)	398	398	390	8	2,616
	増減率 (%)	0.6	0.6	1.6	0.0	10.2
平成 22 年	面積 (ha)	6,983	7,005	668	6,337	6.43
	人口 (人)	70,468	70,468	25,082	45,386	28,175
平成 22 年～ 平成 27 年の増減	人口 (人)	133	133	—	—	-118
	増減率 (%)	0.2	0.2	—	—	-0.4
平成 27 年	面積 (ha)	7,005	7,005	—	—	6.49
	人口 (人)	70,586	70,586	—	—	28,057

資料：国勢調査、都市計画基礎調査 H27（各年値）

※面積 7,006ha は国土地理院の計測地（H29）による。

表 資料 1-2-2 世帯数・世帯人員の推移

年度	世帯数 (戸)	増減率 (%)	世帯人員 (人/世帯)
平成 7 年	22,682	—	3.0
平成 12 年	24,675	8.8	2.8
平成 17 年	25,715	4.2	2.7
平成 22 年	27,634	7.5	2.6
平成 27 年	28,648	3.7	2.5

資料：国勢調査、都市計画基礎調査 H27 (各年値)

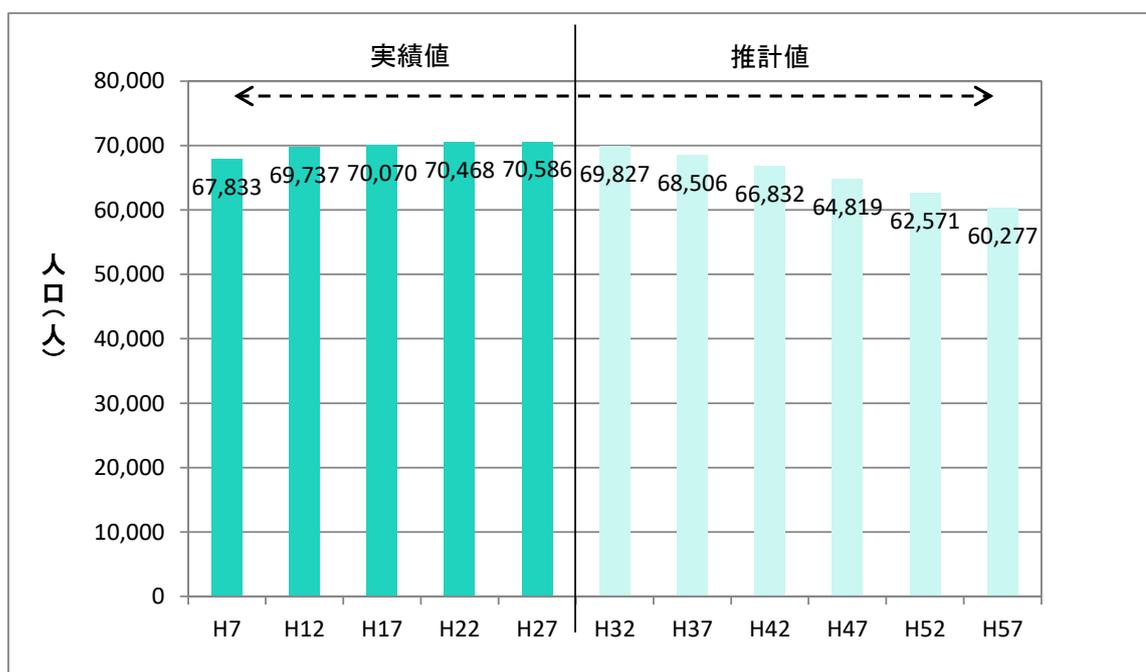


図 資料 1-2-1 人口の推移

資料：国勢調査 (実績値)、社会問題研究所 (推計値)

## ②地区別人口

人口分布状況を地区別で見ると、用途地域内では、北東部にある行事 1 丁目や 2 丁目、また、草野での人口が多くなっています。用途地域外では、東部では、今井や金屋、稲童、道場寺が多くなっています。西部では、大野井や検地、下稗田で多く、南部で南泉 3 丁目や住宅団地での人口が多くなっています。

人口密度を見ると、人口は用途地域内に集中しており、DID 地区が広がっています。用途地域外では、西宮市 4 丁目や南泉 3 丁目 が 40 人/ha 以上となっています。

人口の推移を見ると、平成 12 年以降、山間部や沿岸部、また、中心市街地付近で人口減少がみられます。平成 17 年以降、用途地域内の外周の地域やその周辺地域で人口の増加がみられ、用途地域東北部の大橋や西側の大野井の地域で人口増加区域が広がっています。また、平成 22 年以降は、西側の山間部や沿岸部で人口減少がみられます。



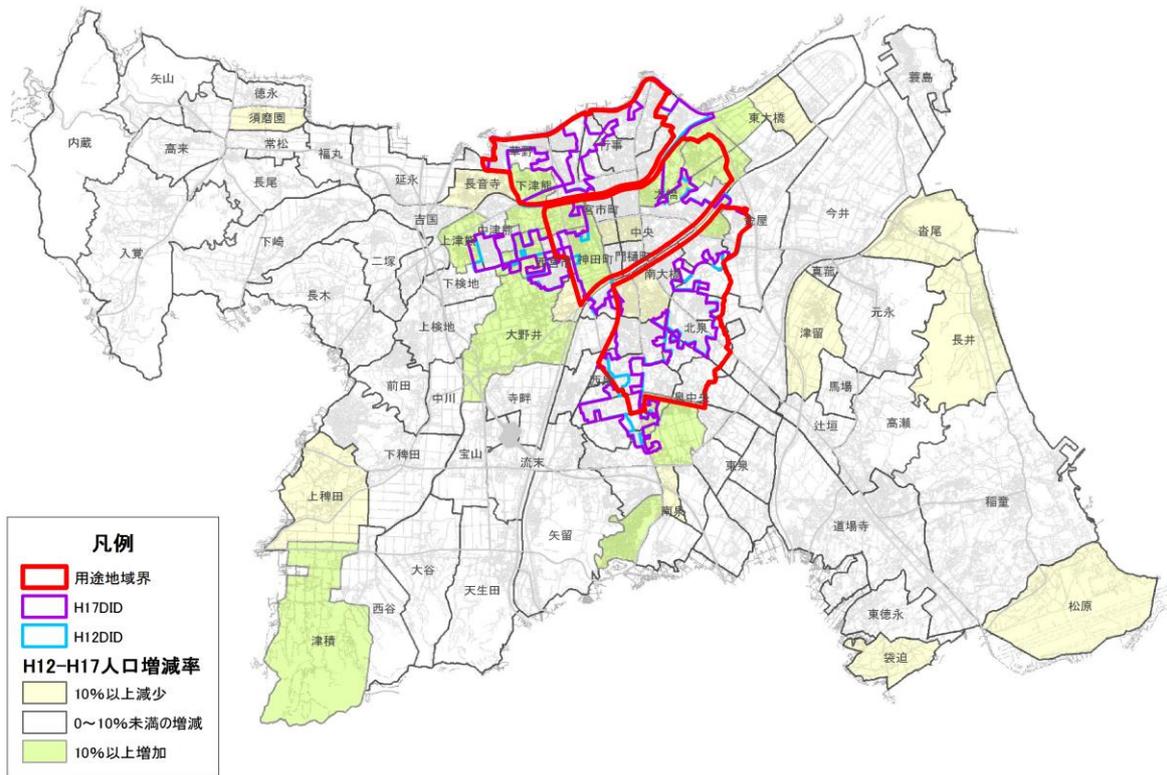


図 資料 1-2-4 H12-17 地区別人口増減率

資料：国勢調査

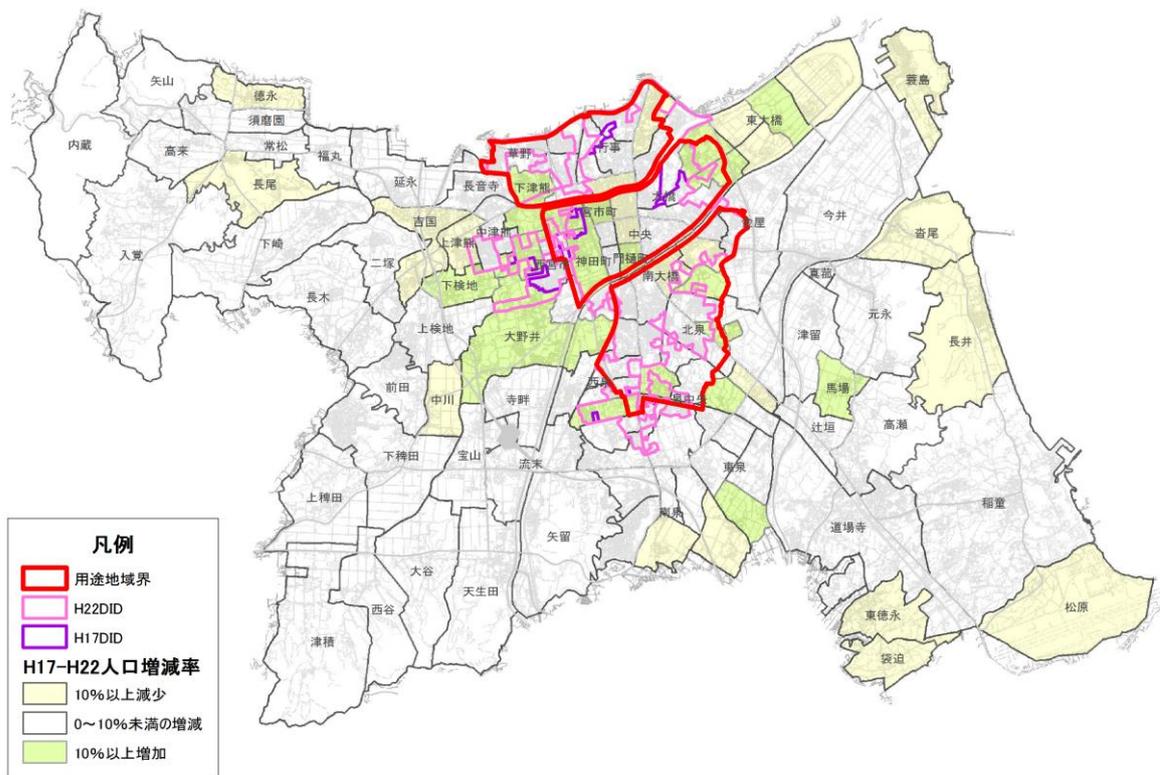


図 資料 1-2-5 H17-22 地区別人口増減率

資料：国勢調査

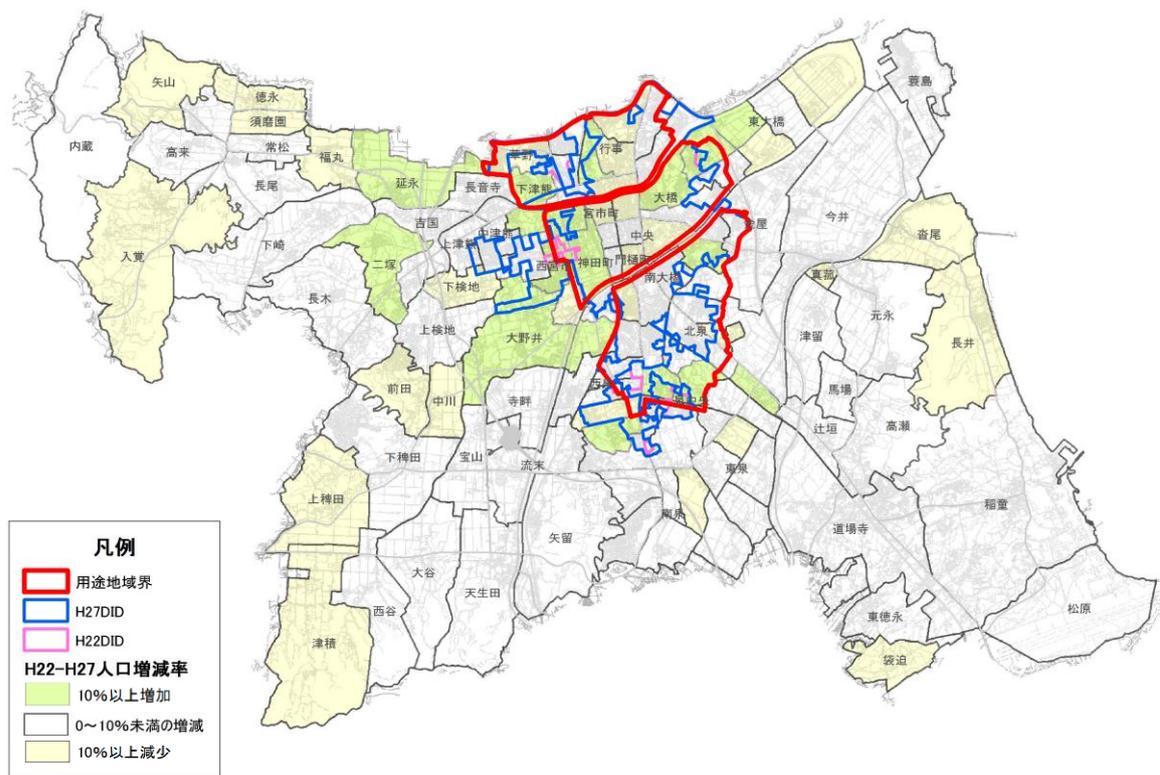


図 資料 1-2-6 H22-27 地区別人口増減率

資料：国勢調査

## (2) 人口構成

### ①年齢別人口

年齢3大区分別人口の推移をみると、年少人口の割合が減少しているのに対して、老年人口の割合は増加しており、平成27年では年少人口が9,592人（13.6%）、生産年齢人口が41,059人（58.3%）、老年人口が19,770人（28.1%）となっています。平成7年の構成比と比較すると、年少人口が3.6%減少し、老年人口が12.9%増加しています。少子化とともに高齢化の進行が窺えます。

地区別でみると、用途地域内では、行事8丁目や行事1丁目での高齢化が目立ちます。用途地域外では、東部の沿岸部である沓尾や長井で、西部では多くの地域で高齢化が進んでいます。

表 資料1-2-3 男女別・年齢3大区分別人口の推移

		年少人口 0～14歳	生産年齢 人口	老年人口 65歳以上	計
平成7年	男（人）	5,929	21,906	4,109	31,944
	女（人）	5,760	23,907	6,222	35,889
	計（人）	11,689	45,813	10,331	67,833
	構成比（%）	17.2	67.5	15.2	100.0
平成12年	男（人）	5,604	22,231	4,999	32,834
	女（人）	5,321	24,153	7,429	36,903
	計（人）	10,925	46,384	12,428	69,737
	構成比（%）	15.7	66.5	17.8	100.0
平成17年	男（人）	5,292	21,714	5,870	32,877
	女（人）	5,029	23,529	8,635	37,193
	計（人）	10,321	45,243	14,505	70,070
	構成比（%）	14.7	64.6	20.7	100.0
平成22年	男（人）	4,970	21,305	6,908	33,259
	女（人）	4,837	22,381	9,935	37,209
	計（人）	9,807	43,686	16,843	70,468
	構成比（%）	13.9	62.1	23.9	100.0
平成27年	男（人）	4,928	20,251	8,217	33,506
	女（人）	4,664	20,808	11,553	37,080
	計（人）	9,592	41,059	19,770	70,586
	構成比（%）	13.6	58.3	28.1	100.0

資料：国勢調査

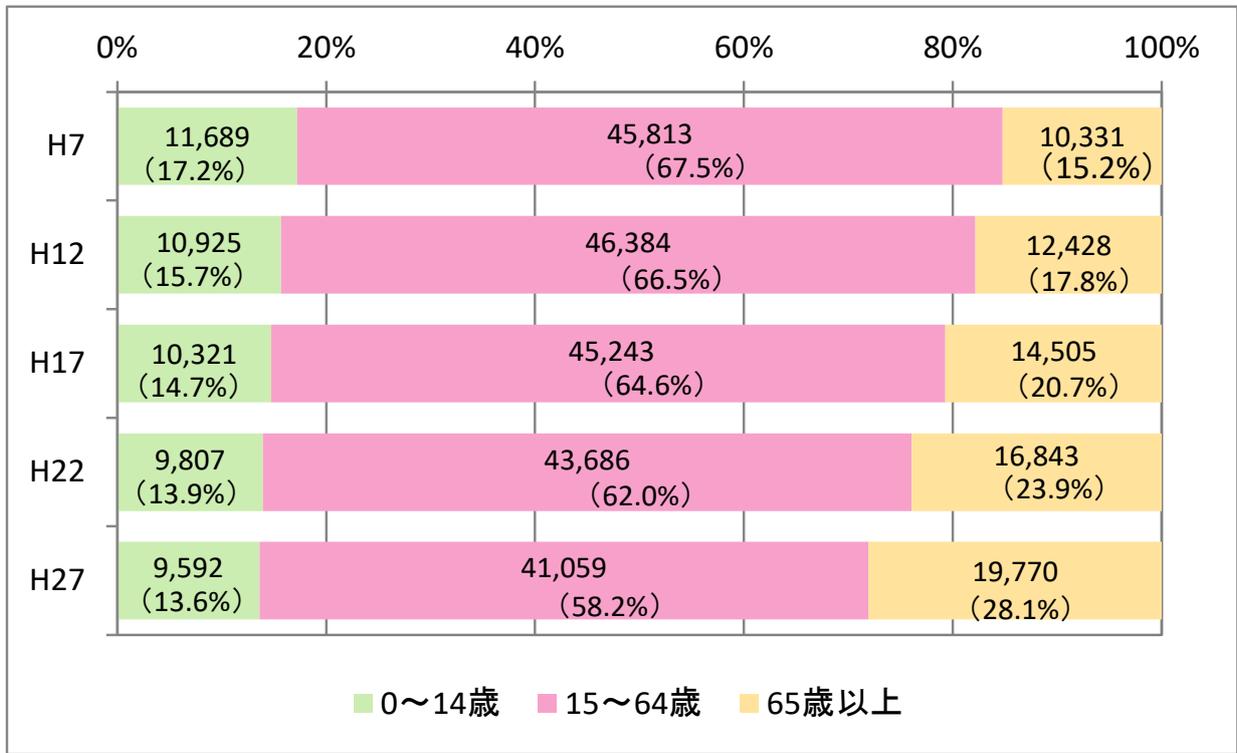


図 資料 1-2-7 年齢 3 大区分別人口の推移

資料：国勢調査

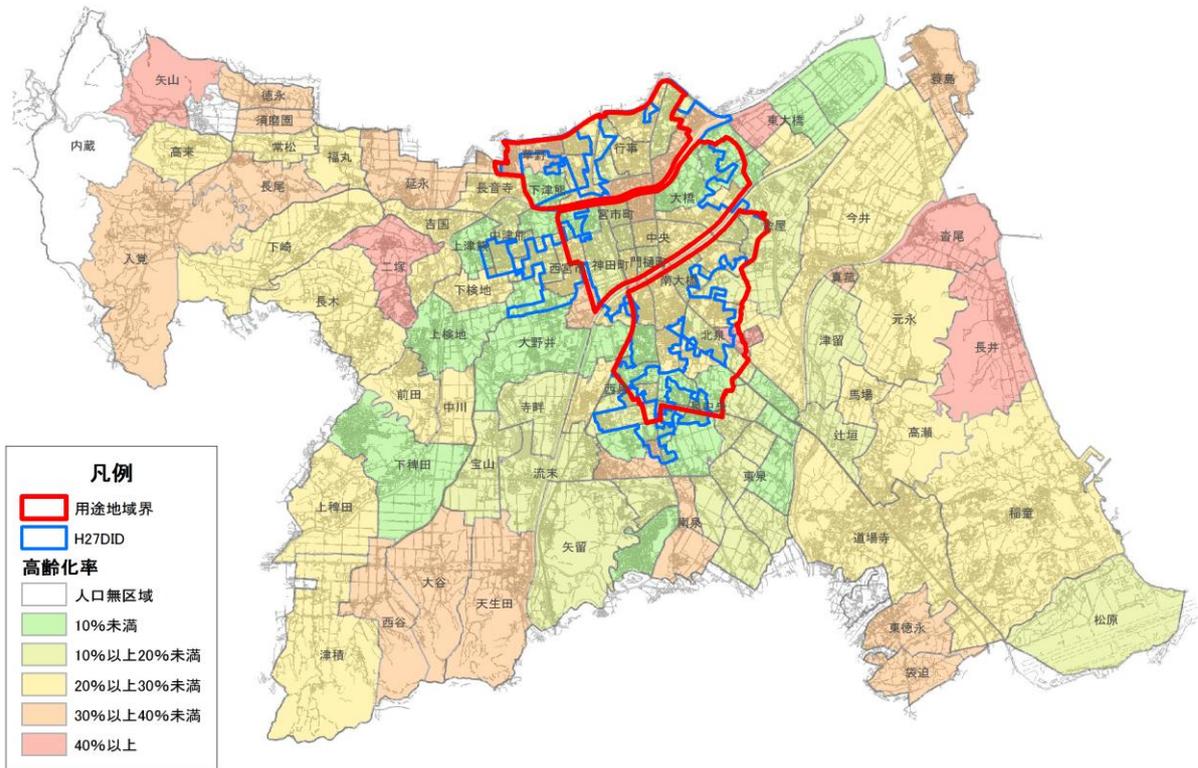


図 資料 1-2-8 H27 地区別高齢化率

資料：国勢調査

②産業別人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業の就業者数が減少しており、第3次産業就業者数は増加傾向にあります。平成27年の就業人口は30,518人と人口の約43.2%を占めており、その内訳は第3次産業が19,358人（約63.4%）で最も多く、第2次産業が9,531人（約31.2%）、第1次産業が876人（約2.9%）の順になっています。

表 資料1-2-4 産業別就業人口の推移

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口 (人)	構成比 (%)								
総数	31,810	100.0	32,001	100.0	31,592	100.0	31,354	100.0	30,518	100.0
第1次産業	2,049	6.4	1,439	4.5	1,405	4.4	967	3.1	876	2.9
第2次産業	11,898	37.4	11,293	35.3	10,656	33.7	10,154	32.4	9,531	31.2
第3次産業	17,863	56.2	19,241	60.1	19,333	61.2	18,885	60.2	19,358	63.4

注) 就業人口総数には、平成7年には50人、平成12年に28人、平成17年に198人、平成22年に1,348人、平成27年に753人の分類不能を含む。

資料：国勢調査

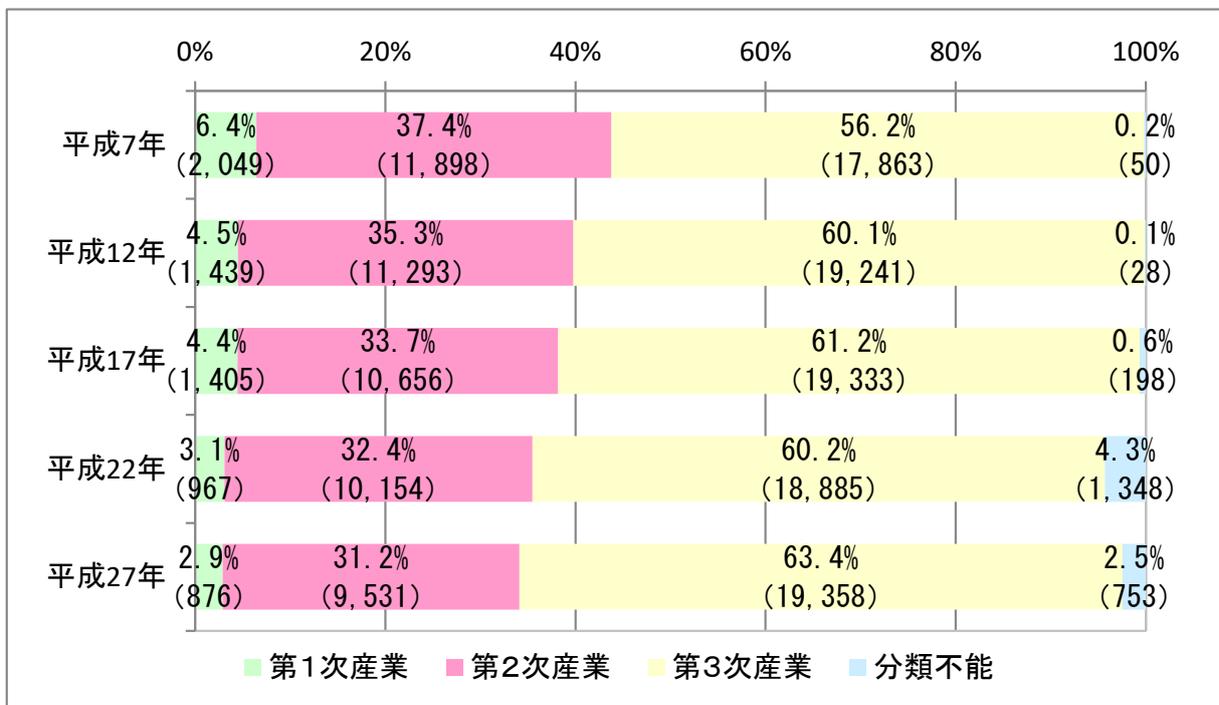


図 資料1-2-9 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

## 2) 土地利用調査

### (1) 土地利用現況

土地利用現況は、自然的土地利用が 4,638.2ha と市域の 66.2%を占め、都市的土地利用が 2,376.8ha (33.8%) となっています。自然的土地利用では、田が 1,899.7ha (27.1%) と最も多く、次いで山林が 1,449.9ha (20.6%) となっています。都市的利用では、住宅用地が 957.2ha (13.7%) で最も多く、次いで道路用地が 565.3ha (8.1%)、公共・公益用地が 223.0ha (3.2%) 等となっています。用途地域内では、住宅用地、田、道路用地、公共・公益用地等の順に構成比が高くなっており、用途地域外では、田、山林、住宅用地、その他の自然地、畑等の順になっています。

表 資料 1-2-5 土地利用現況

市街地区分		用途地域 (ha)	構成比 (%)	用途地域 外	構成比 (%)	合計 (ha)	構成比 (%)	
自然的 土地利用	農地	田	102.0	15.3	1,797.7	28.4	1,899.7	27.1
		畑	19.9	3.0	380.7	6.0	400.6	5.7
		小計	121.9	18.3	2,178.4	34.4	2,300.3	32.8
	山林	1.2	0.2	1,443.7	22.8	1449.9	20.6	
	水面	9.5	1.4	346.2	5.5	355.7	5.1	
	その他の自然地※	19.5	2.9	517.8	8.2	537.3	7.7	
	小計	152.1	22.8	4,486.1	70.8	4,638.2	66.2	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	242.7	36.3	714.5	11.3	957.2	13.7
		商業用地	49.7	7.4	73.7	1.2	123.4	1.8
		工業用地	20.1	3.0	103.5	1.6	123.6	1.8
		小計	312.5	46.7	891.7	14.1	1,204.2	17.2
	公共・公益用地	61.3	9.2	161.7	2.6	223.0	3.2	
	道路用地	97.4	14.6	467.9	7.4	565.3	8.1	
	交通施設用地	9.0	1.3	22.7	0.4	31.7	0.5	
	その他公共施設用地	0.0	0.0	134.6	2.1	134.6	1.9	
	その他の空地	32.9	4.9	158.1	2.5	191.0	2.7	
	未利用宅地	2.4	0.4	3.1	0.0	5.5	0.1	
	農林漁業施設用地	0.4	0.1	12.1	0.2	12.5	0.2	
小計	515.9	77.2	1,851.9	29.2	2,367.8	33.8		
合計	668.0	100.0	6,338.0	100.0	7,006.0	100.0		

※その他自然地：原野・牧野、荒れ地（耕作放棄地等自然的状況のもの）、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸

前計画と比較すると、用途地域内では、田畑が減少し、住宅用地、商業用地、公共施設用地、道路用地、その他の空地が増加しています。このことから、開発が行われていることがわかりますが、その他空地の増加は、低未利用地の増加と思われます。

また、用途地域外では、田畑が減少し、住宅用地や道路用地が増加しており、用途地域外でも開発が進んでいると思われます。

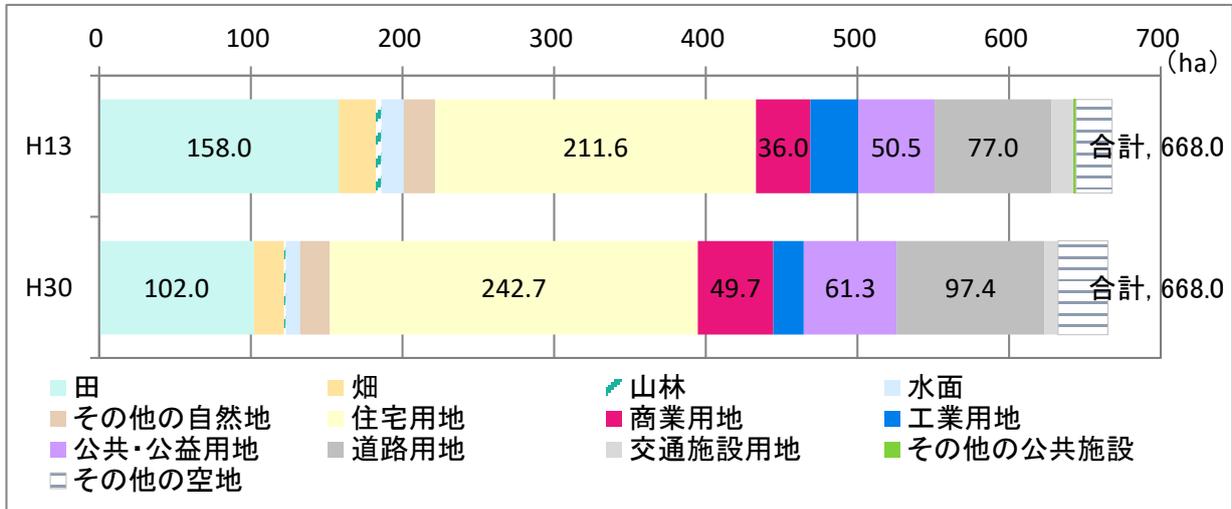


図 資料 1-2-10 用途地域内土地利用現況

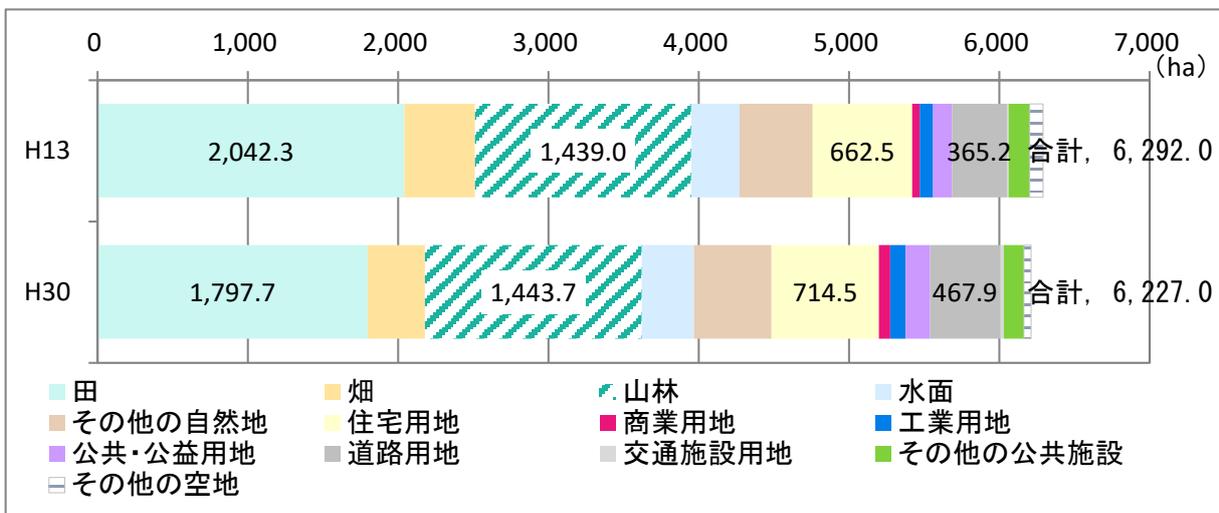


図 資料 1-2-11 用途地域外土地利用現況

用途地域の指定状況を見ると、住居系が81.9%、商業系が14.2%、工業系が3.9%の割合となっており、第1種住居地域が209ha(31.3%)で最も多く、次いで第1種中高層住居専用地域が139ha(20.8%)、第2種低層住居専用地域が84ha(12.6%)等の順になっています。

表 資料1-2-6 用途地域現況

	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	44	6.6	100	50
第2種低層住居専用地域	84	12.6	100	50
第1種中高層住居専用地域	139	20.8	200	60
第2種中高層住居専用地域	25	3.7	200	60
第1種住居地域	209	31.3	200	60
第2種住居地域	36	5.4	200	60
準住居地域	10	1.5	200	60
住居系合計	547	81.9		
近隣商業地域	32	4.8	200、300	80
商業地域	63	9.4	400	80
商業系合計	95	14.2		
準工業地域	14	2.1	200	60
工業地域	12	1.8	200	60
工業系合計	26	3.9		

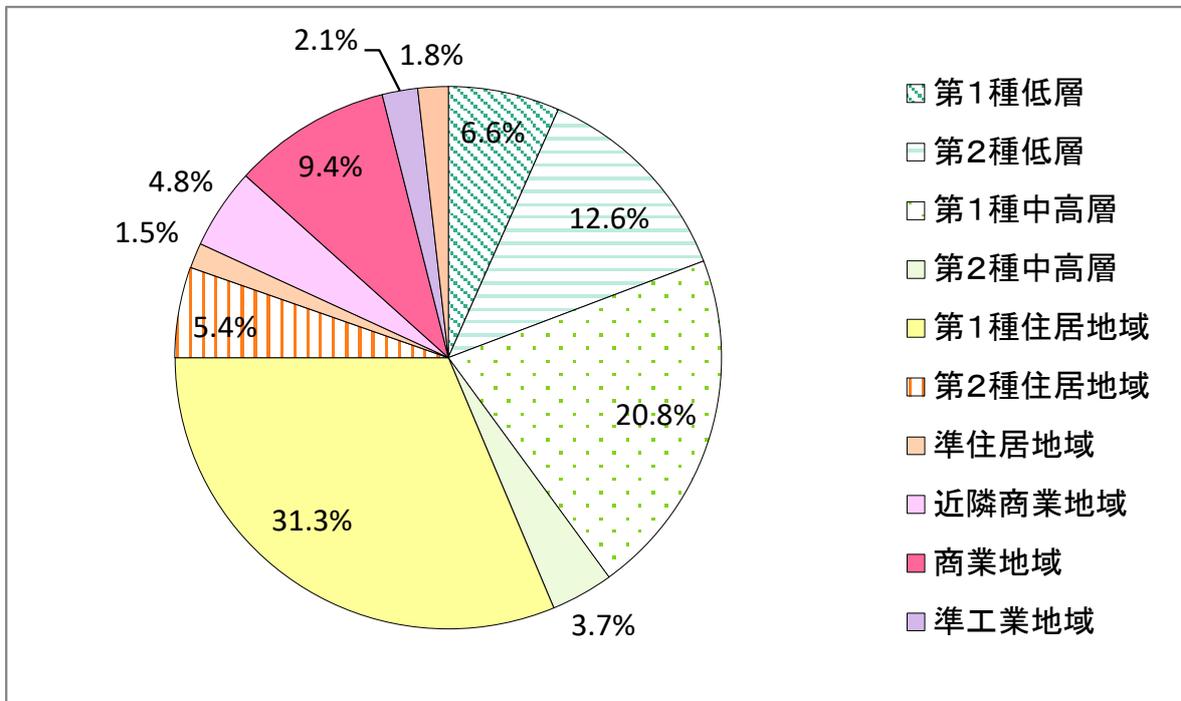


図 資料1-2-12 用途地域現況



## (2) 空家の状況

行橋市では、近年空家が増加しています。住宅土地統計調査によると、平成10年以降空家が増加し、平成20年から平成25年まで、増加率は低下しているものの空家数は増加しています。

全国的に空家は増加しており、この空家問題の解決策として、国は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、福岡県は「福岡県空家対策連絡協議会」を平成27年3月に設立し、空家等の対策を総合的に推進していくこととしています。

行橋市においても、平成29年に実態調査を行い、平成30年3月に「行橋市空家等対策計画」を策定し、対策に取り組んでいます。それに基づく調査によると、行橋市内では、用途地域東部の祇園町や、郊外の行事東町や沓尾地区、今井地区、道場寺本区で空家が20件以上と分布が偏っています。

空家増加の問題点として、防災性や防犯性の低下、衛生状態と景観の悪化があります。管理者がいない場合、ごみの不法投棄を原因とする衛生状態が悪化し、庭木等の手入れ不足により景観が悪化します。このような多岐にわたる問題について対策が必要とされています。

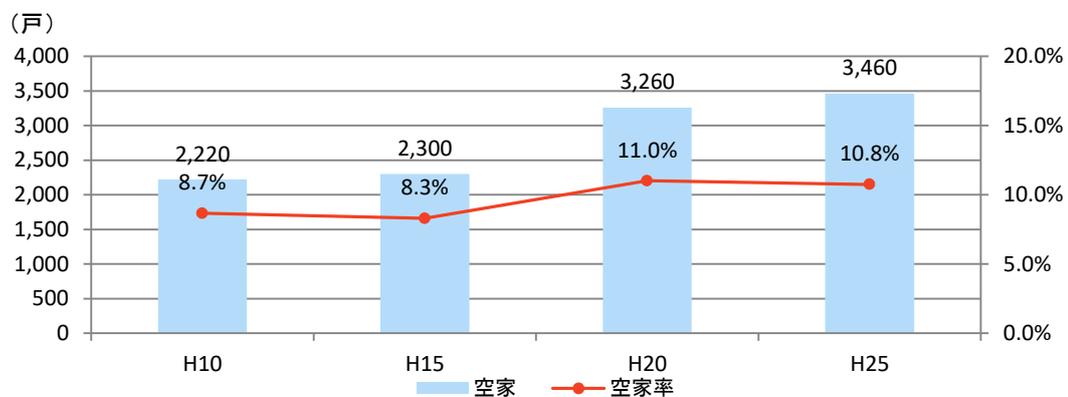


図 資料 1-2-14 行橋市の空家の推移 資料：住宅土地統計調査

※住宅土地統計調査における「空家」とは、「二次的住宅」「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「その他の住宅」をいう

### <参考> 空家の種類一覧

空家	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
	賃貸用の住宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅	
	売却用の住宅	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅	
	その他の住宅	上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など(注：空家の区分の判断が困難な住宅を含む。)	

資料：住宅土地統計調査

表 資料 1-2-7① 地区別空家件数

行橋校区		行橋南校区		行橋北校区		菟島校区	
区名	空家件数	区名	空家件数	区名	空家件数	区名	空家件数
大橋西町	0	祇園町	26	行事東町	30	菟島1区	8
大橋中町	0	植田町	0	行事本町	12	菟島2区	8
大橋東町	0	真降幣納	8	行事殿町	9	菟島3区	8
下正路	4	錦町	6	行事西町	1	菟島4区	4
前川	0	京都町	9	米町	0	菟島5区	10
新町	0	門樋上町	0	博多町	0	-	-
新地	0	門樋中町	0	緑町	5	-	-
亀川	0	門樋下町	7	行事新町	2	-	-
宮市	8	神田町	0	行事役町	2	-	-
西宮市二区	7	川島	8	花園町	18	-	-
西宮市三区	4	新生町	5	行事北町	1	-	-
西宮市四区	0	大和町	4	行事京町1区	0	-	-
西宮市五区	0	桜町	16	行事京町2区	3	-	-
古辺野	0	大道	7	行事京町3区	2	-	-
南本町	0	金剛丸	6	行事京町4区	0	-	-
魚町	0	明治町	1	行事京町6区	0	-	-
田町	0	大正町	5	行事宮前	0	-	-
川越	0	津田町	0	行事北団地	0	-	-
出店	5	若葉町	1	-	-	-	-
中島	0	-	-	-	-	-	-
計	28	計	109	計	85	計	38

資料：行橋市空家実態調査 H29

表 資料 1-2-7② 地区別空家件数

今元校区		仲津校区		泉校区		今川校区	
区名	空家件数	区名	空家件数	区名	空家件数	区名	空家件数
金屋	12	馬場	1	竹並	3	北大野井	11
文久	8	辻垣	6	福原	2	南大野井	3
真菰	13	高瀬一	0	西福原	0	宝山	7
津留	4	高瀬二	9	柳井田	0	寺畔	3
元永	12	道場寺本区	20	柳井田北	1	西寺畔	2
沓尾	34	道場寺西区	2	平島	5	流末	0
辰上	0	道場寺駅前1	10	平島東	5	東流末	6
辰下	2	道場寺駅前2	10	平島東1区	2	矢留	12
今井	22	道場寺駅前3	1	竹田	1	東矢留	2
今井団地	1	道場寺中央	0	小犬丸	0	豊栄	2
祇園団地	0	道場寺南部	6	羽根木東	2	天生田	11
-	-	道場寺東部	7	羽根木西	4	-	-
-	-	畠田西一区	10	崎野	0	-	-
-	-	畠田西二区	5	長江	4	-	-
-	-	畠田東	9	福富1区	0	-	-
-	-	松原	0	福富2区	14	-	-
-	-	稲童上	13	福富3区	0	-	-
-	-	稲童中	6	西福富	14	-	-
-	-	稲童下	12	草場	12	-	-
-	-	稲童出屋	0	八重洲町	5	-	-
-	-	稲童浜	0	八景山	0	-	-
-	-	長井一	6	-	-	-	-
-	-	長井二	2	-	-	-	-
-	-	長井三	0	-	-	-	-
-	-	東徳永一	6	-	-	-	-
-	-	東徳永二	1	-	-	-	-
-	-	東徳永	0	-	-	-	-
-	-	袋迫	0	-	-	-	-
-	-	鞍山	4	-	-	-	-
計	108	計	146	計	74	計	59

資料：行橋市空家実態調査 H29

表 資料 1-2-7③ 地区別空家件数

稗田校区		延永校区		樺市校区		< 全校区計 >	
区名	空家件数	区名	空家件数	区名	空家件数	校区名	空家件数
津積	7	長木	12	徳永	12	行橋	28
西谷	1	二塚一	5	福丸	5	行橋南	109
新所杉ノ木	1	二塚二	0	大行事	1	行橋北	85
大谷	4	二塚三	2	高来	1	葦島	38
上稗田	0	二塚四	0	入党一	1	今元	108
下稗田	16	吉国一	5	入党二	1	仲津	146
農進	0	吉国二	0	入党三	4	泉	74
前田	5	吉国三	7	鳥井原	1	今川	59
中川	7	延永	5	下崎	5	稗田	61
上検地	9	延永上	4	長尾	6	延永	97
下検地	4	草野	0	常松	1	樺市	39
検地	0	草野住宅	0	須磨園	1	<b>総計</b>	<b>844</b>
宮の杜	7	長音寺	3	福永	0		
-	-	上津熊	5	-	-		
-	-	中津熊一	7	-	-		
-	-	中津熊二	5	-	-		
-	-	中津熊三	4	-	-		
-	-	中津熊四	3	-	-		
-	-	中津熊五	2	-	-		
-	-	下津熊一	0	-	-		
-	-	下津熊二	4	-	-		
-	-	下津熊三	8	-	-		
-	-	塚田町	0	-	-		
-	-	前田ヶ丘	16	-	-		
<b>計</b>	<b>61</b>	<b>計</b>	<b>97</b>	<b>計</b>	<b>39</b>		

資料：行橋市空家実態調査 H29

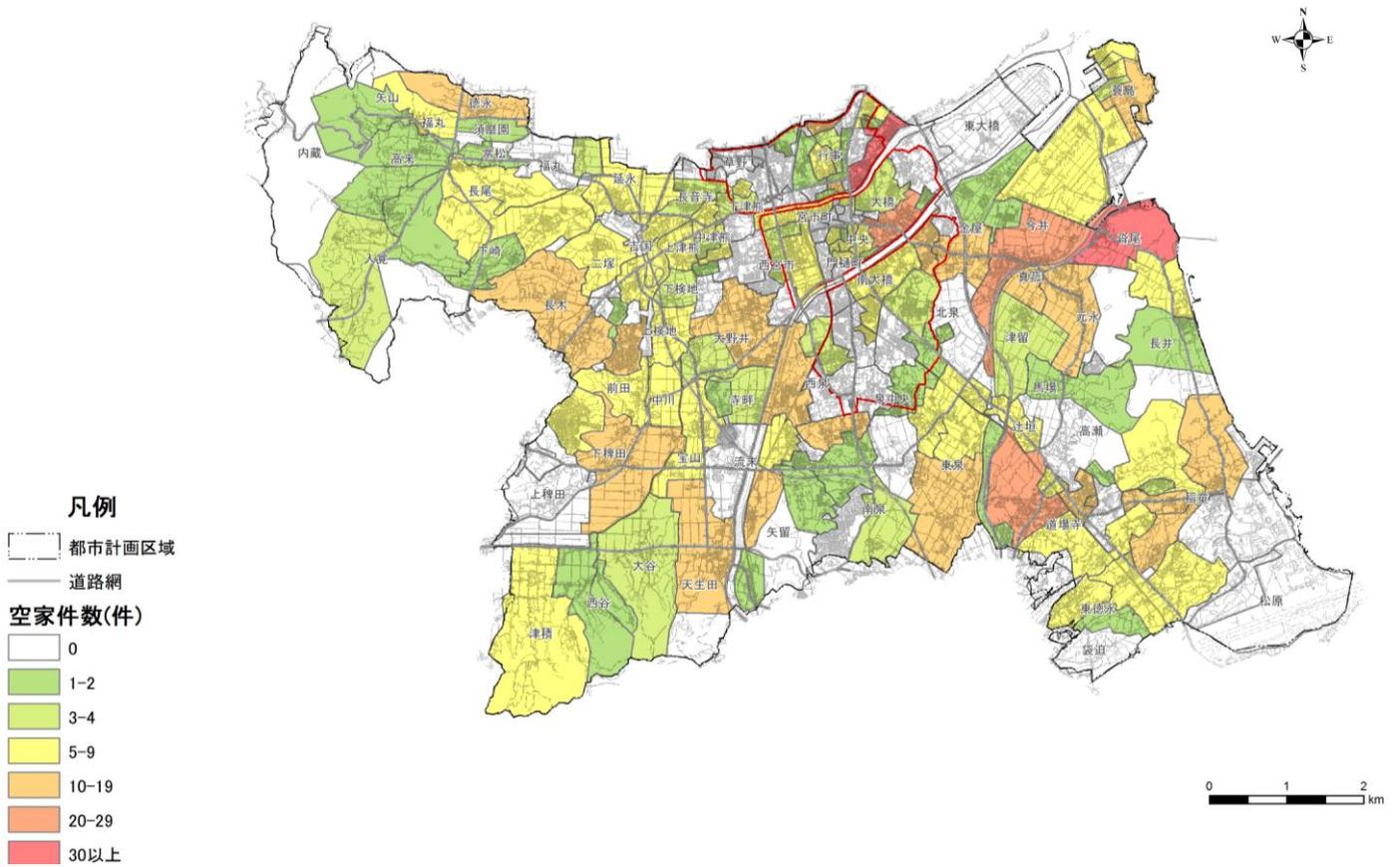


図 資料 1-2-15 行政区別空家の状況図

資料：行橋市空家実態調査 H29

※「行橋市空家実態調査」における「空家」とは、住宅土地統計調査により「その他の住宅」に分類されるものに関して現地調査を行ったものである。

### 3) 都市施設調査

#### (1) 交通

道路の状況は、国道が4路線、県道17路線（主要地方道5路線、一般県道12路線）、市道2,165路線（一級市道25路線、二級市道38路線、その他2,102路線）から構成されています。近年では、平成22年に国道10号バイパス4車線化、平成26年に東九州自動車道（椎田道路）、国道201号バイパスが開通し、広域的な道路交通網の充実が図られたところです。都市計画道路は、25路線、総延長49.5kmが都市計画決定されています。上記路線の開通等により整備率が向上しましたが、用途地域内には未整備の路線も多く残り、整備推進が求められます。

また、都市高速鉄道として九州旅客鉄道株式会社（JR九州）の日豊本線、平成筑豊鉄道株式会社の田川線が都市計画決定されており、整備済となっています。

表 資料 1-2-8 道路の状況（平成26年時点）

区分	路線名	路線数	市内実延長 (m)
国道	国道10号	—	9,748
	国道201号	—	5,810
	国道496号（県管理）	—	6,205
	東九州自動車道（椎田道路）	—	6,766
	国道計	4	28,529
県道	主要地方道計	5	4,1119
	一般県道計	12	31,260
市道	一級市道	25	36,547
	二級市道	38	44,989
	その他	2,102	484,475

資料：行橋市公共施設等総合管理計画 H29.3

表資料 1-2-9 都市計画道路の状況

路線数	総延長 (m)	改良済 (m)	既成済 (m)
25	49,470	2,280	3,370
比率 (%)	100.0	4.6	6.8

表資料 1-2-10 都市高速鉄道の状況

路線名称	総延長 (m)	始点	終点
九州旅客鉄道株式会社日豊本線	4,020m	行橋市 行事	行橋市 道場寺
平成筑豊鉄道株式会社田川線	4,240m	行橋市	田川市

表 資料 1-2-11 独立専用自歩道

項目	大新地 藪ノ下線	金屋 西泉線	サンデン11号線	計
総延長 (m)	6,621	4,838	29	11,488

(2) 上下水道・生活環境調査

上水道は、平成 28 年で行政区域内人口 72,960 人、給水人口 55,577 人で、普及率 76.2%となっています。平成 30 年 4 月に行橋市新水道ビジョンを策定し、普及率の向上を図っています。

下水道は、平成 23 年で排水区域の整備率が 51.5%、処理区域の整備率が 28.3%となっています。終末処理場 1 箇所を有し、処理区域の拡大に努めています。

表 資料 1-2-12 上水道の状況

年度	行政区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1 日平均給水量 (L/日)
平成 28 年	72,960	55,577	76.2	319

表 資料 1-2-13 下水道の状況

		計画	供用	整備率 (%)	
公共下水道	排水区域 (ha)	724	373	51.5	
	処理区域 (ha)	724	205	28.3	
	下水管渠 (m)	173,300	59,722	34.5	
	ポンプ場	箇所数	4	4	100.0
		面積 (㎡)	9,100	9,100	100.0
	処理場	箇所数	1	1	100.0
面積 (㎡)		68,500	68,500	100.0	
都市下水路	排水区域 (ha)	215	215	100.0	
	管渠延長 (m)	2,090	2,090	100.0	
	ポンプ場	箇所数	1	1	100.0
		面積 (㎡)	3,000	3,000	100.0

本市は、近年人口が微増していますが、可燃物、不燃物の収集量についてはおおむね横ばいで、浄化槽、下水道の普及に伴い、し尿の処理量は減少し、浄化槽汚泥の処理量は増加傾向にあります。現在、可燃物については、広域事業（清掃施設組合）として中継施設で前処理した上で、北九州市へ搬入し焼却処理を委託しています。不燃物は民間委託で、し尿と浄化槽汚泥については、し尿処理施設（音無苑）で最終処理を行っています。

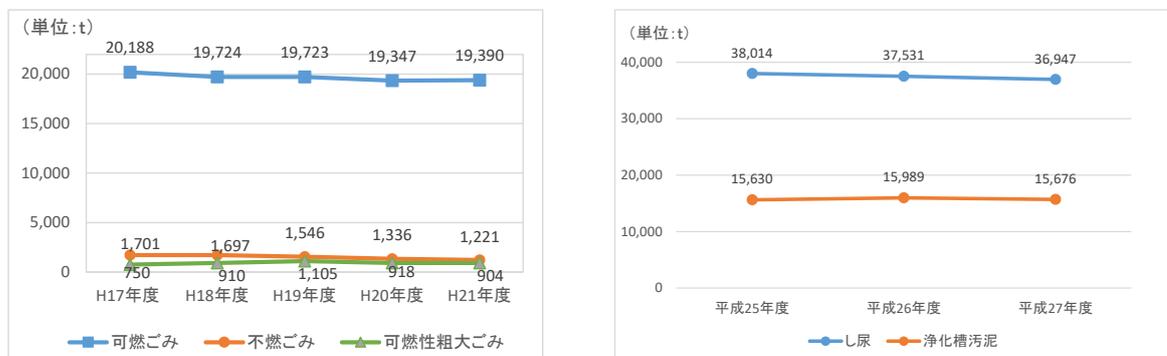


図 資料 1-2-16 ごみ処理・し尿処理量の推移

資料：行橋市統計情報 ごみ排出量の推移、し尿処理量の推移

### (3) 公共公益施設

教育施設は幼稚園が6施設、小学校が11施設、中学校が6施設、高等学校が2施設の合計25施設あります。平成29年の各児童・生徒数は、幼稚園が993人、小学校が3,901人、中学校が1,724人、高等学校が1,492人と合計8,110人となっていますが、近年少子化の進行にともない減少傾向にあります。また、各小学校校区(11校区)には、それぞれ公民館が設置されており、住民の身近な交流の場となっています。

その他、本市の主な公共公益施設としては、中山グラウンド、市民体育館、武道場、コスメイト行橋等が整備されています。

表 資料1-2-14 教育施設状況

区分	施設数	児童・生徒数(人)	校地面積(m <sup>2</sup> )	校舎延面積(m <sup>2</sup> )
幼稚園	6	993	—	—
小学校	11	3,901	197,000	53,925
中学校	6	1,724	144,000	35,787
高等学校	2	1,492	78,000	
合計	25	8,110	419,000	

資料：行橋市教育委員会 H30、行橋市公共施設等総合管理計画 H29.3

表 資料1-2-15 主な公共公益施設

用途分類	公共建築物名称	延床面積(m <sup>2</sup> )
スポーツ施設	行橋総合公園	6,716
	行橋市体育施設(市民体育館)	
	行橋市体育施設(弓道場)	
	行橋市体育施設(武道館)	
	行橋市体育施設(庭球場)	
	行橋市体育施設(多目的グラウンド)	
	行橋市体育施設(中山グラウンド)	
	新田原グラウンド 泉スポーツ広場	
文化施設	コスメイト行橋、長寿窯	8,002
	旧百三十銀行行橋支店(行橋赤レンガ館)	
	守田蓑洲旧居	
	行橋総合公園内文化財収納庫 東棟・西棟	
	文化財収納庫	
福祉施設	行橋市総合福祉センター(ウィズゆくはし)	5,066
	行橋市生きがい対策センター	

資料：行橋市教育委員会 H30、行橋市公共施設等総合管理計画 H29.3

(4) 宅地開発状況

近年の公的な宅地開発事業としては、以下が挙げられます。このほかに、都市計画法 29 条に基づく民間の開発行為が年数件程度行われています。

表 資料 1-2-16 宅地開発事業

番号	事業手法	事業箇所	事業主体	事業面積 (㎡)	事業期間	主な用途
1	土地区画整理事業	行橋駅西口地区	市	434,905.53	H4～H26	住商混在
2	公的住宅地造成	県営新地団地 2 棟 (5F)	県	6,686.14	H19～H21	住宅
3	公的住宅地造成	県営金屋団地	県	3,721.71	H22～H24	住宅
4	公的住宅地造成	市営行事北団地 行事保育園	市	14,118.54	H23～H24	住その他混在
5	工業団地造成事業	稲童工業団地	行橋市 土地開発公社	380,448.37	H2～H21	工業
6	公的住宅地造成	福岡県公営住宅 行事団地	県	3,292.99	H26～H28	住宅

資料：都市計画基礎調査 H27 (調書 H28.2)

## 1-3 その他の調査

### 1) 法規制

本市は、行政区域名積 7,006ha 全域が都市計画区域となっており、そのうち、668ha (約 9.5%) に用途地域の指定がなされています。なお、市街化区域・市街化調整区域の線引きはされていません。

用途地域を囲むように指定されている農業振興地域の面積は 4,634ha で市域の約 66.1% を占めており、うち農用地区域が 1,236ha (農業振興地域面積に対して 26.7%) となっています。

その他の法適用状況としては、地域森林計画対象民有林が、1,326ha、保安林が 269ha、自然公園地域が 759ha、うち自然公園法による特別地域(北九州国定公園)が 91ha となっています。

表 資料 1-3-1 法適用状況

区分	種別	面積 (ha)	備考
都市地域	行橋都市計画	7,006	都市計画法
	用途地域	668	都市計画法
農業地域	農業振興地域	4,634	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域農用地区域	1,236	農業振興地域の整備に関する法律
森林地域	地域森林計画対象民有林	1,326	森林法
	保安林区域	269	森林法
自然公園地域	筑豊県立自然公園	668	福岡県立自然公園条例
	北九州国定公園	91	自然公園法 (第 3 種特別地域)

資料：国土地理院

※地域森林計画対象民有林は図上計測



## 2) 防災調査

本市では、市民の生命や身体及び財産を災害から保護するために「行橋市地域防災計画」を策定し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧について定めています。このうち一般災害応急対策計画に、避難所として利用する施設を定めています。また、災害発生時において市民の自主的な避難行動を支援するため、ハザードマップを作成し公開しています。

表 資料 1-3-2 避難所として利用する施設

### ●一次・二次避難所一覧（緊急避難所兼用）

校区	避難所区分		避難所	所在地
	一次	二次		
行橋	■		行橋市中央公民館	大橋一丁目 9 番 26 号
		●	行橋小学校	大橋二丁目 17 番 1 号
		●	行橋中学校	南大橋一丁目 11 番 1 号
	■		行橋公民館	西宮市 2 丁目 1 番 7 号
		●	コスメイト行橋	中央 1 丁目 9 番 3 号
行橋南	■		行橋南公民館	南大橋二丁目 3 番 27 号
		●	行橋南小学校	南大橋二丁目 5 番 1 号
		●	行橋中学校	南大橋一丁目 11 番 1 号
行橋北	■		行橋北公民館	行事三丁目 17 番 50 号
		●	行橋北小学校	行事六丁目 20 番 1 号
蓑島	■		蓑島小学校	大字蓑島 841 番地 1
		●	行橋市民体育館	大字今井 3759 番地
今元	■		今元公民館	大字今井 2092 番地 1
	■		地域ケア複合センター	大字金屋 599 番地 1
	■	●	今元中学校	大字今井 896 番地 1
		●	今元小学校	大字元永 687 番地
中津	■		仲津公民館	大字道場寺 1517 番地 1
		●	仲津小学校	大字道場寺 1439 番地
泉	■		泉公民館	西泉四丁目 2 番 1 号
		●	泉小学校	泉中央四丁目 1 番 1 号
今川	■		今川公民館	大字寺畔 41 番地 2
		●	今川小学校	大字宝山 857 番地
稗田	■		稗田公民館	大字前田 352 番地 1
		●	稗田小学校	下稗田 967 番地
延永	■		延永公民館	大字上津熊 76 番地 1
	■		ウィズゆくはし	大字中津熊 501 番地
		●	延永小学校	大字上津熊 125 番地
椿市	■		椿市地域交流センター	大字長尾 518 番地 2
		●	椿市小学校	大字長尾 530 番地

●緊急避難所一覧

避難所名	住所
行橋市役所	中央一丁目1番1号
防災食育センター	東大橋六丁目8番1号
行橋市武道館	今井3770番地
行橋市研修センターゆくとピア	今井3758番地
仲津中学校	稲童3104番地
泉中学校	西泉五丁目7番1号
中京中学校	大字天生田545番地
長峡中学校	延永6番地
京都高等学校	南大橋四丁目5番1号
行橋高等学校	泉中央一丁目17番1号
県営住宅新地団地	東大橋五丁目
県営住宅大橋団地	南大橋一丁目
県営住宅豊団地	南大橋五丁目
県営住宅金屋団地	金屋446番地
市営住宅桜町団地	南大橋一丁目
市営住宅大橋団地	南大橋三丁目
市営住宅行事北団地	行事六丁目
市営住宅辰第二団地	金屋721番地3
福岡京築農業協同組合	西宮市五丁目11番1号
ゆめタウン行橋	西宮市三丁目8番1号
ゆめタウン南行橋	北泉三丁目3番3号
ベスト電器行橋店	門樋町8番1号
グッデイ行橋店	西泉六丁目1番1号
グラウンドハイツ辰山	金屋722番地30
シルバーメイト館西宮市	西宮市五丁目30番3号

一次避難所	発災前後より短期（1日～数日程度）の避難を想定する避難所	一次・二次避難所は、すべて緊急用避難所としても使用できる。
二次避難所	中長期（1週間以上）の避難を想定する避難所、あるいは多数の避難人員の発生が想定される場合に使用する避難所	
緊急避難所	浸水や津波等、切迫した災害の危険から逃れるため、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした避難所	

資料：行橋市 防災マップ

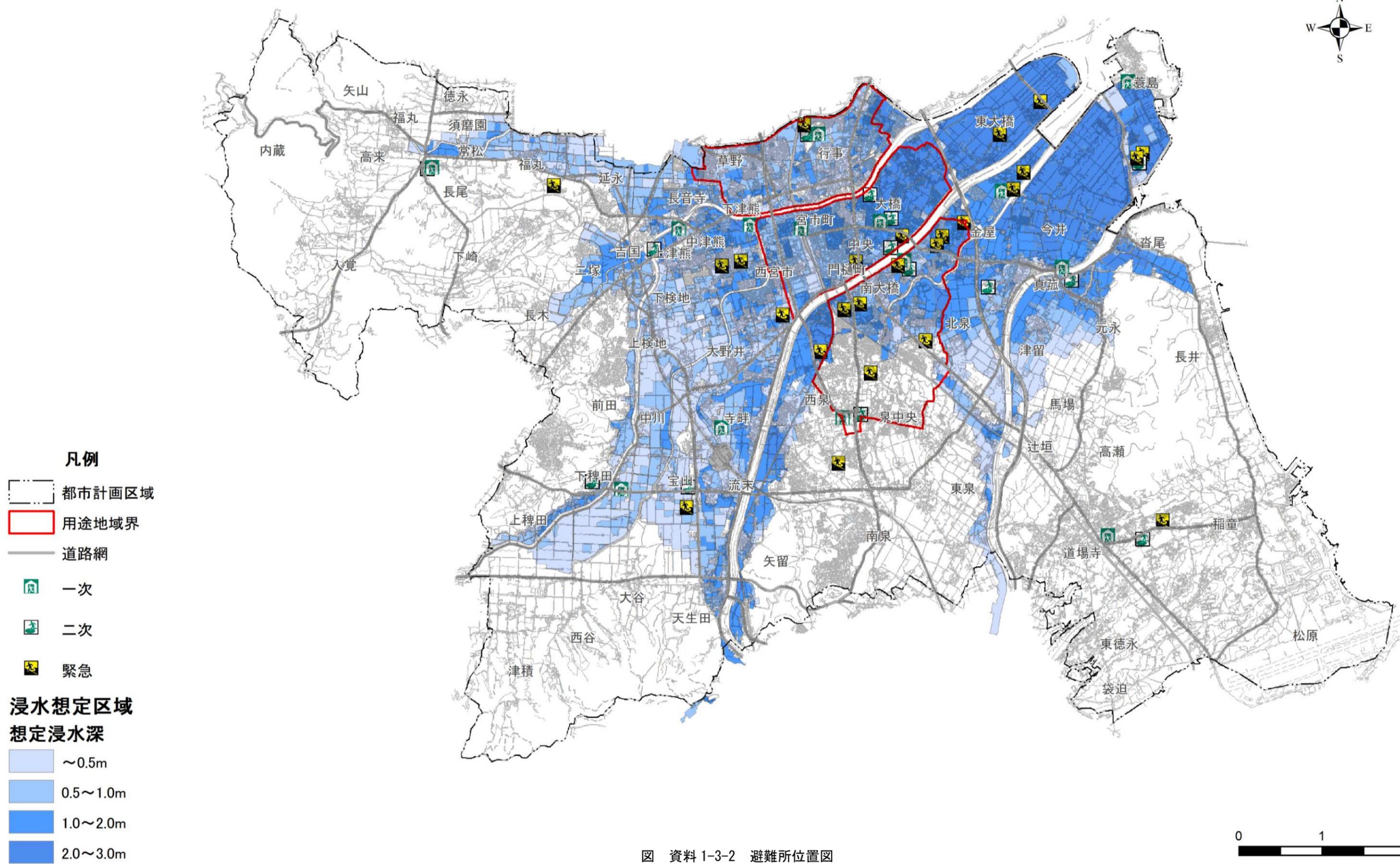


図 資料 1-3-2 避難所位置図

※想定浸水深：津波や風水害等により浸水した際の地面から水面までの高さ。本計画では風水害による想定浸水深を記載している。

### 3) 文化財

本市の指定文化財は、国指定4件、県指定9件、市指定21件です。その中には、無形文化財や埋蔵文化財が数多く含まれ、これらの遺産を損なうことなく保存する必要があります。

表 資料1-3-3 文化財一覧表

番号	指定	種別	名称	所在地	指定年月日
1	国	重要文化財 (考古資料)	福岡県稲童古墳群出土品	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成27年9月4日
2	国	重要無形民俗文化財	豊前神楽(稲童神楽) (今井神楽) (道場寺神楽) (元永神楽)	稲童 安浦神社 今井 熊野神社 道場寺 北山神社 元永 今井津須佐神社	平成29年4月15日
3	国	史跡	御所ヶ谷神籠石	津積 <市外> みやこ町勝山大久保、犀川木山	昭和28年11月14日 平成10年9月11日
4	国	史跡	福原長者原官衙遺跡	南泉一丁目142番3外	平成29年10月13日
5	県	有形(建造物)	旧百三十銀行 行橋支店	大橋三丁目7番14号	平成15年2月5日
6	県	有形(工芸)	梵鐘	今井1802 浄喜寺	昭和41年10月1日
7	県	有形(歴史資料)	仏山塾関連資料	大字上稗田553	昭和55年3月1日
8	県	有形(考古資料)	稲童古墳群第8・15・21号墳出土品	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成24年3月29日
9	県	無形民俗	今井祇園行事	今井・元永	昭和35年1月12日 昭和51年4月24日
10	県	無形民俗	下検地楽	下検地 王野八幡神社	昭和35年11月13日
11	県	史跡	ピワノクマ古墳	延永字ピワノクマ	昭和30年9月6日
12	県	史跡	仏山塾(水哉園)跡	上稗田553	昭和32年8月13日
13	県	天然記念物	御所ヶ谷のヒモヅル自生地	津積	平成24年3月26日
14	市	有形(建造物)	旧飴屋門	行事五丁目5番3号	平成13年10月1日
15	市	有形(絵画)	絹本着色親鸞聖人像 附 裏書	今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
16	市	有形(絵画)	絹本着色親鸞聖人絵伝	今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
17	市	有形(絵画)	紙本着色良慶上人像	今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
18	市	有形(彫刻)	木造八幡神坐像	神田町8番1号 正八幡神社	平成17年11月1日
19	市	有形(古文書)	国作手永大庄屋御用日記	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成19年8月10日
20	市	有形(歴史資料)	大橋村 行事村 宮市村見取図	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成17年11月1日
21	市	有形(考古資料)	馬場代2号墳出土品	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成30年7月4日
22	市	有形民俗	郡境標柱	大谷2133	昭和48年7月1日
23	市	有形民俗	郡境標柱	中央一丁目1番1号 行橋市役所駐車場	昭和48年7月1日
24	市	有形民俗	郡境標柱	中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	昭和48年7月1日
25	市	有形民俗	道路標柱	天生田	昭和48年7月1日
26	市	有形民俗	絵馬「張良吹簫散楚兵」	行事七丁目17番1号 正ノ宮正八幡神社	平成21年12月1日
27	市	無形民俗	蓑島百手祭	蓑島	昭和48年7月1日
28	市	無形民俗	入覚念仏楽	入覚	平成25年11月1日
29	市	史跡	隼人塚古墳	高瀬239	昭和48年7月1日
30	市	史跡	八雷古墳	長木758	昭和56年2月2日
31	市	史跡	椿市廃寺跡	福丸393ほか	昭和56年2月2日
32	市	史跡	稲童1号掩体壕	稲童1095-17ほか	平成14年12月2日
33	市	史跡	守田蓑洲旧居	沓尾181	平成20年8月1日
34	市	史跡	馬ヶ岳城跡	大谷897-1ほか	平成25年11月1日

(平成30年7月31日現在)

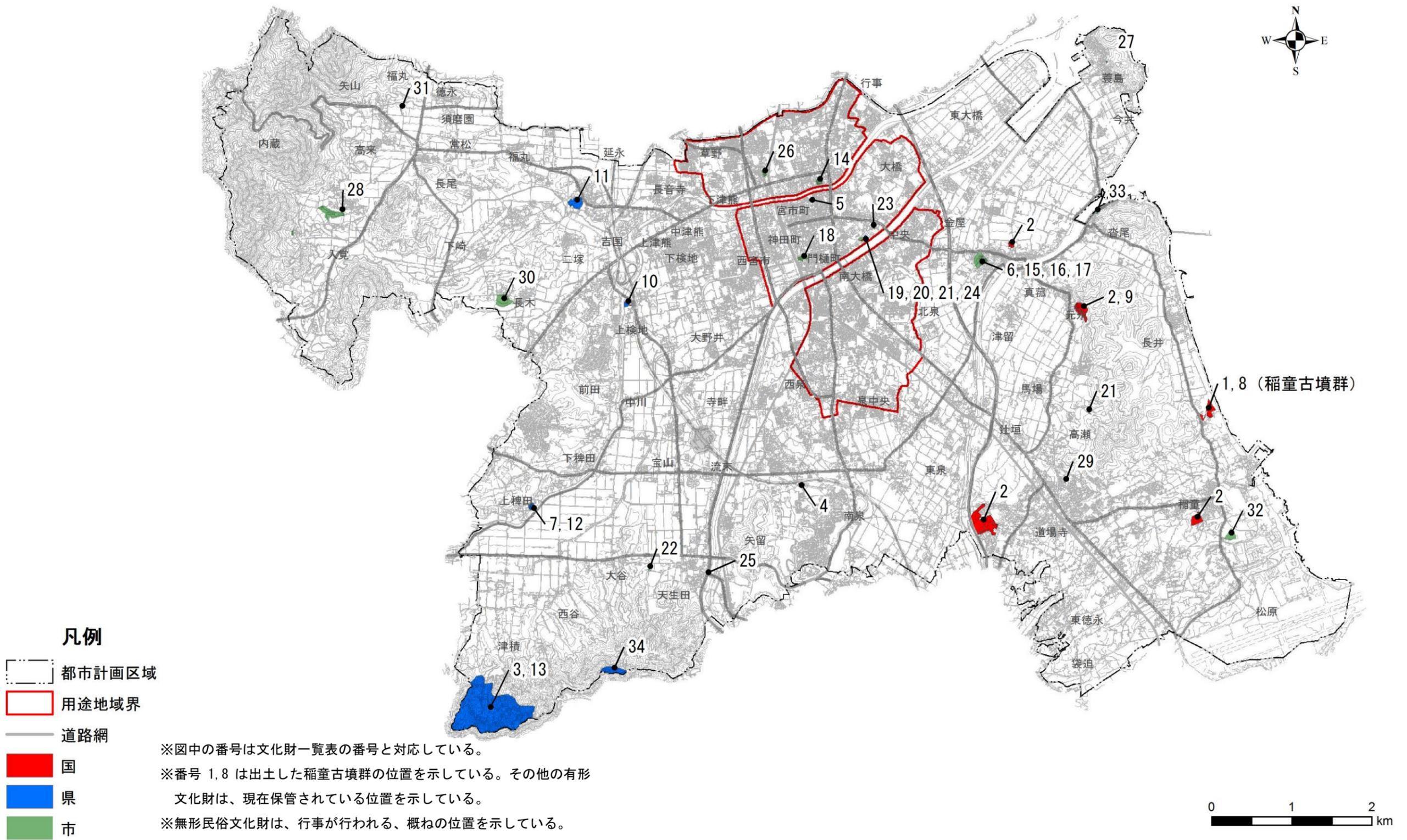


図 資料 1-3-3 文化財分布図

## 4) 市民アンケート調査

計画改定にあたり、緑の現状や将来について市民の意向を把握するため市民アンケートを実施しました。条件は以下のとおりです。

### <対象と方法>

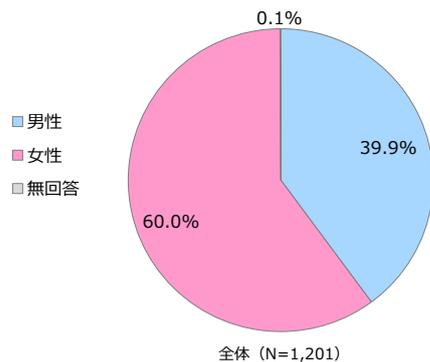
調査対象	行橋市在住の方
サンプル数	3,000人
抽出方法	18歳以上の男女を無作為に抽出
調査方法	郵送法（一部WEBアンケート）
調査期間	平成30年9月14日～平成30年9月27日

### <回収状況>

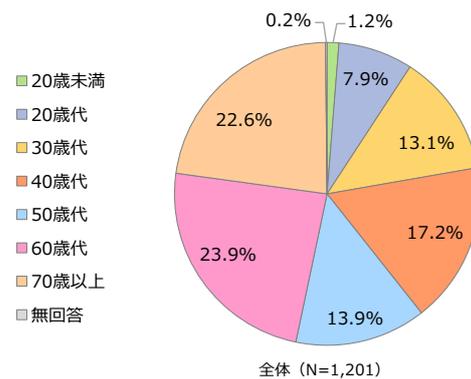
配布数	郵送：3,000票
回収数	郵送：1,101票/WEB：100票 合計：1,201票

### <回答者属性>

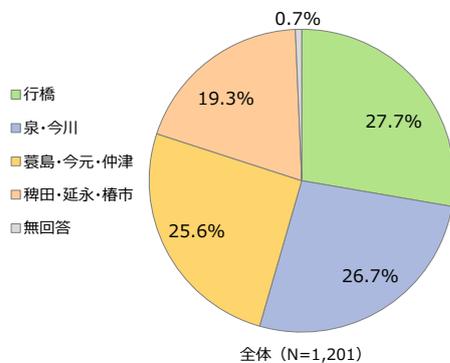
#### 1. 性別



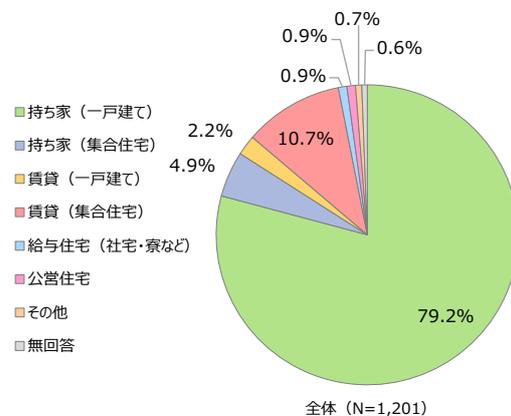
#### 2. 年齢



#### 3. 住んでいる行政区



#### 4. 住居形態

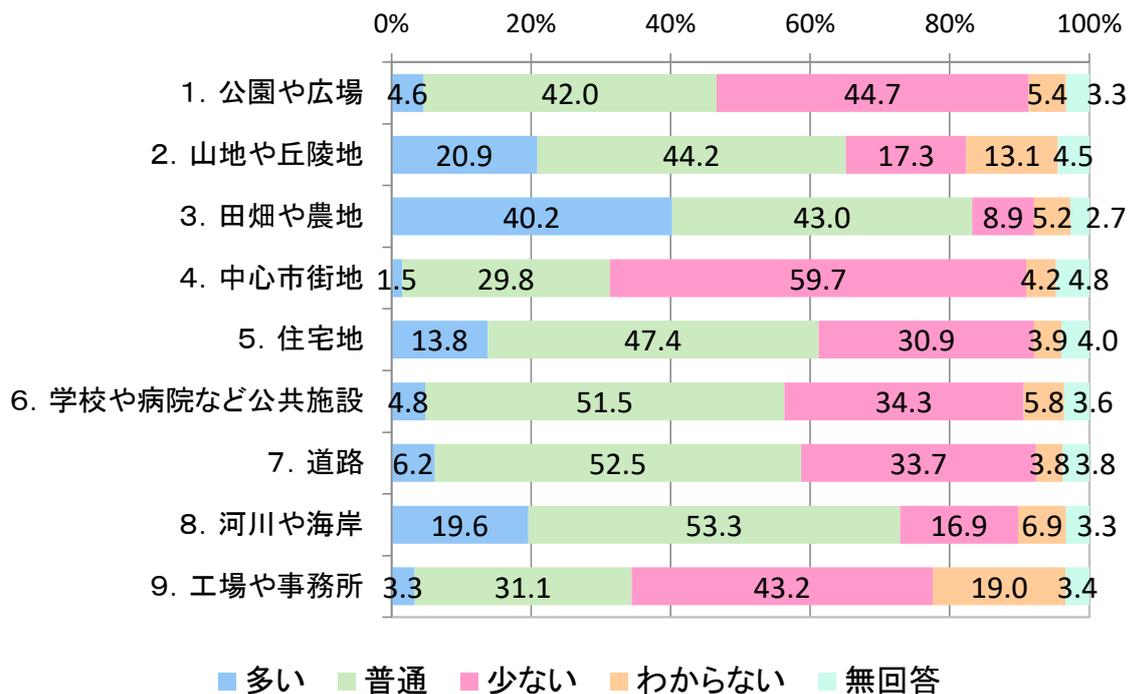


## (1) 調査結果

### ①エリアごとの緑の量について

- ・「田畑や農地」で多いという意見が目立つ。
- ・「中心市街地」や「公園や広場」、「工場や事務所」で少ないという意見が目立つ。

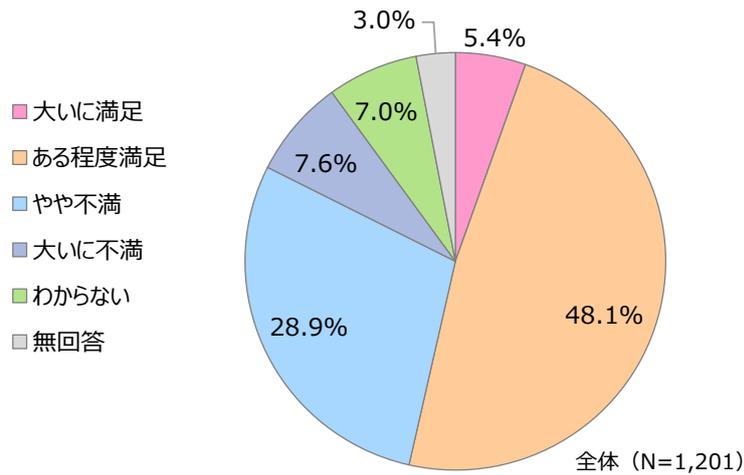
田畑や農地そのものが多いため、必然的に目にする機会が多いことが影響しているようです。一方、中心市街地や公園等については、緑が少ないと感じる方が多いようです。



②緑の量や質に対する満足度について

- ・半数以上が満足している。
- ・行橋地区では、満足度が低い。

半数以上の方が満足していますが、中心市街地である行橋地区では満足度が少し低くなっています。これは、開発に伴い緑が減少したことが影響していると思われます。平尾台や御所ヶ谷神籠石がある稗田・延永・椿市地区ではやや満足度が高くなっています。



(単位: %)

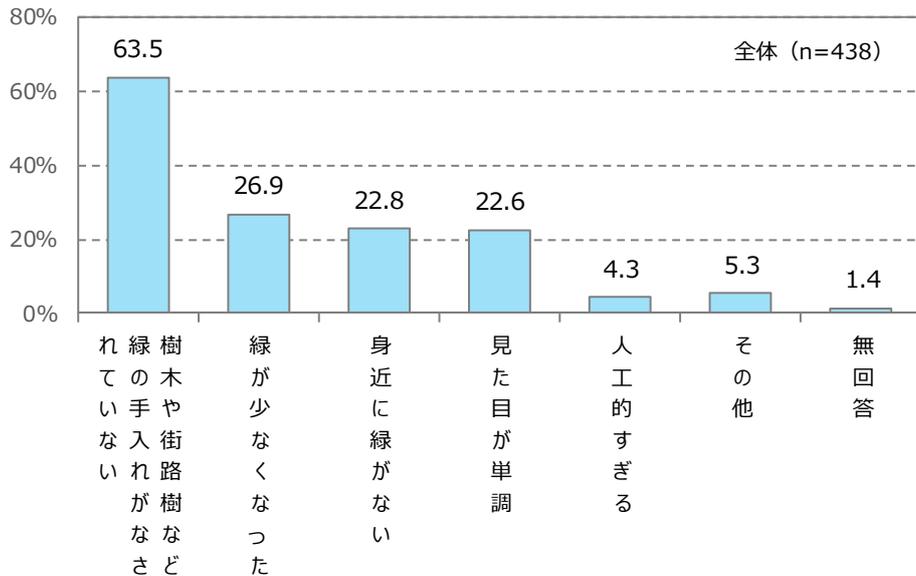
回答		サンプル数	大いに満足	ある程度満足	やや不満	大いに不満	わからない	無回答
全体		1,201	5.4	48.1	28.9	7.6	7.0	3.0
年齢別	20歳未満	15	-	80.0	6.7	-	13.3	-
	20歳代	95	8.4	51.6	25.3	7.4	6.3	1.1
	30歳代	157	5.7	43.9	29.3	7.6	10.2	3.2
	40歳代	206	5.8	52.4	25.2	7.3	7.8	1.5
	50歳代	167	3.6	49.1	33.5	9.0	3.0	1.8
	60歳代	287	5.9	48.4	29.3	6.6	6.3	3.5
	70歳以上	272	4.8	43.8	30.5	8.5	7.7	4.8
	無回答	2	-	-	50.0	-	-	50.0
行政区別	行橋	333	3.9	45.0	33.3	8.4	7.2	2.1
	泉・今川	321	5.9	45.2	32.4	7.5	6.5	2.5
	蓑島・今元・仲津	307	5.5	51.1	25.4	7.2	5.9	4.9
	稗田・延永・椿市	232	6.5	52.2	23.3	6.9	8.6	2.6
	無回答	8	12.5	62.5	-	12.5	12.5	-

全体より5%以上高い項目

③緑への不満点について

- ・「樹木や街路樹など緑の手入れがなされていない」という意見が多い。
- ・行橋地区では「身近に緑がない」という意見が目立つ。

不満点について、樹木や街路樹等の手入れ不足という意見が圧倒的に多く見られます。特に果樹園地帯を持つ菟島・今元・仲津地区で意見が目立ちます。緑がない、少なくなったという意見は、中心市街地である行橋地区で多く、菟島・今元・仲津地区では少なくなっています。また、20歳代から緑が少なくなったという意見が出ています。この20年で目に見える緑が減っているという体感と開発によって用途地域内の田畑が減少している状況とが一致しています。



(単位: %)

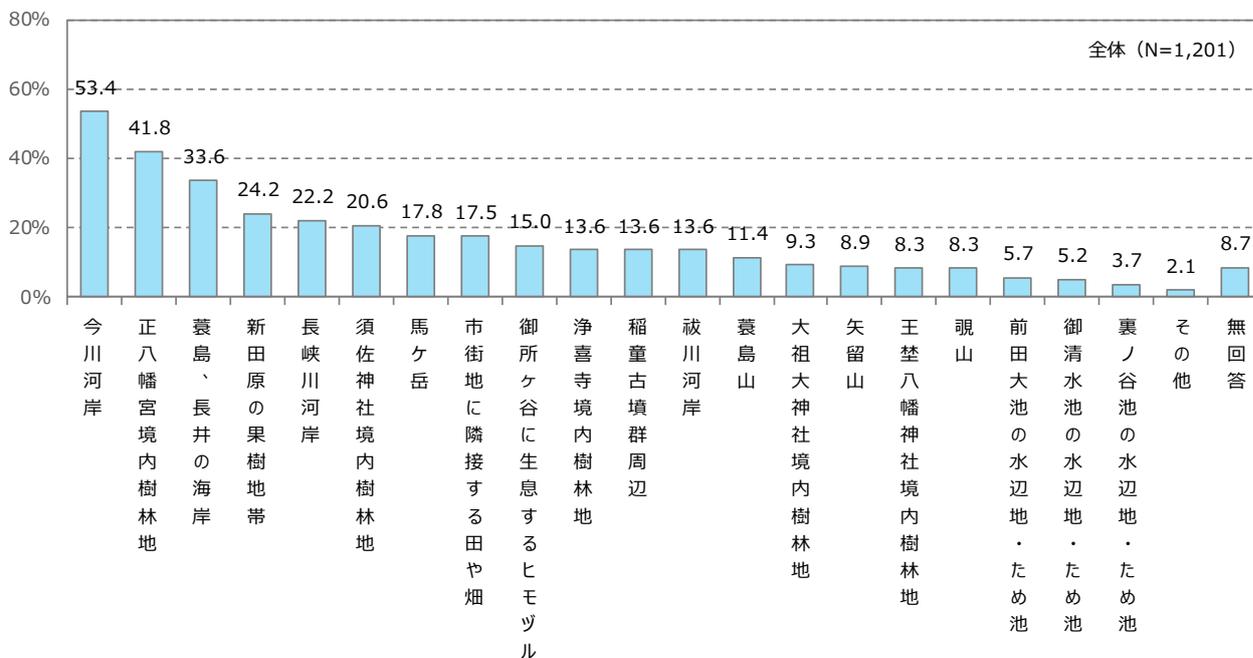
回答	サンプル数	緑の樹木や街路樹など 手入れがなされて緑	緑が少なくなった	身近に緑がない	見た目が単調	人工的すぎる	その他	無回答
全体	438	63.5	26.9	22.8	22.6	4.3	5.3	1.4
年齢別	20歳未満	1	-	100.0	-	-	-	-
	20歳代	31	58.1	41.9	38.7	25.8	12.9	6.5
	30歳代	58	67.2	15.5	36.2	19.0	3.4	6.9
	40歳代	67	67.2	17.9	34.3	20.9	1.5	3.0
	50歳代	71	57.7	31.0	18.3	22.5	7.0	5.6
	60歳代	103	66.0	35.9	10.7	23.3	2.9	7.8
	70歳以上	106	62.3	22.6	18.9	24.5	3.8	2.8
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	139	60.4	33.1	33.1	23.0	5.0	3.6
	泉・今川	128	60.9	22.7	22.7	25.0	2.3	5.5
	菟島・今元・仲津	100	75.0	19.0	13.0	19.0	6.0	6.0
	稗田・延永・椿市	70	57.1	34.3	17.1	22.9	4.3	7.1
	無回答	1	100.0	-	-	-	-	-

全体より5%以上高い項目

④守るべき必要があると考える緑について

・「今川河岸」、「正八幡宮境内樹林地」という意見が多い。

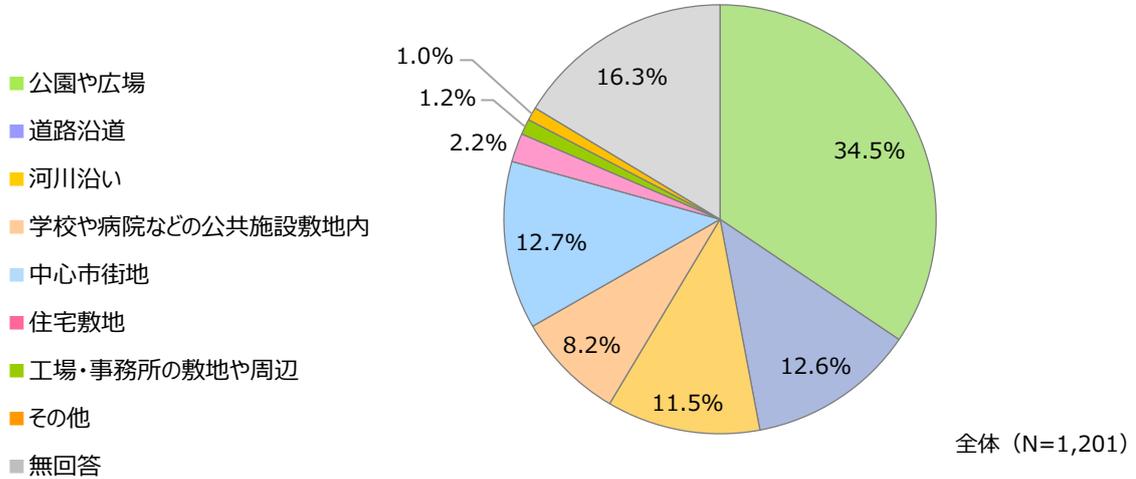
今川の河岸は河川敷の景観も含めて、市民にとって愛着あるものです。また、歴史ある神社、指定文化財、蓑島や長井の海岸等豊かな自然、これらは守っていくべきものです。



⑤増やすべき緑について

・「公園や広場」、「中心市街地」という意見が多い。

公園や広場という意見が多く、若年層でやや偏りが見られます。この偏りは子育て中の方々が影響しているのではないかと考えられます。その他、中心市街地や道路沿道に対する緑化希望が多くなっています。



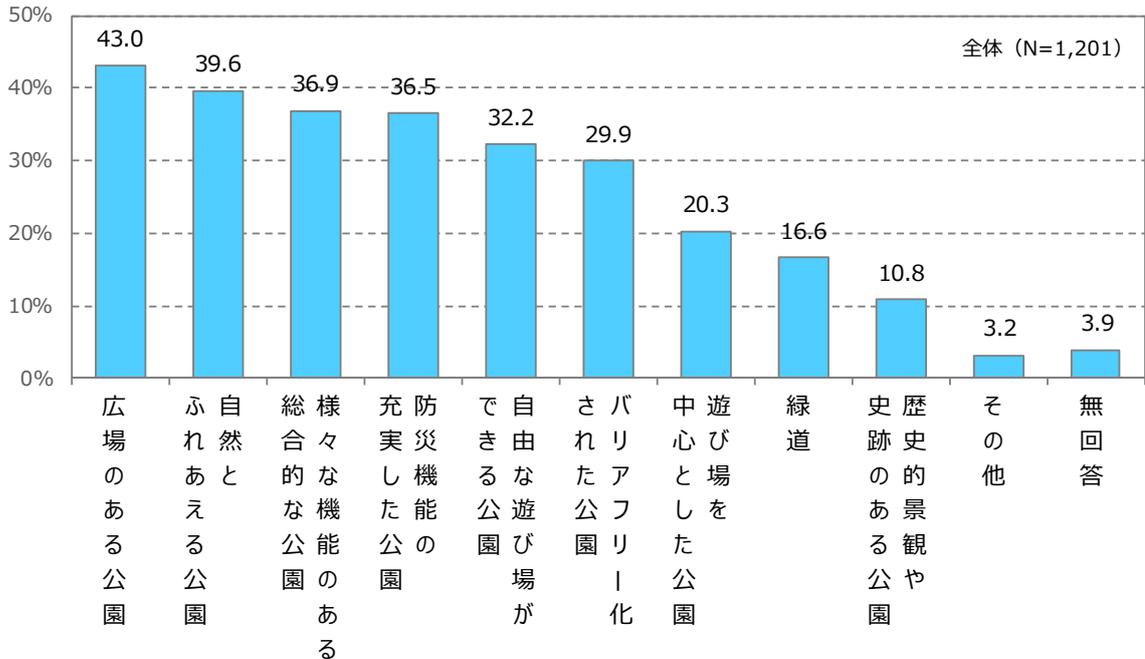
		(単位: %)									
回答	サンプル数	公園や広場	道路沿道	河川沿い	学校や病院などの公共施設敷地内	中心市街地	住宅敷地	工場・事務所の敷地や周辺	その他	無回答	
全体	1,201	34.5	12.6	11.5	8.2	12.7	2.2	1.2	1.0	16.3	
年齢別	20歳未満	15	33.3	13.3	6.7	13.3	33.3	-	-	-	
	20歳代	95	46.3	12.6	8.4	4.2	11.6	2.1	-	14.7	
	30歳代	157	54.8	3.8	4.5	12.7	8.9	1.9	0.6	11.5	
	40歳代	206	42.2	11.2	6.8	12.6	11.7	1.0	1.5	12.1	
	50歳代	167	28.7	12.6	12.6	5.4	16.8	0.6	2.4	20.4	
	60歳代	287	28.6	13.6	15.0	5.6	12.5	3.1	1.0	19.9	
	70歳以上	272	22.1	17.6	16.2	7.7	12.5	3.3	1.1	17.6	
	無回答	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	
行政区別	行橋	333	35.4	12.0	10.2	8.4	13.2	1.8	0.9	17.4	
	泉・今川	321	36.8	12.8	14.6	4.4	12.1	1.9	0.9	15.6	
	蓑島・今元・仲津	307	33.2	12.4	8.8	9.4	12.4	3.3	1.3	17.6	
	稗田・延永・椿市	232	31.0	13.8	12.5	11.2	12.9	1.7	1.7	14.2	
	無回答	8	50.0	-	12.5	12.5	12.5	-	-	12.5	

全体より5%以上高い項目

⑥整備すべき公園や緑地について

- ・芝生等、広々とした広場のある公園の希望が多い。
- ・高齢層で防災機能の充実した公園の希望が多い。

芝生広場や自然とふれあえる公園への希望が多く、特に中心市街地である行橋地区において多く見られます。若年層では、遊び場となる公園への希望が多く、高齢層では、防災機能の充実した公園への希望が多く見られます。また、バリアフリー化された公園をという希望も多く、安心や安全、利用しやすさに配慮した整備が求められています。



(単位: %)

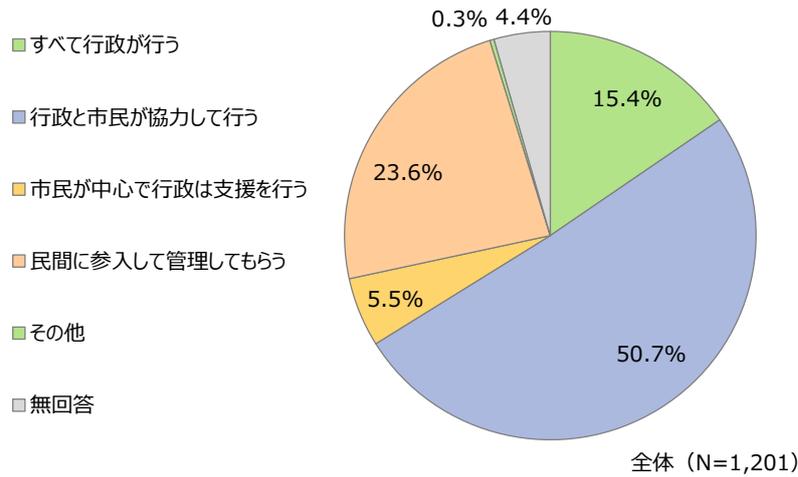
回答	サンプル数	広場のある公園	自然とふれあえる公園	総合的な機能のある公園	公園バリアフリー化	防災機能の充実した公園	自由な遊び場ができる公園	公園バリアフリー化された公園	遊び場を中心とした公園	緑道	歴史的景観や史跡のある公園	その他	無回答
全体	1,201	43.0	39.6	36.9	36.5	32.2	29.9	20.3	16.6	10.8	3.2	3.9	
年齢別	20歳未満	15	46.7	20.0	53.3	20.0	40.0	13.3	20.0	13.3	6.7	-	13.3
	20歳代	95	50.5	37.9	37.9	26.3	48.4	23.2	30.5	17.9	8.4	3.2	4.2
	30歳代	157	55.4	40.8	50.3	22.9	47.1	27.4	48.4	14.6	5.7	2.5	0.6
	40歳代	206	44.2	36.9	46.1	30.1	39.8	30.6	23.8	21.4	10.2	5.3	1.0
	50歳代	167	40.1	47.3	32.9	38.9	26.9	37.7	14.4	19.2	7.8	6.0	3.0
	60歳代	287	42.2	43.6	35.9	45.3	28.2	30.7	11.5	15.0	13.2	2.8	3.5
	70歳以上	272	34.6	33.8	24.3	42.6	18.8	28.3	11.0	14.0	14.3	1.1	8.5
	無回答	2	50.0	-	50.0	50.0	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
行政区別	行橋	333	49.2	41.1	37.2	37.8	31.8	28.8	21.3	20.4	11.1	3.6	3.0
	泉・今川	321	43.6	40.8	39.6	35.2	35.2	29.0	19.0	15.3	10.0	2.5	3.1
	葦島・今元・仲津	307	36.8	38.4	36.5	40.1	28.3	32.6	17.3	12.4	13.7	5.2	4.6
	稗田・延永・樺市	232	40.9	37.1	33.2	32.3	34.5	30.2	24.1	19.0	8.2	1.3	5.2
	無回答	8	50.0	37.5	37.5	12.5	12.5	-	37.5	-	-	-	12.5

全体より5%以上高い項目

⑦公園の維持管理について

- ・「行政と市民が協力して行う」という意見が多い。
- ・若年層では「民間に参入して管理してもらおう」という意見が多い。

公園の維持管理方法について、「行政と市民が協力して行う」が半数を超えています。年齢別に見ると「民間に参入して管理してもらおう」が「30歳代」で多くなっています。



(単位: %)

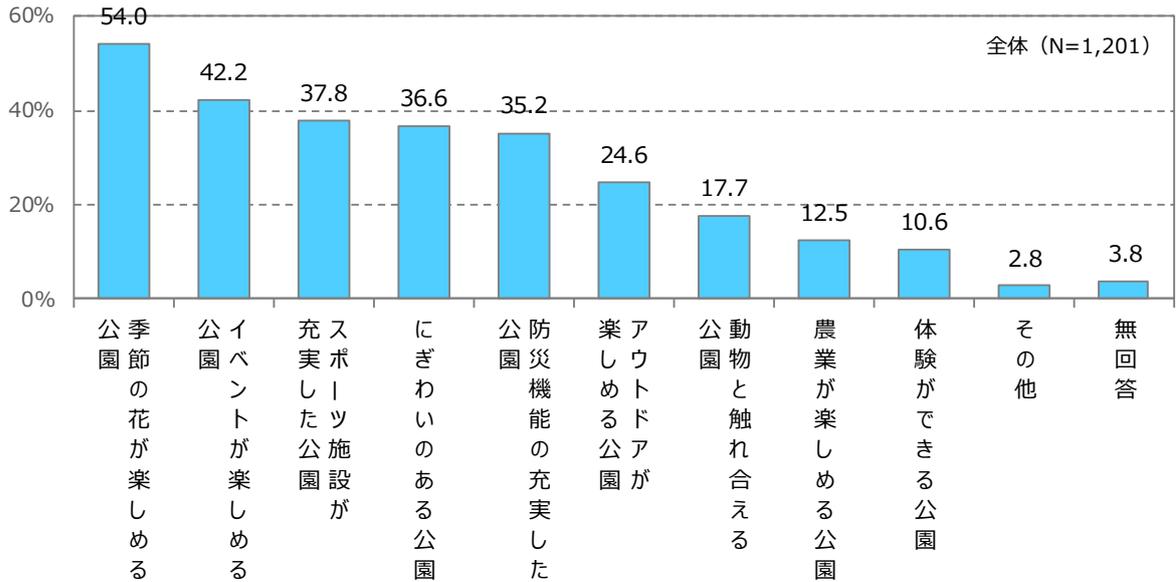
回答	サンプル数	すべて行政が行う	行政と市民が協力して行う	市民が中心で行政は支援を行う	民間に参入して管理してもらおう	その他	無回答
全体	1,201	5.5	50.7	23.6	15.4	4.4	0.3
年齢別	20歳未満	15	6.7	66.7	13.3	-	13.3
	20歳代	95	17.9	45.3	9.5	25.3	2.1
	30歳代	157	22.9	36.3	6.4	32.5	1.9
	40歳代	206	21.8	46.6	2.9	26.7	1.0
	50歳代	167	13.2	52.7	2.4	26.9	4.2
	60歳代	287	11.1	55.7	5.2	23.3	4.5
	70歳以上	272	11.8	56.3	7.4	15.4	8.8
	無回答	2	-	100.0	-	-	-
行政区別	行橋	333	13.8	49.5	5.7	25.5	5.1
	泉・今川	321	14.3	52.3	5.9	25.2	1.9
	蓑島・今元・仲津	307	17.3	49.8	5.5	21.5	5.2
	稗田・延永・椿市	232	15.9	52.6	4.3	21.6	5.6
	無回答	8	37.5	12.5	12.5	25.0	12.5

全体より5%以上高い項目

⑧どのような公園を希望するか

- ・「季節の花が楽しめる公園」「イベントが楽しめる公園」の希望が多い。
- ・若年層で「キャンプやBBQ、アウトドアが楽しめる公園」の希望が多い。
- ・高齢層で「季節の花が楽しめる公園」の希望が多い。

季節の移り変わりを感じることでできる情緒的な公園、イベント等を催すことができる賑わいにあふれた公園、運動に適した公園、防災を意識した安心さを求めた公園と様々な要望がありました。年齢層ごとに偏りが見られますが、加味した上で公園をつくる場所や機能性を考えた公園整備を行なっていく必要があります。



(単位: %)

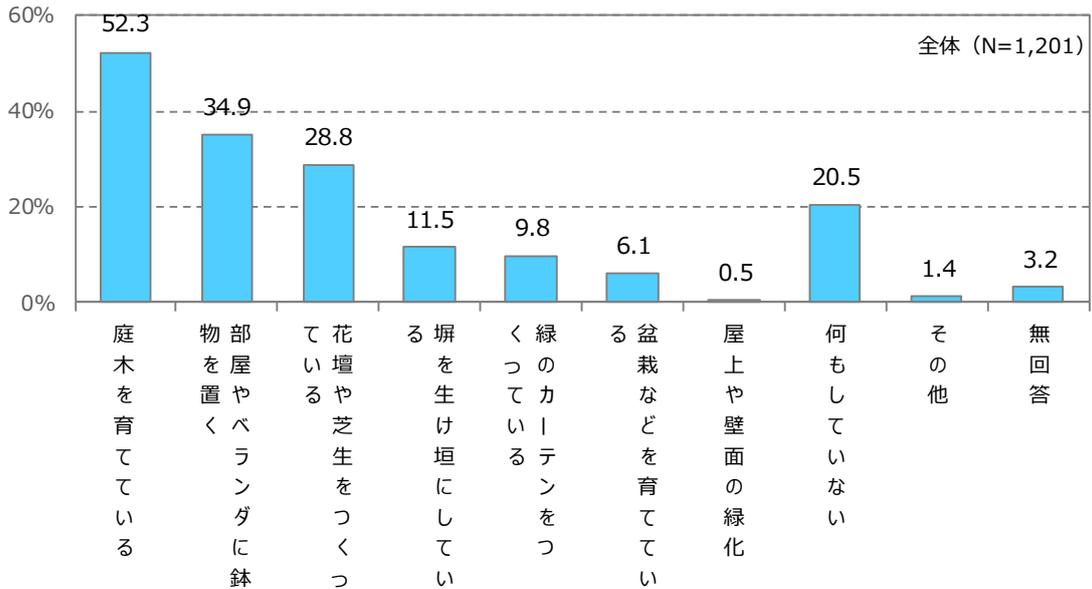
回答	サンプル数	季節の花が楽しめる公園	イベントが楽しめる公園	スポーツ施設が充実した公園	にぎわいのある公園	防災機能の充実した公園	アウトドアが楽しめる公園	動物と触れ合える公園	農業が楽しめる公園	体験ができる公園	その他	無回答	
全体	1,201	54.0	42.2	37.8	36.6	35.2	24.6	17.7	12.5	10.6	2.8	3.8	
年齢別	20歳未満	15	33.3	20.0	46.7	40.0	33.3	46.7	13.3	33.3	20.0	-	13.3
	20歳代	95	43.2	42.1	43.2	37.9	29.5	36.8	29.5	20.0	8.4	2.1	4.2
	30歳代	157	44.6	56.7	41.4	42.0	22.9	43.9	28.0	26.1	16.6	2.5	-
	40歳代	206	47.6	44.2	48.1	43.7	35.9	30.6	23.8	13.6	12.1	2.9	1.0
	50歳代	167	50.3	41.9	44.9	43.7	37.1	24.0	18.0	9.0	11.4	2.4	4.2
	60歳代	287	62.7	41.8	37.6	34.1	36.9	19.5	11.8	8.4	10.1	2.8	3.1
	70歳以上	272	62.1	34.2	21.3	25.7	41.2	9.6	9.6	6.6	6.3	3.7	8.1
	無回答	2	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	333	55.6	44.7	35.7	38.4	35.1	27.9	18.6	15.0	11.7	3.3	2.7
	泉・今川	321	50.8	43.3	40.2	35.5	38.3	27.1	17.4	13.1	11.5	2.5	3.1
	葦島・今元・仲津	307	58.0	41.7	38.1	34.9	38.1	20.5	18.2	9.4	7.5	2.6	3.9
	稗田・延永・樺市	232	51.3	37.1	37.5	38.4	28.0	21.6	16.8	12.5	11.6	3.0	6.0
	無回答	8	50.0	62.5	25.0	12.5	12.5	37.5	-	-	12.5	-	12.5

全体より5%以上高い項目

⑨緑を育てるために行っていること

- ・「庭木を育てている」等、自宅内での活動が多い。
- ・若年層は「何もしていない」が多い。

地区別にみると郊外に住んでいる方々が、庭木や花壇等で緑を育てています。これは、郊外に一戸建てが多いという居住形態の影響によるものと思われます。しかし、部屋やベランダに鉢物を置く方も多く、自宅で緑を育てる活動自体が多いことが分かります。また、何もしていないという若年層が目立ちます。



(単位: %)

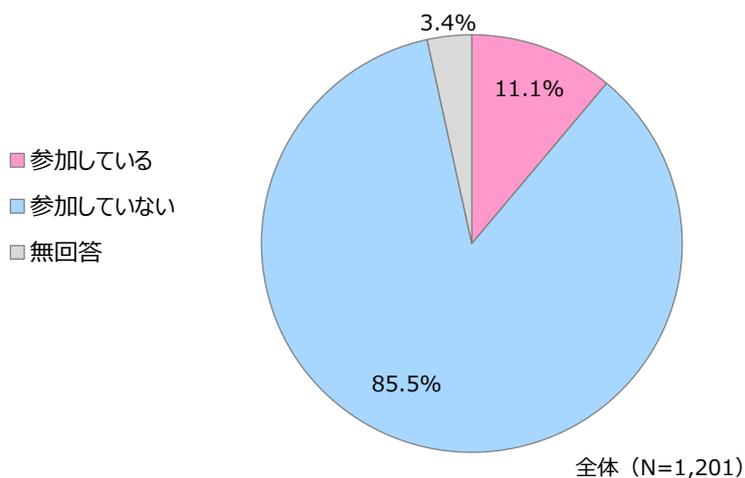
回答	サンプル数	庭木を育てている	部屋やベランダに鉢物を置く	花壇や芝生をつくる	塀を生け垣にしている	緑のカーテンをつくる	盆栽などを育てている	屋上や壁面の緑化	何もしていない	その他	無回答
全体	1,201	52.3	34.9	28.8	11.5	9.8	6.1	0.5	20.5	1.4	3.2
年齢別	20歳未満	15	13.3	6.7	20.0	6.7	-	-	46.7	-	13.3
	20歳代	95	25.3	35.8	13.7	2.1	8.4	1.1	42.1	-	2.1
	30歳代	157	26.1	31.2	22.3	4.5	3.2	1.3	42.7	1.3	-
	40歳代	206	42.7	35.4	24.3	4.9	5.3	1.5	29.6	1.9	1.0
	50歳代	167	55.1	41.3	43.1	18.0	4.2	3.6	15.0	2.4	3.0
	60歳代	287	68.6	34.8	32.8	15.7	16.7	9.1	8.4	1.7	3.8
	70歳以上	272	66.9	33.8	28.3	15.8	14.3	12.9	8.1	0.7	5.9
	無回答	2	100.0	50.0	100.0	-	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	333	39.0	39.3	19.8	4.5	10.2	4.8	24.3	1.5	3.0
	泉・今川	321	54.2	37.4	35.5	14.6	9.7	5.6	18.1	1.2	2.5
	菟島・今元・仲津	307	59.0	32.2	30.0	12.4	10.7	8.1	18.9	1.3	3.3
	稗田・延永・椿市	232	60.8	29.7	31.9	15.9	8.6	6.0	19.0	1.7	3.9
	無回答	8	25.0	-	-	12.5	-	-	62.5	-	12.5

全体より5%以上高い項目

⑩緑のまちづくり活動への参加状況

- ・ほとんど参加していない。
- ・特に若年層で「参加していない」が多い。

「参加していない」がほぼ9割を占め、ほとんどの方が参加していないことが分かります。年齢別に見ると、20歳代から40歳代は「参加していない」が9割以上を占め、居住地別に見ると、泉・今川地区では「参加していない」が9割以上を占めています。



(単位: %)

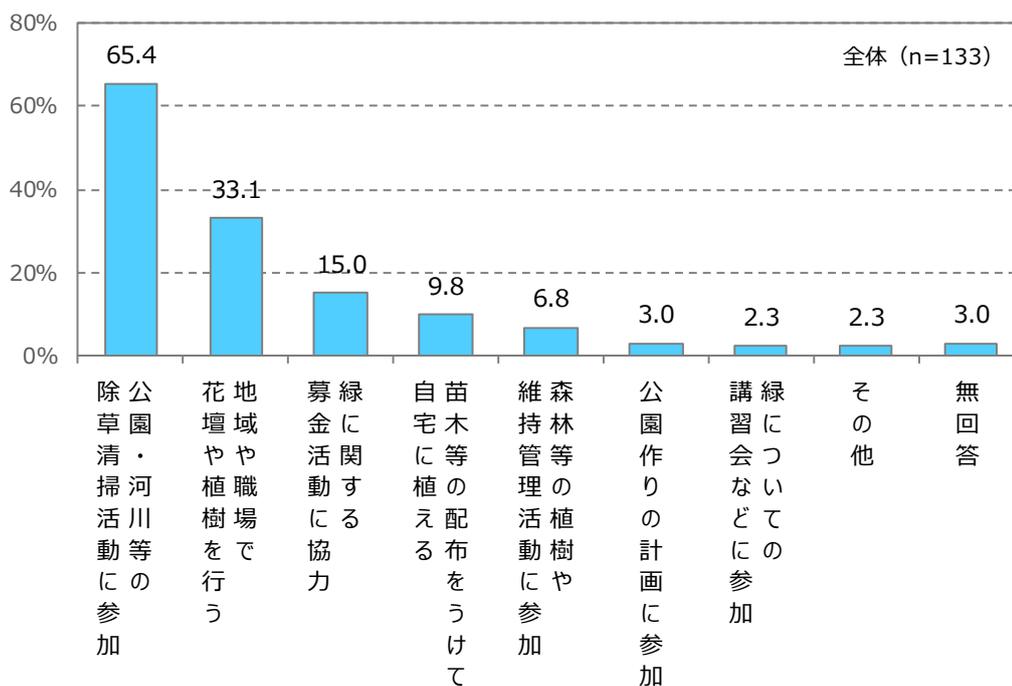
回答		サンプル数	参加している	参加していない	無回答
全体		1,201	11.1	85.5	3.4
年齢別	20歳未満	15	6.7	80.0	13.3
	20歳代	95	3.2	94.7	2.1
	30歳代	157	5.7	93.6	0.6
	40歳代	206	5.3	93.2	1.5
	50歳代	167	12.0	86.2	1.8
	60歳代	287	16.7	79.4	3.8
	70歳以上	272	14.7	78.3	7.0
	無回答	2	50.0	50.0	-
行政区別	行橋	333	9.9	86.2	3.9
	泉・今川	321	7.2	91.0	1.9
	葭島・今元・仲津	307	13.0	83.1	3.9
	稗田・延永・椿市	232	15.5	80.6	3.9
	無回答	8	12.5	75.0	12.5

全体より5%以上高い項目

⑪参加している活動内容

- ・「公園・河川等の除草清掃活動」をしている方が多い。
- ・「50歳代」で「地域や職場で花壇や植樹を行う」方が多い。

緑のまちづくり活動者の半数以上の方が、除草作業や清掃活動をしています。中心市街地などの地区の方もどの年齢層の方もほぼ半数が参加しており、美化や景観に対して意欲や関心が高いことがわかります。また、地域や職場等で行なう活動、募金活動等において、50歳代の方が多く参加しています。



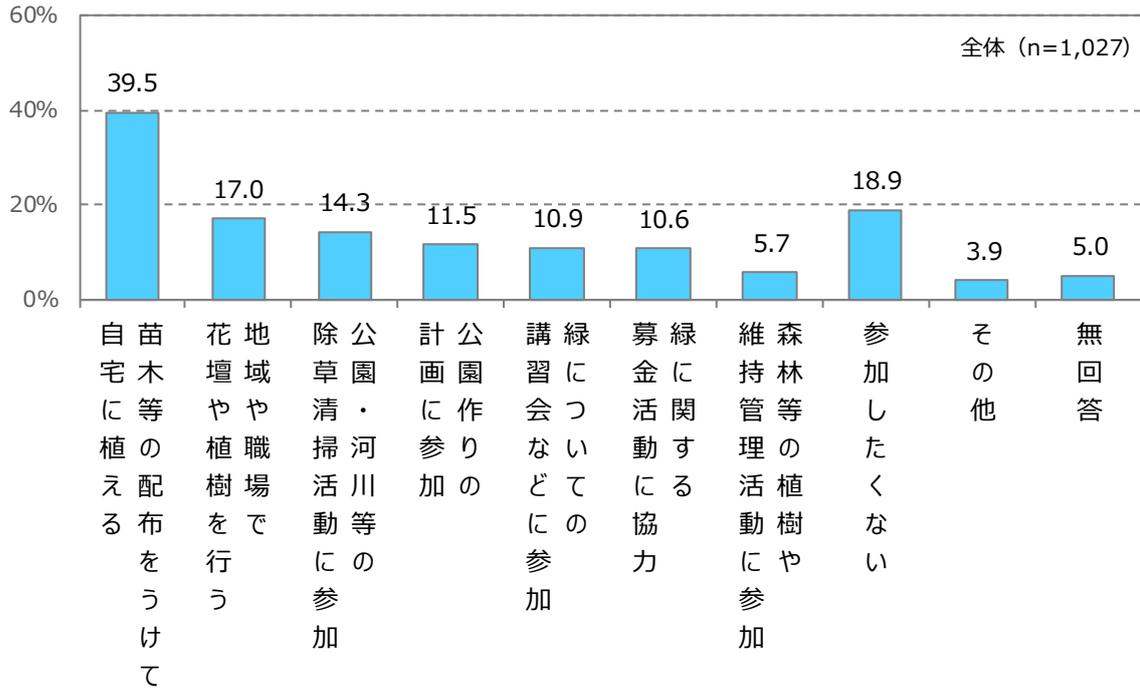
(単位: %)

回答	サンプル数	除草・清掃活動等の参加	花壇や植樹を行う	募金活動に協力	苗木等の配布をうける	森林等の植樹に参加	公園作りの計画に参加	講習会などの参加	その他	無回答
全体	133	65.4	33.1	15.0	9.8	6.8	3.0	2.3	2.3	3.0
年齢別	20歳未満	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	20歳代	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	9	66.7	33.3	-	-	-	-	-	11.1
	40歳代	11	45.5	27.3	27.3	27.3	-	9.1	-	-
	50歳代	20	60.0	40.0	25.0	5.0	-	-	-	-
	60歳代	48	68.8	29.2	12.5	8.3	6.3	4.2	2.1	4.2
	70歳以上	40	67.5	37.5	15.0	12.5	12.5	2.5	5.0	2.5
	無回答	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	33	72.7	18.2	6.1	-	3.0	3.0	3.0	9.1
	泉・今川	23	56.5	43.5	8.7	13.0	-	8.7	4.3	4.3
	菟島・今元・仲津	40	65.0	35.0	25.0	7.5	12.5	-	-	2.5
	稗田・延永・椿市	36	66.7	38.9	16.7	16.7	8.3	2.8	2.8	2.8
	無回答	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-

⑫参加してみたい活動

- ・「苗木等の配布をうけて自宅に植える」活動の希望が多い。
- ・若年層で「参加したくない」という回答が多い。

地域や職場等、他者とともに活動することよりも、個人で気軽にかつ直接的に参加できる活動に対して関心を持つ方が多いです。地域の清掃活動等については、協働の観点から見ても望ましい活動です。活動自体参加したくないという若年層にどう興味を持ってもらえるか、取り組んでいく必要があります。



(単位: %)

回答	サンプル数	自宅等に配布をうけて苗木の植える	地域や職場での植樹を行う	公園・河川等の清掃活動に参加	公園作りの参加	講習会などへの参加	緑化活動に関する協力	森林等の植樹や維持管理活動に参加	参加したくない	その他	無回答
全体	1,027	39.5	17.0	14.3	11.5	10.9	10.6	5.7	18.9	3.9	5.0
年齢別	20歳未満	12	50.0	8.3	-	8.3	-	8.3	33.3	-	-
	20歳代	90	45.6	23.3	10.0	13.3	3.3	5.6	25.6	1.1	2.2
	30歳代	147	33.3	15.0	15.6	15.0	4.8	8.8	24.5	2.7	3.4
	40歳代	192	38.5	19.8	12.0	13.5	6.3	10.9	19.8	3.1	3.1
	50歳代	144	36.8	19.4	22.2	15.3	16.7	11.8	16.0	4.2	3.5
	60歳代	228	44.7	14.9	15.8	8.8	14.9	9.2	18.9	2.2	5.3
	70歳以上	213	38.0	14.1	11.3	7.0	15.0	14.6	12.7	8.5	9.9
	無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	287	38.7	19.5	16.7	12.2	10.5	11.5	18.1	3.8	5.2
	泉・今川	292	41.8	18.2	12.0	12.0	12.0	10.3	16.1	4.1	4.5
	葦島・今元・仲津	255	42.7	16.5	14.1	8.6	10.6	9.8	20.0	3.9	4.3
	稗田・延永・椿市	187	33.7	12.8	15.0	13.4	10.7	11.2	21.4	3.7	6.4
	無回答	6	16.7	-	-	16.7	-	-	66.7	-	-

全体より5%以上高い項目

⑬緑のまちづくりにおいて、今後行橋市に期待すること

- ・公園の整備に対する要望が多い。
- ・防災への関心が高い。

全体的に公園整備が望まれています。年齢層が上がるにつれて防災への関心が高くなり、全体の約半数が避難所としても活用できる公園が欲しいと考えています。その他の公園の使い方として、余暇時間を過ごすことのできる公園、来訪者をひきつける賑わい性を持つ公園が望まれています。また、距離的な要素も重要視されており、地区での大きな偏りが見られないことから、全体的に公園が不足していると考えられていることが分かります。



(単位: %)

回答	サンプル数	公園が防災機能と備えている公園があること	多様な機能がある公園があること	歩いていける公園があること	スポーツができる公園があること	テーマを持つ公園があること	川辺で快適に過ごせるよう配慮していること	眺望に配慮していること	イベントができる公園があること	花壇や街路樹の清掃などに参加しやすいこと	公園の清掃などに参加しやすいこと	自然のふれあいができること	植樹に参加しやすいこと	その他	無回答	
全体	1,201	49.3	42.0	33.6	30.3	24.9	24.3	19.9	17.7	11.6	11.6	11.3	6.1	1.7	5.7	
年齢別	20歳未満	15	46.7	46.7	20.0	46.7	26.7	26.7	33.3	20.0	6.7	13.3	13.3	6.7	-	13.3
	20歳代	95	41.1	51.6	47.4	32.6	18.9	20.0	15.8	20.0	7.4	12.6	14.7	5.3	-	5.3
	30歳代	157	38.2	52.2	43.3	40.8	17.2	22.3	19.7	29.9	7.6	10.8	13.4	7.0	2.5	2.5
	40歳代	206	44.7	48.1	29.1	35.9	27.2	26.2	19.4	23.8	15.5	11.2	9.7	6.8	3.9	1.9
	50歳代	167	46.1	42.5	26.3	28.1	30.5	25.1	15.6	28.7	12.0	12.0	9.0	7.2	1.8	4.2
	60歳代	287	55.7	42.9	28.9	27.5	30.0	26.5	20.2	11.5	8.7	10.5	9.4	4.9	1.4	6.6
	70歳以上	272	57.7	26.8	36.8	22.4	21.0	22.8	23.2	5.1	15.1	12.9	13.6	5.9	0.7	10.3
	無回答	2	-	50.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-
行政区別	行橋	333	52.9	40.2	31.5	30.3	25.8	22.2	19.5	18.9	12.3	11.1	9.3	3.0	2.4	5.1
	泉・今川	321	49.8	48.9	34.0	32.1	27.1	28.7	19.0	19.0	10.9	10.0	11.2	7.8	2.5	3.7
	葦島・今元・仲津	307	49.5	37.1	35.5	29.6	23.1	22.1	19.5	15.0	12.1	13.0	12.7	8.1	0.7	6.8
	稗田・延永・榑市	232	44.4	41.8	34.1	28.4	23.7	23.3	22.0	18.1	10.3	12.1	12.5	5.2	1.3	7.8
	無回答	8	12.5	37.5	25.0	37.5	-	50.0	25.0	12.5	25.0	25.0	12.5	12.5	-	12.5

全体より5%以上高い項目

⑭緑に関するアンケートでの自由回答

- ・手入れや施設・整備の要望が多い。
- ・子育てとのかかわりに関する意見や、コスモスの減少の意見。

行橋	件数
手入れの問題	28
施設・設備の要望	18
緑の減少	7
子育てとの関わり	7
コスモスの減少	4
財政上の懸念	4
災害時への懸念・要望	4
その他	34
泉・今川	件数
手入れの問題	42
施設・設備の要望	19
子育てとの関わり	11
緑の減少	8
コスモスの減少	2
災害時への懸念・要望	2
財政上の懸念	1
その他	36
菟島・今元・仲津	件数
手入れの問題	33
施設・設備の要望	13
子育てとの関わり	11
緑の減少	8
コスモスの減少	4
財政上の懸念	2
災害時への懸念・要望	1
その他	31
稗田・延永・椿市	件数
手入れの問題	21
子育てとの関わり	4
財政上の懸念	3
コスモスの減少	2
災害時への懸念・要望	2
施設・設備の要望	2
緑の減少	1
その他	29
全行政区	件数
手入れの問題	125
施設・設備の要望	52
子育てとの関わり	33
緑の減少	24
コスモスの減少	12
財政上の懸念	10
災害時への懸念・要望	9
その他	131

(参考) 行橋校区における公園に関するアンケート調査

住民ボランティアにより、行橋小学校、行橋小学校区内の保育所、幼稚園の保護者に対して公園に関する調査を行っており、そのアンケート結果は以下のとおりとなっています。

子供や保護者の方々は公園の広さや安全性、衛生面に高い関心があることがわかります。利用者が快適に過ごすことができるよう、ニーズに合わせた公園整備が必要です。

#### 公園に関する良い点

	項目	回答件数
1位	広い	19
2位	遊具がたくさんあり楽しい	17
3位	きれい・整備されている	16
4位	安全（死角がない）	8
5位	ボール遊びができる（ようにフェンスがある）	6

#### 公園に関する悪い点

	項目	回答件数
1位	遊具が少ない	24
2位	中高生のたまり場になっている	17
3位	狭い	13
4位	ゴミ・落書きが多い、汚い、ゴミ箱が少ない	10
4位	遠い・場所が悪い	10

#### 利用しやすい公園

	項目	回答件数
1位	総合公園	25
2位	噴水公園	6
2位	自宅近くの公園	6

#### 利用しにくい公園

	項目	回答件数
1位	噴水公園	21
2位	自宅近くの公園	16
3位	多くの公園	10

行橋市 ジブン×チイキ活動講座（H27）より

## 5) 教育活動

行橋市の学校教育の現場では、学校の授業や課外活動で以下のような取り組みが行われています。

表 資料 1-3-4 授業での取り組み

学年	教科	内容
小学1年生	生活	ひまわりを育てる
小学2年生	生活	トマトを育てる
小学5年生	社会	森林の仕組みについて

表 資料 1-3-5 課外活動での取り組み

小学校名	取り組み
今川小学校	毎年植樹、今川カップ調査隊
椿市小学校	毎年植樹
今元小学校	長井浜清掃活動
延永小学校	なかよし通り美化活動

## 6) 上位関連計画

主な上位計画及び関連計画の概要を以下に整理しました。なお、各計画の施策や取組み等について当計画に関連する部分を抜粋しています。

### (1) 福岡県の緑に関する上位関連計画

#### ◆上位計画

名称	行橋都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)
年次、期間	策定年次：平成 29 年 1 月 24 日告示 目標年次：令和 12 年
目標	「北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際的な技術集積都市圏を目指す 北九州都市圏」
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎環境保全系統：緑地の適切な保全、公園・緑地等の生き物に配慮した施設配置、生物多様性や沿岸海域の水質保全</li> <li>◎レクリエーション系統：多様なレクリエーション需要に対応した都市基幹公園等、様々な種類の公園・緑地等の整備促進</li> <li>◎防災系統：安全性を確保した防災公園や緑地、自然災害防止のため樹林地の適切な配置</li> <li>◎景観構成系統：良好な自然景観及び自然環境を備える地域として配慮された土地利用や都市施設の計画</li> <li>◎環境負荷の少ない都市構造</li> <li>◎圏域内の環境改善・良好な環境創出：自動車交通による大気汚染等防止・緩和のための幹線道路沿道の緑化</li> </ul>
自然的環境の整備・保全	<p>◆基本方針◆</p> <p>自然環境に配慮した都市づくりにおける景観・防災・レクリエーション等の観点の必要性、県土の骨格となる緑の保全・活用魅力ある水辺空間・優れた自然環境等、公共空間の整備・保全、緑・海の自然軸との連続性確保、水と緑のネットワーク形成</p>
名称	福岡県総合計画
年次、期間	平成 29 年 3 月、平成 29 年度から令和 3 年度
目標	県民幸福度日本一の福岡県
緑に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること</li> <li>(2) 県民のスポーツ活動を盛んにする</li> <li>①誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進</li> <li>県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備・充実</li> </ul> </li> <li>●環境と調和し、快適に暮らせること</li> <li>(3) 自然と共生し、快適な環境をつくる</li> <li>①自然共生社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然と生物多様性の保全</li> <li>農林水産業がもつ多面的機能の維持・増進</li> </ul> </li> <li>地方創生の推進</li> <li>「地域を創る」：遠浅の海岸が続く「長井浜」でのスポーツイベント等の開催による地域の活性化</li> </ul>

◆関連計画

名称	福岡県国土利用計画（第四次）
年次	策定年次：平成 21 年 3 月 目標年次：平成 29 年 基準年次：平成 16 年
基本理念	「健康で文化的な生活環境の確保と総体的な発展を図る」
県土の基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県土利用の質的向上</li> <li>● 都市部の基本方向</li> <li>● 農山漁村部の基本方向</li> </ul>
施策	◎ 県土の保全と安全性の確保 県土：対地震の都市構造、治水・防災・震災対策、森林の適正管理、森林環境税を活かした森林づくり 地域社会：条例による総合的な対策実施、GAPの導入促進、食品表示適正化、災害に強い居住環境形成
	◎ 環境の保全と美しい県土の形成 循環と共生：リサイクル技術と社会システム開発、リサイクル産業の振興、新エネルギー利用・省エネ、省資源の取組推進 県土形成：県民との美しいまちづくり推進、道路緑化環境・公園・森林空間の整備、水辺空間の整備促進
	◎ 土地の有効利用の促進 農山漁村：優良農用地確保・有効利用、集落営農組織の法人化、耕作放棄地の利用、林道・作業道の整備
北九州地域に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市近郊型農業の振興と都市近郊森林の適正な維持・管理</li> <li>・ 京築連帯アメニティ都市圏構想の推進</li> </ul>

名称	福岡県生物多様性戦略
策定、期間	策定年次：2013年 計画期間：行動目標を10年間（目標年度2022年）、実行計画5年間で設定
目標	「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」
行動目標	1. 暮らしのなかで生物多様性を育む 2. 生物多様性の保全と再生 3. 生物多様性の持続可能な利用 4. 生物多様性を支える基盤とネットワークの構築
行動計画	◎県民への普及啓発 ◎自然とのふれあいの推進 ◎生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透 ◎需要地域の保全 ◎生物多様性に配慮した公共工事の推進
山地・山林の取組	・間伐材等を活かした工法の導入、景観調和、山地災害防止、治山ダムの透過型化 ・グリーンベルト・荒廃地における樹林帯の整備や緑化対策、ビオトープ空間の保全・再生・創出 ・地域と協働の斜面整備や風倒木の処理、在来植生の植栽 ・山腹の緑化吹付け・植生マットの植物選定の配慮、水と緑豊かな溪流砂防事業の推進
農村における取組	・河川から水田、水路、ため池、集落、山林を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全 ・生物多様性配慮の視点を導入した農業農村整備事業の実施 ・人々が農村の自然にふれ合う場、相互に交流する場としての活用できるため池や水路等の施設整備
都市における取組	・都市公園の整備を推進 ・生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入 ・地域の気候や土壌等、自然条件に最も調和した植生を活用した盛土のり面の整備 ・都市近郊の里地里山は特別緑地保全地区や緑地保全地域制度等を活用
河川における取組	・河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備 ・調整池や調節池の設置 ・水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい生態系の確保した河川やダム湖の整備 ・自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験等レクリエーション利用に配慮した整備 ・川を活かしたまちづくり活動、市民団体との連携・協働したビオトープの整備や水際植生の復元等の取組
沿岸・海域における取組	・海岸法の目的である防護・環境・利用の調和 ・砂浜や干潟の保全を行い、自然環境と調和した海岸の形成を推進 ・緩傾斜護岸や石積み護岸等、生物の生息環境に配慮した護岸形状を検討 ・港湾緑地の整備において、多様な生物の生息・生育空間を創出

名称	福岡県農林水産振興基本計画
年次、期間	策定年次：平成 29 年 3 月 計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度
目標	魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくり
施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民とともにつくる農林水産業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 食育・木育・花育を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産者との交流や食文化の発信等を通じ食育を推進</li> <li>② 木とふれあい親しむ機会を通じ、木育を推進</li> <li>③ 花や緑に親しみ育てる機会を通じ、花育を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 魅力ある農山漁村づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 農林水産表がもつ多面的機能を維持・増進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地・森林・海・河川等が物多面的機能への県民の理解を促進</li> <li>② 地域の共同活動等を通じ、農地の保全や水路の維持を推進</li> <li>③ 森林の整備・保全を通じ、健全な森林（もり）づくりを推進</li> <li>④ 漁業者等による藻場・干潟・河川の環境保全を推進</li> <li>⑤ 再生可能エネルギーや省エネ施設・機器の導入を促進</li> <li>⑥ ふくおかエコ農産物等の普及を通じ、環境保全型農業を推進</li> </ul> </li> <li>(3) 防災・減災対策を強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の適正な管理等を通じ、安全・安心な地域づくりを推進</li> <li>② 災害リスクに対応した、ため池や治山施設等の整備を推進</li> <li>③ 老朽化した農業水利施設や漁港施設等の長寿命化対策を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花育イベントへの参加者数 現状：715 人/年⇒目標：4,000 人/5 か年</li> <li>・ 農地等の保全に取り組む面積 現状：39,056ha⇒目標：40,000ha</li> <li>・ 藻場・干潟の保全に取り組む人数 現状：654 人⇒目標：750 人</li> </ul>

(2) 行橋市の緑に関する上位・関連計画

◆上位計画

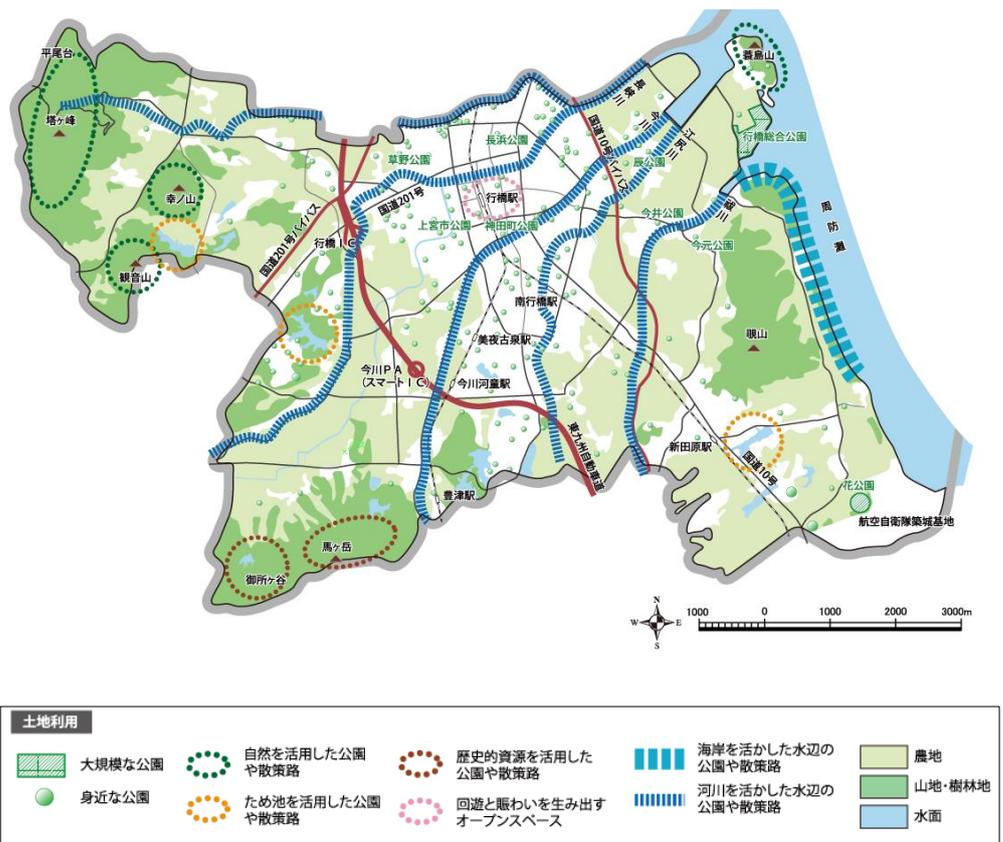
名称	第5次行橋市総合計画(後期基本計画)
年次、期間	策定年次：平成 29 年 3 月 計画期間：後期 平成 29 年度～令和 3 年度
将来像	「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」
基本目標	1. ひとが賑わうまち 2. ひとを育むまち 3. ひとつながるまち
主要施策	◎公園の整備 身近な公園の安全管理 児童遊園の巡回、遊具・工作物の安全管理、専門業者による遊具の安全点検 都市公園・総合公園の機能保全 高齢者・障がい者・子どもたちの利用に対する安心安全な機能の保全 市民参加による公園づくりと管理 計画策定段階の市民参加、ボランティアによる清掃活動等の参加促進 ◆行橋総合公園利用者目標指数：14 万人 (R3) 【実績：125,000 人 (H27)】
	◎景観・自然環境の保全 景観形成基本計画の推進 歴史・文化に触れあえる環境、市街地内の河川や道路ぞいの整備 環境基本計画の推進 「水と緑を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」の実現 緑の基本計画の推進 緑地保全、公園緑地の整備、自然保護・緑地創出の推進 環境美化・緑化意識の高揚 ボランティア等が行う美化活動の支援、「市民一斉清掃の日」の継続
	◎文化施設の整備充実 御所ヶ谷史跡自然公園整備事業：自然環境を活かした歴史を体験できる公園整備
	◎ボランティア活動・市民活動の充実 ボランティア団体の育成、団体間の交流・連携の強化、ボランティア活動の機会拡大

名称	行橋市都市計画マスタープラン
年次、期間	策定年次：平成 27 年 3 月改定 計画期間：おおむね 20 年間目標年次は令和 17 (2035) 年
将来像	「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」
行橋市におけるこれからの都市づくりの視点	京築エリアにおける拠点を担う中核都市づくり 中心市街地の再活性化と集約型都市づくり 安全で快適な市街地環境・集落環境の整備 固有の魅力を活かした地域環境づくり 人にやさしい地域環境づくり
都市づくりの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暮らしにやすらぎと豊かさを彩る水と緑豊かな住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内における多様な緑とオープンスペースの創出</li> <li>・河川・ため池等の身近な水辺の整備・活用</li> <li>・美しい自然や里の風景の保全</li> </ul> </li> <li>●災害等に備えた安心して暮らせる都市インフラの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して安全かつ快適に住み続けられる都市インフラの整備と維持</li> <li>・災害に備えた都市基盤の形成</li> </ul> </li> </ul>
方針	<p>◎恵まれた自然的環境の保全と活用</p> <p>工業・流通業務地 市街地内既存工業地の敷地内緑化促進、稲童工業団地等工業地周辺の自然環境との調和</p> <p>一般住宅地 宅地内の緑化誘導、公園や街路樹等公共空間の緑化による緑豊かで快適な住環境形成</p> <p>農地・集落地 身近に集える広場・公園等の充実</p> <p>山地・樹林地 西部と東部に広がる山地、樹林地の適切な維持管理、楽しめる場としての活用</p> <p>自然保全エリア 適切な保全と広域的なレクリエーションの場としての活用</p> <p>◎豊かな水と緑を生かした都市環境の形成</p> <p>◎日常的な交流や憩いの場となる身近な公園の整備・充実</p> <p>◎市民・事業者と連携した緑の創出・育成</p> <p>公園・河川 健康増進機能や特色を生かした公園・散策路の整備、災害時の避難場所的役割</p> <p>市街地内 公共施設・民間施設の敷地内緑化推進、住宅地での緑化協定等の導入誘導</p> <p>◎緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観形成</p> <p>市街地ゾーン 公共施設やオープンスペース・公園の緑化、開放的で緑豊かな景観形成</p> <p>住宅ゾーン 生垣や宅地内植栽等を配した住宅地景観形成、赤煉瓦塀等を活かした沿道景観創出</p> <p>田園・集落ゾーン 担い手育成・農村集落環境整備・農業施設推進による農用地荒廃防止</p> <p>山地・丘陵ゾーン 自然環境保全や育成による四季折々のやまなみ景観形成、生態系の保全と風致保護</p> <p>道路軸 景観阻害要因除去、緑豊かな並木・照明・サイン等の計画</p> <p>海岸軸 憩いの場となる海岸や周辺緑の保全による個性的な景観創出</p> <p>◎主要な生活道路 生活・通学道路の街路灯設置や街路樹の植栽による安心かつ快適な道路環境の充実</p>

将来都市像



自然的環境の  
保全・  
整備の  
方針図



## ◆関連計画

名称	行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略
年次、期間	目標年次：平成 29 年 6 月改訂 計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人を惹きつける学びあふれるまち</li> <li>2. 子どもの育みを支えるまち</li> <li>3. 学びが仕事へ、仕事子どもたちの学びへつながるまち</li> <li>4. 地域を支えあい、交流しあうまち</li> </ol>
基本方針と施策	<p>◎子育てのしやすい環境整備</p> <p>◎生涯を通じて住みやすい環境整備</p> <p>海岸地域の地域資源を活用した学びの交流拠点の形成 ⇒漁村集落や豊かな森林・四季折々の草花等、景観資源の統一感、楽しみながら散策できる景観形成</p> <p>◎働く場所の確保や充実</p> <p>◎交流人口の増加</p> <p>行橋市の観光ポータルサイトを立ち上げ、地域資源の情報発信を促進 集落生活圏を維持するために「小さな拠点」の形成</p> <p>◎防災・防犯（安心・安全）の推進</p>
名称	行橋市環境基本計画
年次、期間	目標年次：平成 29 年 1 月 計画期間：平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間
将来像	「緑と水を大切にし 快適に暮らせる 環境共生都市」
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源・エネルギーを大切にした循環型のまち（地球環境）</li> <li>2. 健康で安心して暮らせるまち（生活環境）</li> <li>3. 自然や文化を身近に感じられるまち（自然環境）</li> <li>4. みんなで快適な環境づくりに取り組むまち（参加と協働）</li> </ol>
取組の方向性	<p>◎魅力ある街並みの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の整備と維持管理 ニーズや実情に応じた都市公園設置、御所ヶ谷史跡自然公園の整備、児童遊園の老朽化対策と維持管理 市民やボランティア団体による維持管理の支援、公園のバリアフリー化促進</li> <li>・まちの緑化の推進 市有施設への緑のカーテン、生垣、花壇の積極的設置 街路樹の整備や道路緑化、川沿いの緑地の整備、緑の募金活動推進 苗木・花苗の無料配布、民有地での生垣や花壇設置の奨励</li> <li>・市民参画による環境活動の推進 ボランティアやNPO法人の美化活動やイベントへの支援、民有地の適切な管理促進</li> </ul> <p>◎農地や森林の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保全対策の推進 植林活動を通じた生態系保全、木材・間伐材の有効利用、パトロール強化による不法投棄防止</li> <li>・農地の保全対策の推進 ほ場（水田・畑・果樹園等の農地全般）整備による耕作放棄地の解消</li> <li>・農林業とのふれあい創出 農林業体験イベントによる農地や森林への理解を深める取り組み推進 農地や森林で環境学習講座の開催による意識啓発や人材育成</li> </ul>

名称		行橋市景観形成基本計画
年次、期間		策定年次：平成 20 年 3 月
将来像		「水と緑、心癒す風景を育む魅力のまち『ゆくはし』」
基本目標		1. 緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり 2. 歴史・文化を守り・育み・伝える風情ある景観づくり 3. 個性ある交流拠点都市の活力と自然と共生した魅力あるまちなみ景観づくり
方針	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいのある魅力的な街並みの景観形成</li> <li>・建物の高さ規制等の基準づくりを視野に入れた中心市街地景観の形成</li> <li>・船路川散策道を活かした水辺景観の形成等、個性ある市街地景観の形成</li> </ul>
	市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱・架線の改善、市民による沿道の植栽等良好なまちなみ景観の形成</li> <li>・公共施設のオープンスペースや公園の緑化等、開放的で緑豊かな景観の形成</li> </ul>
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いたある住宅地景観の形成</li> <li>・赤煉瓦塀等を活かした個性ある住宅地沿道景観の創出</li> </ul>
	田園・集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の育成や農業施策の推進による田園風景や里山景観の保全</li> <li>・ため池を身近な水辺景観として保全</li> </ul>
	山地・丘陵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全や緑の育成による四季折々の表情を持つやまなみ景観の形成</li> <li>・自然公園に指定されている区域における生態系の保全と風致の保護</li> </ul>
	道路軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の基盤となる道路における良好な沿道景観の形成</li> <li>・歴史的なまちなみが残る道路において景観形成</li> <li>・市境付近の幹線道路において並木や照明、サイン等の計画によるゲートとして魅力ある沿道景観の形成</li> <li>・JR 日豊本線、平成筑豊鉄道沿線の景観保全</li> </ul>
	河川軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川と河畔道路一体化による河川景観形成、親水機能を高めた水辺空間の創出</li> </ul>
	海岸軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憩いの場となる海岸や緑の保全、個性的な海辺景観創出</li> </ul>
景観重要樹木指定方針		◎景観重要樹木(樹高があり樹幹が太く良好な葉ぶりの樹木で歴史的価値が高いと認められ指定されたもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの</li> <li>・街角やアイストップに位置する又は良好な景観の背景となる、地域の景観形成の先導的な役割をもつもの</li> </ul>
景観形成方針図		

名称	行橋市立地適正化計画
策定、期間	策定年次：平成 29 年 3 月 計画期間：令和 17 年まで
ゆくはしスタイル	歩いて楽しい まちなか暮らし 自然がいっぱい いなか暮らし 暮らしを選べる都市 ゆくはし 都心居住スタイル（都心拠点）→都市機能誘導区域 まちなか居住スタイル→居住誘導区域 田園居住スタイル
暮らしと街のイメージ	◎都心居住スタイル（都心拠点）→都市機能誘導区域 ・行橋駅から徒歩圏内のマンション等に居住 ・買い物の場や病院、子育て施設、福祉施設等の生活利便施設が多く集積し、歩いていくことができる ・全市的な公共公益施設や夜に賑わう居酒屋スナック等が多く集積 ・小倉等への鉄道での通勤・通学も便利 ◎まちなか居住スタイル→居住誘導区域 ・都心近くのまちなかの戸建住宅等に居住 ・公共交通（鉄道やバス）を利用して都心の生活利便施設にアクセス可能 ◎田園居住スタイル ・郊外部・集落地で敷地の広い戸建住宅に居住 ・公共交通（鉄道やバス）を利用して都心の生活利便施設にアクセス可能 ・地域の拠点を中心として、地域住民の自助・共助により地域での生活を維持 ・海や山、田畑等、豊かな自然に囲まれている。
名称	行橋市地域防災計画
策定、期間	策定年次：平成 23 年 6 月 計画期間：毎年検討、必要に応じ修正
目的	「住民の生命、身体及び財産の災害からの保護・軽減による社会秩序の維持と公共福祉の確保の万全」
基本方針	1. 防災まちづくり、被害軽減・防止 2. 防災体制の整備 3. 避難、被災者の救援、救護体制整備 4. 住民の防災力向上
対策	◎治山対策 関係営林署との連携強化、適正な保育施業実施、計画的造林実施 水土保全機能の発揮及び山地起因の災害防止の為の治山事業推進 ◎山地災害対策 危険地区の周知、防災意識の普及、点検パトロールの実施、治山事業の推進 ◎林野火災対策 巡視員による適正指導・監視、早期発見・適切な措置、火災発生危険期の重点巡視、緑化保全 ◎公園・緑地等の防災空間整備 公園・緑地の確保：緊急避難所利用の為の維持管理、未整備地区等の整備推進 延焼遮断帯：樹木の耐火性を生かした樹林帯・街路樹・生垣等の緑化、道路・建築物を含めた総合的整備
防災基盤強化基本方針	・建築物不燃化の推進 ・防災空間の確保 計画方針：都市公園の整備、避難地の確保、火災の延焼防止、円滑な救護活動実施 都市公園の整備：避難地・防火帯、応援隊集結地、ごみ・がれき仮置場等の機能を有する整備 ・市街地再開発・土地区画整理事業の推進

名称	行橋市公共施設等総合管理計画
年次、期間	策定年次：平成 29 年 3 月 計画期間：2017 年度から 2056 年度までの 40 年間、10 年ごとの定期的な見直し
目的	1. 長期的な視点に立った老朽化対策の推進 2. 将来の利用需要を踏まえた適切な施設配置・規模の設定 3. 更新費用や維持管理費用等の削減・平準化
基本方針	●公共建築物：選択と集中による全体総量の（延床面積）の削減 ●インフラ資産：長寿命化と効率的な維持管理
実施方針	◎庁内横断的な取組体制の構築 課題や方針の情報共有、マネジメント視点の施策反映、職員の専門知識取得推進 ◎最適配置の推進 広域連携の促進、施設性能・必需性を考慮した維持更新、市民意見の反映、新たな最適配置方法の把握 ◎長寿命化 維持更新する施設の機能向上にむけた改修、予防保全を取り入れた修繕、点検診断等の充実 ◎官民連携 官民連携手法の採用による財政負担軽減、民間代替性・連携必要性の高い施設の資金等の活用と連携 ◎広域連携 近隣自治体との市域を超えた施設の共同利用の促進

## 資料編 2 用語の解説

### 【あ行】

#### オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。空地。災害時には、火災の焼け止まり機能を果たす。

### 【か行】

#### 褐色森林土

主に温帯から暖帯の山地の森林下に広く分布している褐色の土壌。褐色森林土は森林の下にできる有機物の蓄積した黒色の表層と褐色の下層からなる。

#### 幹線道路

地域の主要な地点を結び、都市の主要な骨格を形成する道路のこと。主に、高速道路やバイパス道路などの自動車専用道路を含む国道、県道のほか、都市計画道路のことを指す。本計画では幹線道路が市内の顔ともなる道路のため、街路樹などの緑化を行う。

#### 官民連携

官(市役所)と民(民間企業)が協力して公共サービスを提供すること。その手法の種類として、PFI や P-PFI、指定管理者制度、包括的民間委託等がある。公園の整備や管理運営に対しそれらの手法を活用することで、多様化する市民のニーズ等へ対応した公園づくりを目指す。

#### 協働

市民・企業・市など、各主体が各立場に応じた役割分担のもとに、まちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの特性を活かしながら、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。

#### 居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが居住の安全性や利便性等が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。本計画では、街区公園等の配置を優先的に行っている。

#### グライ土

主に、土粒間のすきまが水分で満たされている場合に起る還元状態(元の性質に戻す状態)の発生が起きた土のことをいう。主に湖沼の周辺や斜面の下端に沿った平坦な地形などにみられる。

#### 公共施設緑地

公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。小中学校、市役所をはじめ、道路の街路樹、児童遊園等がある。

#### 耕作放棄地

農林業センサスによると、以前耕地であったもので、農作物が過去1年以上作付されず、農家が数年の内に再び耕作する考えのない土地。行橋市の農業委員会によると、平成31年2月末時点で、市全体の農地2,327haのうち、遊休農地が59haとなっている。耕作放棄地は、この遊休農地の中で今後数年内に耕作する考えのない土地といえる。

#### 荒廃森林再生事業

森林環境税を活用して、荒廃森林の整備や間伐の作業、その他森林を守り育てるため、森林環境教育などの取り組みを行う事業。

## 黒ボク土

黒ボク土は、主として母材が火山灰に由来し、容積重（単位：g/cm<sup>3</sup>）が小さく、軽しような土壌である。有機物が集積して黒い色をしていることが多く、黒くてホクホクしていることから黒ボク土と呼ばれる。なお、植物養分として重要なリン酸の吸着力も高い傾向にある。

## 【さ行】

### 砂礫層

地質学では粒径が2～16分の1ミリメートルのものを砂、2ミリメートル以上のものを礫と呼ぶ。その砂や礫が重なり層になったものをいう。

### 砂防指定地

砂防法第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。砂防指定が必要とされる地域としては、以下のようなものがある。

- ① 溪流若しくは河川の縦横浸食または山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、または、顕著となる恐れのある区域
- ② 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出または堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域。行橋市では、小波瀬川の矢山などがある。

### 市街化区域

都市計画法に定められた区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第7条第2項）なお、行橋市においては定められていない。

### 市街化調整区域

都市計画法に定められた区域で、市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第7条第3項）

市街化調整区域には、主に、災害の発生のおそれのある土地、優良な集団農地、優れた自然の風景を維持する等の土地の区域がある。そのため、開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられ、市街化を促進する都市施設は設けないものとされている。

### 施設緑地

公共施設等、施設として管理される緑地。都市公園、児童遊園、市民農園、寺社境内地など。

### 指定管理者制度

民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した運営管理の効率化を主な目的とし、都市公園等施設を民間事業者等に代行させることができる制度。一般的には、施設整備を伴わず、都市公園全体の維持管理を実施する。

### 住区基幹公園

安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーションや休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な利用を目的として設置される基幹的な都市公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

### 人口集中地区（DID）

国勢調査の結果をもとに設定される都市的傾向の強い地区。設定の要件は、国勢調査の基本単位区において、概ね人口密度が40人/ha以上の区域が隣接して、人口5,000人以上を有する地域を指す。「DID」は、Densely Inhabited District」の略。

### 水源涵養機能

樹木や森林土壌の働きにより、降水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、安定した水の流れを保つ。洪水調整、渇水緩和など河川流量が平準化され、洪水などの水害を防ぐ機能。

## 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境(水、大気、光など)の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものが、行橋市では森林や河川、海岸線、田畑、ため池があり、そこで生息する生物の生態系が該当する。

## 赤黄色土

西南日本の低山・丘陵・洪積台地上に広く分布している赤色または黄色の土をもつ土壌の分類学的名称。色は鉄の成分により、レンガ色、オレンジ色、黄色の暖色系で鮮明であるのがこの土壌の特徴である。

## 【た行】

### 台地段丘

主に洪積世(約170万年前から1万年前)に形成されたもので、一般に沖積平野より高い標高にある、緩傾斜やほぼ平坦な平野。

### 地域制緑地

一定の区域について、法律等でその土地利用を規制することで確保される緑地のこと。風致地区、保存樹林、地区計画による緑地など。

### 都市基幹公園

都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

### 都市機能誘導区域

コンパクトなまちづくりを推進するため、医療施設、福祉施設、商業施設など都市の居住者の福祉または利便性向上のために必要な施設について立地を誘導すべき区域。

### 都市計画区域

市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として、都道府県知事が指定する。(都市計画法第5条第1項) 行橋市では、全域を行橋市都市計画区域としている。

### 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。(都市計画法第1条)

### 都市公園

都市公園法で規定する公園で、住民の利用を目的とする身近なものから広域的な利用を目的とするものまで、様々な規模、種類のものがある。その機能、目的、利用対象等によって(1)住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、(2)都市基幹公園(総合公園、運動公園)、(3)大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)、(4)国営公園、(5)特殊公園、(6)緩衝緑地、(7)都市緑地、(8)緑道に区分される。

### 都市緑化基金

条例や寄付行為等を設置の根拠として、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行う。

### 都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される緑地。行橋市には、八景山1号公園、八景山2号公園の2箇所がある。

## 都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。（都市緑地法第1条）都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定している。

## 【な行】

### 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、農業を推進することが必要と定められた地域。今後、概ね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域である。本計画では地域制緑地として保全すべき区域である。

### 農地中間管理機構

耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大を目ざす農業者にまとめて貸し出す組織。農地の「中間的受け皿」の役割を担うもので、農地集積バンク、農地バンクともいう。

### 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、長期にわたり積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために市で指定される区域。本計画では、地域制緑地として保全すべき区域である。

## 【は行】

### 灰色低地土

沖積地の土壌で、日本の水田の代表的な土壌。

### バリアフリー

高齢者や身体障害者が社会生活に参加する上での生活の支障となる物理的・精神的な障害を取り除くこと。具体的には、公園、トイレ、駅などで通路の段差をなくす、スロープを付ける、手摺りを設ける、エレベーターを設置するなどの対策が進められている。

### ビオトープ

生物(Bio)と場所(Topos)を組み合わせで作られたもの。本来その地域にすむ生物が生息できる空間。生態系の保全だけでなく、緑や環境に関する学習としても有効な空間となる。

### 風致地区

都市の風致を維持するために定められる地区。（都市計画法第9条第21項）都市において自然的な要素が豊富にある土地について良好な自然的景観として保全すべき地域を指定。なお、行橋市においては定められていない。

### 保安林

森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、公共の目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や土地の形質変更等に制限が加えられる。

### ポケットパーク

都市のなかに設けられた小公園。空き地等わずかなスペースを利用。ベンチや緑地を配置して、散策の休憩スペースや周辺の住民コミュニティスペースとしても利用が可能。

## 【や行】

### 用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用や建蔽率、容積率、高さ等の建築物の形態等を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。行橋市では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の 11 種類の用途地域が定められている。

## 【ら行】

### ランドマーク

都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。歴史的、文化的に価値のある建造物、樹木等がある。わかりやすく、かつ、個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。

### 緑被率

ある一定の区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地。航空写真を測定データとして用いる。本計画では、字別に占める緑被地の割合を算出した。

## 【わ行】

### ワークショップ

都市公園の整備等、あるテーマについて、様々な人々が技術や知恵を出し合い、グループ作業によりデザインの提案等を行う方法。

## アルファベット

### CSR

Corporate social responsibility の略。企業の社会的責任をいう。人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいう。

### NPO

Non-Profit-Organization(民間非営利組織)の略。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこし、緑のまちづくりなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

### PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の技術や運営ノウハウが活かせるものについて民間に移管し、資金調達から運営まで、民間の能力を活かして整備運営する方法。都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる。

### Park-PFI

飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、施設から得られる利益を活用して、周辺の園路や広場等、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備改修を一体的に行う民間業者等を公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

### 資料編3 行橋市緑の基本計画改定までの経緯

開催日		内容
第1回	2018年9月28日	1. 委員の選定 2. 概要説明 3. 緑の基本計画改定スケジュールの提示
アンケート調査	2018年9月14日から 2018年9月27日まで	市内在住 3,000 人に対し、アンケート調査を実施
第2回	2018年11月16日	1. 現況調査 2. 解析、評価及び課題の整理 3. 市民アンケート調査の報告
第3回	2019年1月25日	1. 基本方針について 2. 緑化目標と配置方針 3. 緑地の保全及び緑化推進のための施策
第4回	2019年2月26日	1. 都市公園の管理方針 2. 緑地の保全及び緑化推進のための施策 3. 緑の基本計画(素案)の提示
第5回	2019年11月19日	緑の基本計画(素案)の提示
第6回	2020年1月28日	パブリックコメントの反映について

### 資料編4 行橋市緑の基本計画改定委員会委員名簿

氏名	備考
長 聡子	委員長 西日本工業大学 デザイン学部 建築学科 准教授(学識経験者)
義間 健二	副委員長 行橋市 副市長(2019年3月31日まで就任)
橋本 晃	副委員長 行橋市 副市長(2019年4月1日より就任)
新垣 香織	公募
横溝 千賀子	公募
大村 重彦	行橋市観光協会 会長
黒田 浩正	福岡京築農業協同組合 行橋中央支店 支店長
田嶋 澄夫	行橋市北校区区長会 会長
田島 清治	花とみどりの会 副会長
蓑干 博文	行橋商工会議所 副会頭

(敬称略・順不同)



## 行橋市 緑の基本計画

令和2年3月発行

発行：行橋市

企画・監修：行橋市都市整備部都市政策課

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

TEL 0930-25-1111 (代表)

